

令02原機（大安）091
令和2年12月18日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉敏雄（公印省略）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

令和2年7月17日付け令02原機（大安）046をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書を別紙のとおり補正します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定の変更

令和2年7月17日付け令02原機（大安）046をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定の変更認可申請書を、別添のとおり補正する。主な変更の内容及び理由は、次のとおりである。

1. 変更の内容

(1) JMTRの廃止措置に伴う変更

- ① JMTRの廃止措置に係る定義の追加（第1編）
- ② 品質マネジメント計画について、廃止措置の保安活動も含むことを追加（第1編）
- ③ 廃止措置の工事に係る記録責任者等の追加（第1編）
- ④ JMTR原子炉主任技術者を削除し、JMTR廃止措置主任者を追加（第1編、第2編、第3編、第4編及び第5編）
- ⑤ JMTRの運転に伴う管理項目の削除又は変更（第1編及び第5編）
- ⑥ 照射設備の運転に伴う管理項目の削除又は変更（第1編及び第5編）
- ⑦ JMTRの廃止措置に伴う管理項目を追加（第5編）

(2) 保管廃棄施設の設置に伴う変更

- ① 廃棄物の仕掛品の定義を変更（第1編）
- ② 放射性廃棄物の廃棄に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の追加（第1編）
- ③ 廃棄物の仕掛品の管理の変更（第3編）
- ④ 固体廃棄物の廃棄の追加（第3編）
- ⑤ 固体廃棄物の保管の追加（第3編）
- ⑥ 廃棄物の仕掛品の保管場所の削除及び保管廃棄施設の記載の追加（第4編及び第5編）

(3) 記載の適正化に係る変更

2. 変更の理由

- (1) JMTRの廃止措置に伴い、JMTR原子炉主任技術者がJMTR廃止措置主任者になるとともに、JMTR及び照射設備の運転は行わず、JMTR廃止措置計画に定められた廃止措置を実施するため。
- (2) 保管廃棄施設の設置に伴い、廃棄物の仕掛品の管理を見直し、固体廃棄物の管理を変更するため。
- (3) 記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
原子炉施設保安規定
新旧対照表

令和2年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者（第6条－第6条の3）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第4節 独立検査組織（第13条の2）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等（第1条－第8条）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理（第9条－第17条）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等（第18条－第22条）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第23条・第24条）</p> <p>第2節 線量の評価（第25条－第28条）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置（第29条・第30条）</p> <p>第3章 環境監視（第31条－第34条）</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理（第34条の2－第39条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>（別記様式）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条－第9条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第10条－第14条の2）</p> <p>（別表）</p> <p>第4編 共用施設</p> <p>第1章 通則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第1節 運搬（第7条・第8条）</p> <p>第2節 除染（第9条・第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第10条の2－第17条）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p>	<p>目次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則（第1条－第4条）</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務（第5条－第5条の3）</p> <p>第2節 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者（第6条－第6条の5）</p> <p>第3節 委員会（第7条－第13条）</p> <p>第4節 独立検査組織（第13条の2）</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第14条－第22条）</p> <p>第4章 保安教育訓練（第23条・第24条）</p> <p>第5章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>第1節 事前の措置（第25条）</p> <p>第2節 非常事態における活動（第26条－第31条）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第32条・第33条）</p> <p>第7章 記録及び報告（第34条－第36条）</p> <p>第8章 定期的な評価（第37条－第41条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>第2編 放射線管理</p> <p>第1章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域等（第1条－第8条）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理（第9条－第17条）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等（第18条－第22条）</p> <p>第2章 被ばく管理</p> <p>第1節 被ばくの防止（第23条・第24条）</p> <p>第2節 線量の評価（第25条－第28条）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置（第29条・第30条）</p> <p>第3章 環境監視（第31条－第34条）</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理（第34条の2－第39条）</p> <p>（別表）</p> <p>（別図）</p> <p>（別記様式）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条－第9条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第10条－第14条の2）</p> <p>（別表）</p> <p>第4編 共用施設</p> <p>第1章 通則（第1条－第6条）</p> <p>第2章 管理</p> <p>第1節 運搬（第7条・第8条）</p> <p>第2節 除染（第9条・第10条）</p> <p>第3章 保守管理（第10条の2－第17条）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第18条）</p>	<p>備考</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条） 第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第20条） 第5章 放射線管理（第21条～第23条） （別表） （別図） 第5編 JMTRの管理 第1章 通則（第1条～第14条の2）</p> <p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限（第15条） 第2節 炉心構成上の遵守事項（第16条・第17条） 第3節 運転上の条件（第18条～第29条） 第4節 運転（第30条～第35条）</p> <p>第3章 保守管理（第35条の2～第40条） 第4章 燃料要素等の管理（第41条～第47条） 第5章 キャプセル等の管理（第48条～第52条） 第6章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置（第53条～第56条） 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置（第57条～第62条） 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第63条～第64条） 第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置（第65条～第67条） 第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置（第68条） 第6節 地震又は火災時の措置（第69条） 第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第70条）</p> <p>第7章 放射線管理（第71条～第73条） （別表） （別図） 第6編 HTTRの管理 第1章 通則（第1条～第15条の2） 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限（第16条・第17条） 第2節 炉心構成上の遵守事項（第18条・第19条） 第3節 運転上の条件（第20条～第29条） 第4節 運転（第30条～第34条）</p> <p>第3章 保守管理（第34条の2～第39条） 第4章 燃料棒及び燃料体の管理（第40条～第50条） 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置（第51条～第53条） 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置（第54条～第58条） 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第59条～第61条） 第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置（第62条～第64条） 第5節 地震又は火災時の措置（第65条） 第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第66条）</p>	<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第19条） 第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第20条） 第5章 放射線管理（第21条～第23条） （別表） （別図） 第5編 JMTRの管理 第1章 通則（第1条～第7条） 第2章 廃止措置管理（第8条～第17条）</p> <p>第3章 施設管理（第18条～第21条） （削る） （削る） （削る） （削る）</p> <p>第4章 保守管理（第22条～第30条） 第5章 燃料要素等の管理（第31条～第35条） 第6章 キャプセル等の管理（第36条～第37条） 第7章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置（第38条） 第2節 施設管理において異常を認めた場合の措置（第39条～第41条） 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第42条） 第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置（第43条～第44条） （削る） 第5節 地震又は火災時の措置（第45条） 第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第46条）</p> <p>第8章 放射線管理（第47条～第50条） （別表） （別図） 第6編 HTTRの管理 第1章 通則（第1条～第15条の2） 第2章 運転管理 第1節 運転上の制限（第16条・第17条） 第2節 炉心構成上の遵守事項（第18条・第19条） 第3節 運転上の条件（第20条～第29条） 第4節 運転（第30条～第34条）</p> <p>第3章 保守管理（第34条の2～第39条） 第4章 燃料棒及び燃料体の管理（第40条～第50条） 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路等が作動した場合の措置（第51条～第53条） 第2節 運転上の制限等に係る異常の場合の措置（第54条～第58条） 第3節 点検等において異常を認めた場合の措置（第59条～第61条） 第4節 燃料棒又は燃料体に異常を認めた場合の措置（第62条～第64条） 第5節 地震又は火災時の措置（第65条） 第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第66条）</p>	<p>・ 条番号の変更 ・ 章番号及び条番号の変更並びにJMTR廃止措置に伴う変更 ・ 章番号及び条番号の変更並びにJMTR廃止措置に伴う変更 ・ 章番号及び条番号の変更（以下同様） ・ JMTR廃止措置に伴う変更 ・ JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
第6章 放射線管理（第67条-第69条） （別表） （別図） 附則	第6章 放射線管理（第67条-第69条） （別表） （別図） 附則	

第1編 総則

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第1編 総則 第1章 通則 第1条～第2条 （省略）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用員及び臨時員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子炉施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第4欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(8) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(9) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(11) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(12) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(13) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(14) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(15) 「廃棄物の仕掛品」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で廃棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であって、これから廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(16) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(17) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組</p>	<p>第1編 総則 第1章 通則 第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>（定義） 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、役員、職員、嘱託（非常勤を除く。）、常勤職員、常用員及び臨時員等の機構と雇用関係にある者、並びに外来研究員、協力研究員及び客員研究員をいう。</p> <p>(2) 「センター長」とは、大洗研究所に属するセンター長をいう。</p> <p>(3) 「部長」とは、大洗研究所に属する部長及び原子炉施設検査室長をいう。</p> <p>(4) 「施設管理統括者」とは、原子炉施設を統括する部長をいう。</p> <p>(5) 「施設管理者」とは、施設を管理する課長をいい、別表第2第5欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(6) 「管理区域管理者」とは、管理区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第4欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。ただし、管理区域管理者と施設管理者が同じ場合は、施設管理者と読み替えることができる。</p> <p>(7) 「保全区域管理者」とは、保全区域の管理に係る業務を行うため、別表第2第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表第2欄に掲げる者をいう。</p> <p>(8) 「<u>廃止措置主任者</u>」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(9) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転又は利用、原子炉施設保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(10) 「一時立入者」とは、見学、視察等の目的で放射線作業以外の業務のため、一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(11) 「放射線管理」とは、原子炉施設に関する放射線による障害を防止するため行う対策をいう。</p> <p>(12) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質等の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(13) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(14) 「核燃料物質等の取扱い」とは、核燃料物質等の使用、運搬、貯蔵、廃棄又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(15) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(16) 「<u>廃棄物の仕掛品</u>」とは、原子炉施設で発生した固体状の核燃料物質等で、<u>共用施設及びJMTRにおいては保管廃棄施設に保管する前段階の物であり、かつ、これから廃棄しようとする物をいい、HTTRにおいては廃棄物管理施設へ引き渡す前段階の物であり、かつ、これから廃棄しようとする物をいう。</u></p> <p>(17) 「放射性廃棄物等」とは、放射性廃棄物又は廃棄物の仕掛品をいう。</p> <p>(18) 「<u>廃止措置</u>」とは、<u>原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</u></p> <p>(19) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組</p>	<p>・JMTR廃止措置に伴う追加 ・号番号の繰下げ（以下同じ。）</p> <p>・共用施設及びJMTRの保管廃棄施設の設置に伴う廃棄物の仕掛品の定義の変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(18) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(19) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(20) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(21) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(22) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(23) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(24) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。）をいう。</p> <p>(25) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に係る事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(26) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、</p>	<p>織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行う事が困難な事態であり、別表第3に掲げる事態をいう。</p> <p>(20) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行う、事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(21) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。</p> <p>(22) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(23) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(24) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(25) 「<u>廃止措置対象施設</u>」とは、<u>法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</u></p> <p>(26) 「<u>性能維持施設</u>」とは、<u>廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（構造物、設備及び機器）をいう。</u></p> <p>(27) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第23条第1項又は第26条第1項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（令和2年原子力規制委員会規則第7号。以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（<u>廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。</u>）、これを設置し、及び維持するために、策定する方針をいう。</p> <p>(28) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、原子炉施設ごとの施設管理の目標（<u>廃止措置対象施設以外にあっては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める目標を含む。</u>）をいう。</p> <p>(29) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために、原子炉施設ごとに策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、次の①から⑧までに掲げる事項を含む。</p> <p>① 施設管理実施計画の始期及び期間に関する事項</p> <p>② 原子炉施設の設計及び工事に係る事項</p> <p>③ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項</p> <p>④ 原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関する事項</p> <p>⑤ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項</p> <p>⑥ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関する事項</p> <p>⑦ ⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項</p> <p>⑧ 原子炉施設の施設管理に係る記録に関する事項</p> <p>(30) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項並びに原子炉施設の点検及び検査の方法、</p>	<p>備考</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(27) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(28) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(29) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(30) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(31) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p>	<p>実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した表をいう。</p> <p>(31) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p> <p>(32) 「キャプセル」とは、キャプセル照射装置のうち、JMTR原子炉本体の炉内に挿入して照射する試料を組み込んだ容器及びJMTR原子炉本体の炉内に直接挿入して照射する試料をいう。</p> <p>(33) 「OSF-1キャプセル」とは、インパイルループOSF-1照射装置（以下「OSF-1照射装置」という。）の炉内管に挿入して照射するヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置（以下「BOCA照射装置」という。）の照射試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(34) 「ラビット」とは、水カラビット照射装置の炉内管に挿入して照射する試料を組み込んだ容器をいう。</p> <p>(35) 「キャプセル等」とは、キャプセル、OSF-1キャプセル及びラビットをいう。</p>	
<p>第4条（省略）</p>	<p>第4条（変更なし）</p>	
<p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務</p>	<p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務</p>	
<p>第5条（省略）</p> <p>（職務）</p>	<p>第5条（変更なし）</p> <p>（職務）</p>	
<p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p>	<p>第5条の2 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に関する保安活動を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第14条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(6) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統理する。</p> <p>(7) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における原子炉施設に関する保安活動を統括する。</p> <p>(8) 原子力施設検査室長は、第13条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける原子炉施設の年間運転計画に係る業務を統括する。</p> <p>(10) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける原子炉施設に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける原子炉施設の年間管理計画に係る業務を統括する。</p>	<p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐及びJMTRキャプセル等審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術課長は、JMTRの運転計画及び照射利用計画並びにキャプセル等の設計、製作及び所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の運転及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMTRの燃料要素及びJMTRCで使用した燃料の管理に関する業務、管理区域管理者として燃料管理室、JMTR炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務及びキャプセル等の検査に関する業務を行う。</p> <p>(25) 照射課長は、キャプセル等の照射及び保管に関する業務、施設管理者としてJMTR照射設備の運転及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃止措置準備室長は、JMTRの廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第30号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) HTRR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTRRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(29) HTRR技術課長は、核燃料管理者としてHTRR炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) HTRR運転管理課長は、施設管理者としてHTRR本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTRR炉内燃料体の管理、区域管理者</p>	<p>(11) 保安管理部長は、次号から第15号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第33条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、材料試験炉部長、高温工学試験研究炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(12) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(13) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び原子炉施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(15) 核物質管理課長は、原子炉施設の周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、次号及び第18号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(17) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第6欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(18) 放射線管理第2課長は、原子炉施設の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(19) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(20) 調達課長は、大洗研究所における原子炉施設の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(21) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第26号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(22) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術課長は、キャプセル等の所在管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設及び特定施設の廃止措置の管理並びに保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者としてJMTRの燃料要素及びJMTRCで使用した燃料の管理に関する業務、管理区域管理者として燃料管理室、JMTR炉室、測定室、ホット実験室、X線装置室等の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 照射課長は、キャプセル等の保管に関する業務、施設管理者としてJMTR照射設備の廃止措置の管理及び保守に関する業務、管理区域管理者として照射制御室及び照射準備室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 廃止措置準備室長は、JMTRの廃止措置の計画に係る業務を行う。</p> <p>(27) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第30号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(28) HTRR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTRRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(29) HTRR技術課長は、核燃料管理者としてHTRR炉内燃料体を除く燃料棒及び燃料体の管理並びに区域管理者として新燃料組立検査室の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) HTRR運転管理課長は、施設管理者としてHTRR本体施設及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTRR炉内燃料体の管理、区域管理者</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>としてHTTR技術課長が所管する区域を除くHTTR建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>5 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>6 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>(運転班長の設置)</p> <p>第5条の3 <u>JMTR原子炉施設及びHTTR原子炉施設の運転業務を行わせるため、原子炉課及びHTTR運転管理課に運転班長を置く。</u></p> <p>2 運転班長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転班長代理を置く。</p> <p>3 運転班長及び運転班長代理は、所長が指名する。</p> <p>第2節 原子炉主任技術者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第6条 理事長は、法第40条の規定に基づき、原子炉施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから<u>JMTRにJMTR原子炉主任技術者及びHTTRにHTTR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）をそれぞれ選任する。</u></p> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任する。</p> <p>3 <u>共用施設の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、JMTR原子炉主任技術者とする。</u></p> <p>(原子炉主任技術者の職務)</p>	<p>としてHTTR技術課長が所管する区域を除くHTTR建家の放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として共用施設における本体施設の運転及び保守、特定施設の運転及び保守、除染施設の放射線管理並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 同一の原子炉施設が複数の施設管理統括者によって、分担管理されている場合における当該施設の保安管理のとりまとめは、特に定めのない限り、本体施設の施設管理統括者が行う。</p> <p>3 同一の原子炉施設が複数の施設管理者により運転される場合の運転のとりまとめは、本体施設の施設管理者が行う。保守についてもこれを準用する。</p> <p>4 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>5 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>6 第4項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>(運転班長の設置)</p> <p>第5条の3 <u>HTTR原子炉施設の運転業務を行わせるため、HTTR運転管理課に運転班長を置く。</u></p> <p>2 運転班長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転班長代理を置く。</p> <p>3 運転班長及び運転班長代理は、所長が指名する。</p> <p>第2節 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第6条 理事長は、法第40条の規定に基づき、原子炉施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、原子炉主任技術者免状を有する職員のうちからHTTRにHTTR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）を選任する。</p> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任する。 (削る)</p> <p>(廃止措置主任者の選任)</p> <p>第6条の2 <u>所長は、JMTRの廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、JMTR廃止措置主任者（以下この編において「廃止措置主任者」という。）を次の各号に定める職員のうちから選任する。ただし、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は、実務経験を考慮する。また、第4号に定める者から選任する場合は、燃料が全て施設から搬出された以降とする。</u></p> <p>(1) 原子炉主任技術者免状を有する者</p> <p>(2) 核燃料取扱主任者免状を有する者</p> <p>(3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者</p> <p>(4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者</p> <p>2 <u>所長は、廃止措置主任者が職務を遂行できない場合、その職務を代行させるため、必要に応じ代理者を前項に基づき選任する。</u></p> <p>(原子炉主任技術者の職務)</p>	<p>備考</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う追加</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・共用施設の所掌については第6条の3の職務で記載する。</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第6条の2 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に 行うことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当 理事に対して意見を具申する。 (2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助 言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認 する。 (4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 (5) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。 (6) 保安教育基本計画を確認する。 (7) 原子炉施設等安全審査委員会及びJMTR原子炉主任技術者についてはJMTR Rキャプセル等審査委員会に原則として出席する。 (8) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。 (9) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認す る。 (10) 原子炉施設の廃止措置に参画する。</p>	<p>第6条の3 原子炉主任技術者は、当該原子炉施設の運転（共用施設は廃液移送容器 の運転に限る。以下同じ。）に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、そ の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合には、理事長又は大洗研究所担当 理事に対して意見を具申する。 (2) 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者に対し、保安のための助 言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に關係する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認 する。 (4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 (5) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し報告書を確認する。 (6) 保安教育基本計画を確認する。 (7) 原子炉施設等安全審査委員会に原則として出席する。 (8) この規定改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改定に参画する。 (9) 原子炉施設の定期的な評価に関し、この規定に定める評価実施計画等を確認す る。 (10) 当該原子炉施設の廃止措置計画の策定に参画する。</p> <p>（廃止措置主任者の職務）</p> <p>第6条の4 廃止措置主任者は、当該原子炉施設の廃止措置又は運転（共用施設のう ち廃液移送容器以外の運転に限る。以下同じ。）に関する保安の監督を誠実にを行う ことを任務とし、その職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該原子炉施設の廃止措置又は運転に関し、保安上必要な場合には、所長に対 して意見を具申する。 (2) 当該原子炉施設の廃止措置又は運転に関し、廃止措置又は運転の業務を行う者 に対し、保安のための助言、勧告及び指示をする。 (3) 法令に基づく定期報告を確認する。 (4) 第36条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 (5) 第35条第2項に該当する原因調査に参画し、報告書を確認する。 (6) 保安教育基本計画を確認する。 (7) 原子炉施設等安全審査委員会に原則として出席する。 (8) この規定の改正及び保安上重要な規則・要領等の制定、改正に参画する。 (9) 当該原子炉施設の廃止措置計画の改正に参画する。</p>	<p>・ 条番号の繰下げ及び共用 施設の所掌の明確化</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う 変更</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う 追加</p>
<p>（意見の尊重等）</p> <p>第6条の3 理事長又は大洗研究所担当理事は、前条第1号の意見を尊重する。</p> <p>2 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者は、前条第2号の指示に従 う。</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～ 第8条 （省略）</p>	<p>（意見の尊重等）</p> <p>第6条の5 理事長又は大洗研究所担当理事は、第6条の3第1号の意見を尊重する。 2 所長は、前条第1号の意見を尊重する。 3 原子炉施設の運転に関し、原子炉施設の業務を行う者は、第6条の3第2号の指 示に従う。 4 当該原子炉施設の廃止措置又は運転に関し、廃止措置又は運転の業務を行う者は、 前条第2号の指示に従う。</p> <p>第3節 委員会</p> <p>第7条～ 第8条 （変更なし）</p>	<p>・ JMTR廃止措置に伴う 変更及び条番号の繰下 げ</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第9条 所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、原子炉主任技術者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名した者があたる。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第9条の2 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転、保守又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る場合に限る。）</p> <p>(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>(7) JMTRキャプセル等設計基準及びJMTRキャプセル等検査基準の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(8) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項</p> <p>(9) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第10条～第11条（省略）</p> <p>(JMTRキャプセル等審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第12条 所長は、大洗研究所にJMTRキャプセル等審査委員会を設置する。</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、JMTR原子炉主任技術者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名した者があたる。</p> <p>3 JMTRキャプセル等審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>(JMTRキャプセル等審査委員会の審議事項)</p> <p>第13条 JMTRキャプセル等審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) キャプセル等の炉心配置の安全性</p> <p>(2) キャプセル等の安全性</p> <p>2 JMTRキャプセル等審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第4節 独立検査組織</p> <p>第13条の2（省略）</p>	<p>(原子炉施設等安全審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第9条 所長は、大洗研究所に原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、原子炉主任技術者及び廃止措置主任者のほか、所長が指名した委員をもって構成し、委員長は、委員の中から所長が指名した者があたる。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会は、必要に応じ、専門部会を設けることができる。</p> <p>(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)</p> <p>第9条の2 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 原子炉設置変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 本規定の改定及び廃止に関する事項</p> <p>(3) 原子炉施設の廃止措置に関する事項</p> <p>(4) 原子炉施設の運転、保守又は改造の実施に関する事項（原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可に係る場合に限る。）</p> <p>(5) 放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する保安上重要な事項</p> <p>(6) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項（削る）</p> <p>(7) 原子炉施設の事故原因及び再発防止に関する事項</p> <p>(8) その他、所長が諮問する事項</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項各号に掲げる事項について、所長に答申する。</p> <p>3 所長は、前項の答申を尊重する。</p> <p>第10条～第11条（変更なし）</p> <p>第12条 削除</p> <p>第13条 削除</p> <p>第4節 独立検査組織</p> <p>第13条の2（変更なし）</p>	<p>・JMTR廃止措置に伴う追加</p> <p>・JMTR廃止措置に伴い削除</p> <p>・号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>・JMTR廃止措置に伴い削除</p> <p>・JMTR廃止措置に伴い削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3章 品質保証 （品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する課長及び廃止措置準備室長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 《以下省略》</p> <p>第15条～第22条（省略）</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等）</p> <p>第23条 所長は、別表第5に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p>	<p>第3章 品質保証 （品質マネジメント計画）</p> <p>第14条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、原子炉施設の設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動（<u>廃止措置を含む。</u>）に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。 「課長」とは、大洗研究所に属する課長及び廃止措置準備室長をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 《変更なし》</p> <p>第15条～第22条（変更なし）</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等）</p> <p>第23条 所長は、別表第5に掲げる原子炉施設に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、原子炉主任技術者及び<u>廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第5に掲げる教育内容と同等以上と認められる教育を受けた者等、別表第6に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに原子炉施設の放射線業務に従事する者に対し、別表第7に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ原子炉施設の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第8に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第7号から第32号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第24条 （省略）</p> <p>第5章 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 （省略）</p> <p>第2節 非常事態における活動 （通報及び応急措置）</p> <p>第26条 原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は運転班長へ通報する。</p> <p>2 施設管理者又は運転班長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長、当該施設の原子炉主任技術者、保安管理部長及び放射線管理部長に通報する。</p> <p>第27条～第31条 （省略）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第32条～第33条 （省略）</p> <p>第7章 記録及び報告 第34条 （省略）</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、試験炉規則第16条の14に定める事象については、速</p>	<p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第7の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第8の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第7号から第32号までに掲げる者は、必要に応じて保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第24条 （変更なし）</p> <p>第5章 非常の場合に採るべき措置 第1節 事前の措置</p> <p>第25条 （変更なし）</p> <p>第2節 非常事態における活動 （通報及び応急措置）</p> <p>第26条 原子炉施設に関し異常が発生したことを発見した者は、施設管理者又は運転班長へ通報する。</p> <p>2 施設管理者又は運転班長は、前項の通報を受けた場合は、その拡大を防止するための措置を講じるとともに、その状況が非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長が指名する連絡責任者及び施設管理統括者に通報する。</p> <p>3 前項の通報を受けた施設管理統括者は、直ちに所長、当該施設を所掌するセンター長、当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者、保安管理部長及び放射線管理部長に通報する。</p> <p>第27条～第31条 （変更なし）</p> <p>第6章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 第32条～第33条 （変更なし）</p> <p>第7章 記録及び報告 第34条 （変更なし）</p> <p>（故障等の報告）</p> <p>第35条 施設管理統括者又は放射線管理部長は、それぞれ所掌する施設について、試験炉規則第16条の14に定める事象及びこれに準ずる重大な事象が発生した場合には、その旨を所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告を受けた場合は、その旨を大洗研究所担当理事及び理事長に報告する。</p> <p>3 所長は、前項の報告後、試験炉規則第16条の14に定める事象については、速</p>	<p></p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p> <p>（業務報告）</p> <p>第36条 本体施設の施設管理統括者は、四半期ごとに、所掌する施設について、次の各号に掲げる事項を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該原子炉施設の原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>(1) 運転及び保守に関する保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設に係る業務を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>第8章 定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置）</p> <p>第37条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより原子炉施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第38条～第41条 （省略）</p>	<p>やかに報告書を作成し、大洗研究所担当理事の確認を受けたのちに、その旨を理事長に報告する。</p> <p>（業務報告）</p> <p>第36条 本体施設の施設管理統括者は、四半期ごとに、所掌する施設について、次の各号に掲げる事項を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告するとともに、当該原子炉施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に通知する。</p> <p>(1) 運転及び保守に関する保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設に係る業務を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>第8章 定期的な評価 （定期的な評価の実施に係る措置）</p> <p>第37条 所長は、試験炉規則第14条の2に基づき、次の各号に掲げるところによりHTR原子炉施設に係る定期的な評価（以下「定期的な評価」という。）を施設管理統括者に行わせる。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の実施状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>ロ 運転開始後10年を経過する日までに原子炉施設の保安活動の最新技術知見の反映状況の評価を行い、評価後10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 運転開始後30年を経過する日までに、経年変化に関する技術的評価を行い、その評価結果に基づき、施設の保全のために実施すべき措置に関する評価後10年間の長期施設管理方針を策定する。</p> <p>ロ 本号イの評価及び方針について、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</p> <p>第38条～第41条 （変更なし）</p>	<p>備考</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）						変更後（補正後）						備考	
別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）						別表第1 原子炉施設の区分（第2条関係）							
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	表番号の変更 表番号の変更	
区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設 屋内管 理用放 射線管 理設備	放射線管理施設 屋外管 理用放 射線管 理設備	区分	本体施設	照射設備	特定施設	放射線管理施設 屋内管 理用放 射線管 理設備	放射線管理施設 屋外管 理用放 射線管 理設備		
共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) J M T R の廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編 別表第 6及び 別表第 7に掲 げる放 射線測 定機器	第2編 別表第 13に 掲げる 放射線 測定機 器	共用施設	除染施設	—	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) J M T R の廃液輸送管 (5) 廃液移送容器	第4編 別表第 6及び 別表第 7に掲 げる放 射線測 定機器	第2編 別表第 13に 掲げる 放射線 測定機 器	表番号の変更 表番号の変更	
J M T R	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インバイルループO S F - 1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) U C L 系統 (7) 純水補給系統 (8) N ₂ ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編 別表第 27及 び別表 第28 に掲げ る放射 線測定 機器	第5編 別表第 6及び 別表第 7に掲 げる放 射線測 定機器	J M T R	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物施設 (7) 放射線測定機器 (8) その他通信設備等	(1) キャプセル照射装置 (2) ヘリウム-3出力制御型沸騰水キャプセル照射装置 (3) インバイルループO S F - 1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	(1) 電源系統 (2) 給排気系統 (3) タンクヤード (4) 二次冷却系統 (5) 空気系統 (6) U C L 系統 (7) 純水補給系統 (8) N ₂ ガス系統 (9) その他本体施設及び照射設備以外の設備	第5編 別表第 6及び 別表第 7に掲 げる放 射線測 定機器	第5編 別表第 6及び 別表第 7に掲 げる放 射線測 定機器		表番号の変更 表番号の変更
H T T R	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編 別表第 22及 び別表 第23 に掲げ る放射 線測定 機器	第6編 別表第 22及 び別表 第23 に掲げ る放射 線測定 機器	H T T R	(1) 原子炉本体 (2) 原子炉冷却系統施設 (3) 計測制御系統施設 (4) 核燃料物質取扱い及び貯蔵施設 (5) 原子炉格納施設 (6) 放射性廃棄物の廃棄施設 (7) 放射線測定機器	—	(1) 電気施設 (2) 換気空調設備 (3) 補機冷却水設備 (4) 一般冷却水設備 (5) 圧縮空気設備 (6) 窒素供給設備 (7) 建家・構築物 (8) その他の設備	第6編 別表第 22及 び別表 第23 に掲げ る放射 線測定 機器	第6編 別表第 22及 び別表 第23 に掲げ る放射 線測定 機器		
共用施設の特定施設のうち、J M T R の廃液輸送管は、J M T R のタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「J M T R 系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。						共用施設の特定施設のうち、J M T R の廃液輸送管は、J M T R のタンクヤードから廃棄物管理施設の受け入れ施設まで（以下この系統を「J M T R 系統」という。）をいう。廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。							
別表第2～別表第4（省略）						別表第2～別表第4（変更なし）							

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）								変更後（補正後）								備考	
別表第5 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第23条関係）								別表第5 原子炉施設に関する保安活動を行う者の保安教育（第23条関係）									
項目	教育内容	放射線業務従事者				放射線業務従事者以外		項目	教育内容	放射線業務従事者				放射線業務従事者以外			
		職員等		職員等以外の者		職員等	職員等以外の者			職員等		職員等以外の者		職員等	職員等以外の者		
		原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者					原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者	原子炉施設の運転、保守、利用、放射線管理に係る業務に従事する者	左記以外の者				
保安教育項目及び教育時間数※1								保安教育項目及び教育時間数※1									・ J M T R 廃止措置に伴う変更 ・ J M T R 廃止措置に伴う変更
関係法令及び保安規定の遵守に関すること。※2 (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。 保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。 品質マネジメントに関すること。	◎	○	◎	○	○	○	関係法令及び保安規定の遵守に関すること。※2 (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。 保安規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。 品質マネジメントに関すること。	◎	○	◎	○	○	○		
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。	◎	○	○	○	○	○	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (2.5時間以上)	主要な設備の概要及び運転保守管理に関すること。 ※3	◎	○	○	○	○	○		
放射線管理に関すること。※2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。 管理区域内の遵守事項に関すること。 放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×	放射線管理に関すること。※2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。 管理区域内の遵守事項に関すること。 放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	◎	◎	◎	◎	×	×		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※2 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。 核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	◎	○	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。※2 (1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関すること。 核燃料物質の使用、運搬、貯蔵、廃棄の方法等に関すること。	◎	○	◎	○	×	×		
非常の場合に講ずべき処置に関すること。※2 (0.5時間以上)	非常の場合に講ずべき処置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	非常の場合に講ずべき処置に関すること。※2 (0.5時間以上)	非常の場合に講ずべき処置に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
・すべての対象項目について毎年度実施する。 ・原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。 ・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 ・外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち								凡例：◎：全員対象（20分以上） ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） ×：対象外 ※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数									
・すべての対象項目について毎年度実施する。 ・原子炉施設に係る関係法令及び保安規定に関する教育は、改正時においても実施する。 ・職員等以外の者とは、年間契約に基づき常時立ち入る作業員をいう。 ・外来研究員、協力研究員及び客員研究員は、常時立ち								凡例：◎：全員対象（20分以上） ○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。） ×：対象外 ※1：対象とする教育内容を全て実施した場合の時間数									

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
入る者とする。 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目					入る者とする。 ※2：放射線業務従事者の指定教育と兼ねることができる項目 ※3：JMTRにあつては「運転」を「廃止措置」に読み替える。					・JMTR廃止措置に伴う変更
別表第6～別表第9（省略）					別表第6～別表第9（変更なし）					
別表第10（1）試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					別表第10（1）試験炉規則に基づく記録（第34条関係）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					1. 原子炉施設の施設管理（試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					
イ 使用前確認の結果 （第2編第38条の2、第4編第16条の2、第5編第38条の2、第6編第37条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	イ 使用前確認の結果 （第2編第38条の2、第4編第16条の2、第5編第28条、第6編第37条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	・第5編の条番号の変更に伴う変更
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第2編第34条の5、第4編第10条の5、第5編第35条の5、第6編第34条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第2編第34条の5、第4編第10条の5、第5編第24条、第6編第34条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	・第5編の条番号の変更に伴う変更
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第2編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6、第4編第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の6、第5編第35条の2、第35条の3、第35条の4、第35条の6、第6編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第2編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6、第4編第10条の2、第10条の3、第10条の4、第10条の6、第5編第22条、第23条、第25条、第6編第34条の2、第34条の3、第34条の4、第34条の6）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	・第5編の条番号の変更に伴う変更及び削除
2. 運転記録					2. 運転記録					
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 （第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 （第6編第5条、第16条、第33条）	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間	・JMTR廃止措置に伴う変更

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 (第5編第5条、第15条、第34条、第6編第5条、第16条、第33条)	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 (第6編第5条、第16条、第33条)	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	10年間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
ハ 制御材の位置 (第5編第5条、第34条、第6編第5条、第33条)	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	ハ 制御材の位置 (第6編第5条、第33条)	運転中1時間ごと	施設管理者	施設管理者	1年間	
ニ 再結合装置内の温度（注1）	運転中1時間ごと	—	—	—	ニ 再結合装置内の温度（注1）	運転中1時間ごと	—	—	—	
ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量 (第5編第29条、第6編第27条)	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	ホ 原子炉（法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。）に使用している冷却材及び減速材（流体の場合に限る。）の純度並びにこれらの毎日の補給量 (第6編第27条)	毎日1回	施設管理者	施設管理者	1年間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置 (第5編第44条、第6編第8条、第6編第9条)	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	ヘ 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置 (第6編第8条、第6編第9条)	配置又は配置替えの都度	施設管理者	施設管理者	取出後10年間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注1）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	ト 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を变化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置（注1）	配置又は配置替えの都度	—	—	—	
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検 (第5編第30条、第35条、第6編第30条、第34条)	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検 (第6編第30条、第34条)	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻 (第5編第5条、第35条、第55条、第6編第5条、第34条、第53条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	リ 運転開始、臨界到達、運転切替え、緊急しゃ断及び運転停止の時刻 (第6編第5条、第34条、第53条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
ヌ 警報装置から発せられた警報	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ヌ 警報装置から発せられた警報	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
<p>の内容（注3、注4） （第4編第11条、第23条、第5編第25条、第73条、第6編第25条、第69条）</p> <p>ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第5編第5条、第6編第5条）</p> <p>3. 燃料体の記録（試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）</p>	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	<p>の内容（注4、注5） （第4編第11条、第23条、第5編第18条、第50条、第6編第25条、第69条）</p> <p>ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項 （第6編第5条）</p> <p>3. 燃料体の記録（試験炉規則第16条の5の2第11号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）</p>	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・第5編の条番号の変更に伴う変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更
<p>イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量 （第5編第41条、第6編第41条、第43条）</p>	受渡しの都度	JMTRに おいては原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	JMTRに おいては原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	10年間	<p>イ 燃料体（使用済燃料を除く。）の種類別の受渡量 （第6編第41条、第43条）</p>	受渡しの都度	HTTR技術課長	HTTR技術課長	10年間	
<p>ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第47条）</p>	挿入の都度	JMTRに おいては技術課長及び原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	JMTRに おいては技術課長及び原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	取出後10年間	<p>ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 （第6編第7条、第47条）</p>	挿入の都度	HTTR技術課長	HTTR技術課長	取出後10年間	
<p>ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第5編第7条、第44条、第6編第7条、第48条）</p>	取出しの都度	JMTRに おいては技術課長及び原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	JMTRに おいては技術課長及び原子炉課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	10年間	<p>ハ 使用済燃料の種類別の取出量 （第6編第7条、第48条）</p>	取出しの都度	HTTR技術課長	HTTR技術課長	10年間	
<p>ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第5編第7条、第6編第48条）</p>	取出しの都度又は毎月1回	JMTRに おいては技術課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	JMTRに おいては技術課長 HTTRに おいてはHTTR技術課長	10年間	<p>ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度 （第6編第48条）</p>	取出しの都度又は毎月1回	HTTR技術課長	HTTR技術課長	10年間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考	
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第5編第4.2条、第4.3条、第6編第4.8条)	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間	ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (第5編第3.1条、第3.2条、第6編第4.8条)	配置又は配置替えの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	5年間	・第5編の条番号の変更に伴う変更	
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出までの期間及びその放射能の量 (第5編第4.7条、第6編第5.0条)	払出しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間	ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出までの期間及びその放射能の量 (第5編第3.5条、第6編第5.0条)	払出しの都度	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	10年間		・第5編の条番号の変更に伴う変更
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 (第5編第4.1条、第4.7条、第6編第4.3条、第4.7条、第4.8条)	挿入前及び取出後	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	JMTRにおいては原子炉課長 HTTRにおいてはHTTR技術課長	取出後10年間	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果 (第6編第4.3条、第4.7条、第4.8条)	挿入前及び取出後	HTTR技術課長	HTTR技術課長	取出後10年間		・JMTR廃止措置に伴う変更
4. 放射線管理記録					4. 放射線管理記録						
イ 原子炉本体（法第4.3条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第1.6条の5の2第1.1号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第4.3条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第1.6条の5の2第1.1号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率 (第2編第2.0条)	毎日運転中1回 (法第4.3条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回)	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	イ 原子炉本体（法第4.3条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第1.6条の5の2第1.1号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第4.3条の3の2第2項の認可を受け、試験炉規則第1.6条の5の2第1.1号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁等における線量当量率 (第2編第2.0条)	毎日運転中1回 (法第4.3条の3の2第2項の認可を受けた場合においては、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回)	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間		
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第3編第5条、第7条)	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (第3編第5条、第7条)	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間		

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度（第2編第20条）	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面密度（第2編第20条）	毎週1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	10年間	
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第2編第28条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量（第2編第28条）	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量（第2編第28条）	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る。）	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第2編第24条、第25条、第26条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量（第2編第24条、第25条、第26条）	その都度	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴（第2編第10条、第28条）	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴（第2編第10条、第28条）	その者が当該業務に就くとき	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	試験炉規則第6条第5項に定める期間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第3編第2条）	運搬の都度	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間	チ 工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路（第3編第2条）	運搬の都度	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	核燃料物質にあつては核燃料管理者 核燃料物質に汚染されたものにあつては課長	1年間	
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合に当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法（注2）	廃棄の都度	＝	＝	＝	リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合に当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法（注2） <u>（第3編第10条の4）</u>	廃棄の都度	課長又は管理区域管理者 <u>（注3）</u>	課長又は管理区域管理者 <u>（注3）</u>	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	・保管廃棄施設の設置に伴う追加
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法（注2）	封入又は固化の都度	＝	＝	＝	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法（注2） <u>（第3編第10条の4）</u>	封入又は固化の都度	課長又は管理区域管理者 <u>（注3）</u>	課長又は管理区域管理者 <u>（注3）</u>	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	・保管廃棄施設の設置に伴う追加
ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名（第2編第21条）	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名（第2編第21条）	防止及び除去の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
5. 原子炉施設における放射線の利用記録					5. 原子炉施設における放射線の利用記録					
イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量（第5編第7条、第9条）	利用の都度	JMTRにおいて技術課長及び照射課長	JMTRにおいて技術課長及び照射課長	1年間	イ 利用目的及び方法並びに利用した種類及び量 <u>（注1）</u>	利用の都度	＝	＝	＝	・原子炉の運転を行わないため削除
ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量（第5編第7条、第9条）	利用の都度	JMTRにおいて技術課長、原子炉課長及び照射課長	JMTRにおいて技術課長、原子炉課長及び照射課長	1年間	ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量 <u>（注1）</u>	利用の都度	＝	＝	＝	・原子炉の運転を行わないため削除
6. 原子炉施設等の事故記録					6. 原子炉施設等の事故記録					
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	施設管理統	施設管理統	法第12条の6	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
(第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を受けるまでの期間	(第1編第35条)		括者	括者	の8項の確認を受けるまでの期間	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
ハ 事故の原因 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	ハ 事故の原因 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
ニ 事故後の処置 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	ニ 事故後の処置 (第1編第35条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6の8項の確認を受けるまでの期間	
7. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）					7. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）					
イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	イ 風向及び風速 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
ロ 降雨量 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	ロ 降雨量 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
ハ 大気温度 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	ハ 大気温度 (第2編第32条)	連続記録	環境監視線量計測課長	環境監視線量計測課長	10年間	
8. 保安教育の記録					8. 保安教育の記録					
イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	イ 保安教育の実施計画 (第1編第23条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	ロ 保安教育の実施日時、項目 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	
ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	ハ 保安教育を受けた者の氏名 (第1編第23条)	実施の都度	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	3年間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	二	二	法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	9. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	原子炉課長及び照射課長	原子炉課長及び照射課長	法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	・ J M T R 廃止措置に伴う変更
10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（第1編第37条）	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	10. 試験炉規則第14条の2各号の規定による原子炉施設の定期的な評価の結果（第1編第37条）	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	
11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、所長、各センター長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、所長、各センター長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年は経過するまでの期間	11. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く。)	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、所長、各センター長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、所長、各センター長、各部長、原子力施設検査室長、廃止措置準備室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年は経過するまでの期間	
注1：該当設備がないため実施しない。 注2：許可を受けていないため実施しない。 注3：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。					注1：該当設備がないため実施しない。 注2：H T T R は許可を受けていないため実施しない。共用施設及び J M T R においては、保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注3：第3編第10条の4の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注4：原子炉設置許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注5：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。					・ 保管廃棄施設の設置に伴う変更 ・ 記録責任者及び保存責任者を明確にするために注釈を追加 ・ 注釈番号の繰下げ（以下同じ。）
別表第10(2) その他の記録（第34条関係）					別表第10(2) その他の記録（第34条関係）					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 委員会に関する記録 イ 原子炉施設等安全審査委員会の審議案件名及び出席者名	開催の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	1. 委員会に関する記録 イ 原子炉施設等安全審査委員会の審議案件名及び出席者名	開催の都度	保安管理部長	保安管理部長	3年間	
ロ J M T R キャプセル等審査委員会の審議案件名及び出席者名	開催の都度	計画管理課長	計画管理課長	3年間	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	・ J M T R 廃止措置に伴い削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）					変更後（補正後）					備考
2. 下部規則等の記録					2. 下部規則等の記録					
イ 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	所長	所長	規則等の存続する間	イ 所長が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	所長	所長	規則等の存続する間	
ロ 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	規則等の存続する間	ロ 施設管理統括者が定める下部規則等の制定、改正の内容及び時期	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	規則等の存続する間	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第1 原子炉施設の管理組織（第5条関係）</p> <p>別図第2～別図第3（省略）</p>	<p>別図第1 原子炉施設の管理組織（第5条関係）</p> <p>別図第2～別図第3（変更なし）</p>	<p>・ JMTTR 廃止措置に伴う変更</p>

第2編 放射線管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等 第1条～第2条 （省略）</p> <p>（管理区域の一時解除） 第3条 施設管理統括者は、前条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除しようとする区域と隣接する管理区域を、壁、さく等で区画するとともに、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けること。 (2) 前項の出入口及び一時解除をしようとする区域の境界に、次に掲げる事項を掲示すること。 イ 当該区域が一時的に管理区域を解除されている区域であること ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は一時解除の期間が終了したときは、管理区域管理者、放射線管理第2課長及び当該区域に関係のある課長に周知する。</p> <p>（一時管理区域） 第4条 施設管理統括者は、第2条の管理区域以外の区域又は第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定する。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守 (2) 放射線測定機器の校正 (3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動 (4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏洩等があったとき、又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び当該区域を含む原子炉施設の保安の監督を行う原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得る。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>(1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等 第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>（管理区域の一時解除） 第3条 施設管理統括者は、前条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除しようとする区域と隣接する管理区域を、壁、さく等で区画するとともに、管理区域への立ち入りを必要としない出入口を設けること。 (2) 前項の出入口及び一時解除をしようとする区域の境界に、次に掲げる事項を掲示すること。 イ 当該区域が一時的に管理区域を解除されている区域であること ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定に基づき管理区域を一時解除しようとするときは、<u>放射線管理部長及び当該施設のHTTR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）又はJMTR廃止措置主任者（以下この編において「廃止措置主任者」という。）の同意を得る。</u></p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を一時解除したとき、又は一時解除の期間が終了したときは、管理区域管理者、放射線管理第2課長及び当該区域に関係のある課長に周知する。</p> <p>（一時管理区域） 第4条 施設管理統括者は、第2条の管理区域以外の区域又は第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定する。</p> <p>(1) 排気設備及び排水設備の保守 (2) 放射線測定機器の校正 (3) 被ばく低減のための核燃料物質等の一時的な移動 (4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏洩等があったとき、又はそのおそれが生じたとき。</p> <p>2 施設管理統括者は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、放射線管理部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の同意を得る。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後すみやかに、放射線管理部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に通知する。</p> <p>(1) 指定する期間 (2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の別及びその範囲</p>	<p>備考</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考																
<p>(3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う核燃料物質等の種類及び数量 (5) 指定する区域の管理区域管理者の氏名</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を指定したとき、又は第3項の規定により管理区域を解除したときは、当該区域に係る課長に周知する。</p> <p>第5条（省略）</p> <p>（保全区域）</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="159 608 927 722"> <thead> <tr> <th>保全区域</th> <th>保全区域管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第11条に規定するJMTRに係る保全区域</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域</td> <td>HTTR運転管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第8条（省略）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理</p> <p>第9条～第17条（省略）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等</p> <p>第18条～第20条（省略）</p> <p>（測定に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第21条 放射線管理第2課長は、前条の管理区域の測定又は第21条の2第3項の汚染状況の調査において、新たに立入制限区域又は第4条第1項第4号に定める異常を、若しくは別表第8に掲げる値を超える異常を認めるときは、管理区域管理者に通知する。</p> <p>2 課長は、第19条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、管理区域管理者及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>3 管理区域管理者は、前2項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、その異常が第1編第3条に規定する非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、施設管理統括者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、放射線管理部長に通知する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の通知を受けたときは、所長及び当該施設を所掌する</p>	保全区域	保全区域管理者	第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域	廃棄物管理課長	第5編第11条に規定するJMTRに係る保全区域	原子炉課長	第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域	HTTR運転管理課長	<p>(3) 指定を必要とする理由 (4) 当該区域において取り扱う核燃料物質等の種類及び数量 (5) 指定する区域の管理区域管理者の氏名</p> <p>3 施設管理統括者は、第1項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、放射線管理部長及び<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の同意をしようとするときは、放射線管理第2課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第1項の規定により管理区域を指定したとき、又は第3項の規定により管理区域を解除したときは、当該区域に係る課長に周知する。</p> <p>第5条（変更なし）</p> <p>（保全区域）</p> <p>第6条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。</p> <table border="1" data-bbox="1021 608 1789 722"> <thead> <tr> <th>保全区域</th> <th>保全区域管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域</td> <td>廃棄物管理課長</td> </tr> <tr> <td>第5編第5条に規定するJMTRに係る保全区域</td> <td>原子炉課長</td> </tr> <tr> <td>第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域</td> <td>HTTR運転管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第8条（変更なし）</p> <p>第2節 管理区域等の出入管理</p> <p>第9条～第17条（変更なし）</p> <p>第3節 管理区域内の作業及び作業管理等</p> <p>第18条～第20条（変更なし）</p> <p>（測定に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第21条 放射線管理第2課長は、前条の管理区域の測定又は第21条の2第3項の汚染状況の調査において、新たに立入制限区域又は第4条第1項第4号に定める異常を、若しくは別表第8に掲げる値を超える異常を認めるときは、管理区域管理者に通知する。</p> <p>2 課長は、第19条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めるときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、管理区域管理者及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>3 管理区域管理者は、前2項の通知を受けたときは、放射線管理第2課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、その異常が第1編第3条に規定する非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、施設管理統括者及び<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者</u>に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の非常事態に該当するとき又は発展するおそれのあるときは、放射線管理部長に通知する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の通知を受けたときは、所長及び当該施設を所掌する</p>	保全区域	保全区域管理者	第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域	廃棄物管理課長	第5編第5条に規定するJMTRに係る保全区域	原子炉課長	第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域	HTTR運転管理課長	<p>備考</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 条番号の変更</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p>
保全区域	保全区域管理者																	
第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域	廃棄物管理課長																	
第5編第11条に規定するJMTRに係る保全区域	原子炉課長																	
第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域	HTTR運転管理課長																	
保全区域	保全区域管理者																	
第4編第5条に規定する共用施設に係る保全区域	廃棄物管理課長																	
第5編第5条に規定するJMTRに係る保全区域	原子炉課長																	
第6編第10条に規定するHTTRに係る保全区域	HTTR運転管理課長																	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>センター長に通知する。</p> <p>第21条の2～第22条（省略）</p> <p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止</p> <p>第23条（省略）</p> <p>（緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第24条 所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者）の放射線業務従事者を、その作業による線量が別表第10に掲げる値を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及びJMTRにあってはJMTR原子炉主任技術者、HTTRにあってはHTTR原子炉主任技術者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及びJMTRにあってはJMTR原子炉主任技術者、HTTRにあってはHTTR原子炉主任技術者に速やかに報告するとともに、部長及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及びJMTRにあってはJMTR原子炉主任技術者、HTTRにあってはHTTR原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、別表第10に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>6 施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>7 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第2節 線量の評価 第25条～第26条（省略）</p> <p>（評価に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第27条 環境監視線量計測課長は、第21条の2第5項、第25条第3項又は第26条第3項の規定により線量の評価を実施した結果、放射線業務従事者の線量が別表第12に掲げる警戒線量若しくは別表第9に掲げる線量限度を超えたとき、又は一時立入者の線量評価に異常を認めたときは、放射線管理部長に通知する。</p>	<p>センター長に通知する。</p> <p>第21条の2～第22条（変更なし）</p> <p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばくの防止</p> <p>第23条（変更なし）</p> <p>（緊急作業上の被ばく管理）</p> <p>第24条 所長は、緊急作業に従事する男子又は女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者）の放射線業務従事者を、その作業による線量が別表第10に掲げる値を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 施設管理統括者は、緊急作業を実施する場合は、部長、保安管理部長、放射線管理部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者と協議し、緊急作業計画を立案し、当該施設を所掌するセンター長の確認を受けたのちに、所長の承認を受ける。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 施設管理統括者は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長、保安管理部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に速やかに報告するとともに、部長及び放射線管理部長に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第2項の緊急作業に際して、緊急作業に係る線量について環境監視線量計測課長に測定及び評価を行わせ、その結果を所長、当該施設を所掌するセンター長、施設管理統括者、部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、前項の評価結果により、緊急作業に従事させた放射線業務従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量が、別表第10に定める線量限度を超えていないことを確認するとともに超えないよう管理する。</p> <p>6 施設管理統括者は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>7 所長は、緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>第2節 線量の評価 第25条～第26条（変更なし）</p> <p>（評価に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第27条 環境監視線量計測課長は、第21条の2第5項、第25条第3項又は第26条第3項の規定により線量の評価を実施した結果、放射線業務従事者の線量が別表第12に掲げる警戒線量若しくは別表第9に掲げる線量限度を超えたとき、又は一時立入者の線量評価に異常を認めたときは、放射線管理部長に通知する。</p>	<p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長、部長及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に通知する。</p> <p>第28条（省略）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査）</p> <p>第29条 課長は、第27条第3項による部長からの通知を受けたときは、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講ずる。</p> <p>2 課長は、前項の調査の結果及び被ばく防止の措置を部長に報告する。</p> <p>3 部長は、前項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び原子炉主任技術者に報告するとともに、放射線管理部長に通知する。</p> <p>第30条～第33条（省略）</p> <p>（環境監視に係る措置）</p> <p>第34条 環境監視線量計測課長は、第32条第1項に定める測定結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第2課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該原子炉主任技術者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 第34条の2～第34条の3（省略）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第34条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p>	<p>2 放射線管理部長は、前項の通知を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長、部長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に通知する。</p> <p>3 部長は、前項の通知を受けたときは、課長を経由して本人に通知する。</p> <p>第28条（変更なし）</p> <p>第3節 被ばくに対する措置 （被ばく原因の調査）</p> <p>第29条 課長は、第27条第3項による部長からの通知を受けたときは、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばく防止の措置を講ずる。</p> <p>2 課長は、前項の調査の結果及び被ばく防止の措置を部長に報告する。</p> <p>3 部長は、前項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理部長に通知する。</p> <p>第30条～第33条（変更なし）</p> <p>（環境監視に係る措置）</p> <p>第34条 環境監視線量計測課長は、第32条第1項に定める測定結果について、異常を認めた場合は、放射線管理第2課長と協議し、原因の調査等の措置を講じるとともに、放射線管理部長に報告する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の報告を受けた場合で、その原因が施設に起因する事象の場合は、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告するとともに、施設管理統括者に通知する。</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 第34条の2～第34条の3（変更なし）</p> <p>（施設管理実施計画等の策定）</p> <p>第34条の4 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。ただし、施設管理上必要としない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	<p>2 環境監視線量計測課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表について、放射線管理部長の承認を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の承認をしようとするときは、<u>当該施設の</u>原子炉主任技術者又は<u>廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、第3項の承認を得たときは、本体施設の施設管理者に通知する。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>
<p>第34条の5～第34条の6 （省略）</p>	<p>第34条の5～第34条の6 （変更なし）</p>	
<p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第72条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視するものとする。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第5編別表第27及び第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第35条 放射線管理第2課長は、第4編第22条、第5編第48条及び第6編第68条に規定する放射線測定機器を備えつける。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視するものとする。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、第6編別表第22に掲げる放射線測定機器を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の放射線測定機器を原子炉の運転中、毎日1回巡視する。</p> <p>5 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。</p> <p>6 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。</p> <p>7 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p>	<p>・ 条番号の変更</p> <p>・ J M T R 原子炉の運転を行わないため削除</p>
<p>第36条 削除</p>	<p>第36条 削除</p>	
<p>第37条 削除</p>	<p>第37条 削除</p>	
<p>(修理及び改造)</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、当該施設に係る部長及び原子炉主任</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第38条 放射線管理第2課長は、当該施設に係る放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、放射線管理部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造する施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の同意をした場合は、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、当該施設に係る部長及び原子炉主任</p>	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>技術者の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>（放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p>	<p>技術者又は廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、第3項の承認を得たときは、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、修理及び改造計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の同意を得る</u>。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の確認を受ける</u>。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 放射線管理第2課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、放射線管理部長に通知するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、使用前事業者検査計画に基づく作業が終了したときは、放射線管理部長に報告するとともに、関係のある課長に通知する。</p> <p>（放射線測定機器の巡視において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第39条 放射線管理第2課長は、第35条第2項の巡視を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講じるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、放射線管理部長、当該施設の施設管理者及び原子炉主任技術者<u>又は廃止措置主任者</u>に通知する。</p> <p>なお、交換等を要する場合は、校正検査実施後1年以内の機器を代替えるものとする。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
別表第1～別表第13（省略） 別図第1（その1）～別図第2（省略） 別記様式第1～別記様式第4（省略）	別表第1～別表第13（変更なし） 別図第1（その1）～別図第2（変更なし） 別記様式第1～別記様式第4（変更なし）	

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第1条 周辺監視区域内において核燃料物質等（核燃料物質によって汚染された物のうち機器、保護衣等の放射性汚染物の除去に係る物及び放射性廃棄物等を除く。以下この章において同じ。）を運搬する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画書を作成し、原子炉主任技術者の同意を得るとともに内運搬担当課長を統括する部長（以下「内運搬担当部長」という。）の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質等の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有するものを同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、次の各号に掲げる事項について確認する。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第1に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物及び車両に係る線量当量率が、別表第2に定める値を超えないこと。</p> <p>5 前項の運搬物にかかる規定は、課長が汚染の除去に係るものを廃棄物管理課長に引き渡す場合について準用する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものを周辺監視区域内で運搬するときは、第2項第2号、第3号、第8号及び第4項第2号の車両にかかる措置を講じる。</p> <p>7 内運搬担当課長又は廃棄物管理課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第1編第26条に従い直ちに通報しなければならない。</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬 （周辺監視区域内運搬に係る措置）</p> <p>第1条 周辺監視区域内において核燃料物質等（核燃料物質によって汚染された物のうち機器、保護衣等の放射性汚染物の除去に係る物及び放射性廃棄物等を除く。以下この章において同じ。）を運搬する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画書を作成し、<u>当該施設のH T T R原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）又はJ M T R廃止措置主任者（以下この編において「廃止措置主任者」という。）</u>の同意を得るとともに内運搬担当課長を統括する部長（以下「内運搬担当部長」という。）の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画書の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質等の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</p> <p>(2) 核燃料物質等を収納した容器（以下「運搬物」という。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。</p> <p>(3) 核燃料物質等は、同一の運搬機器に法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 核燃料物質等の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。</p> <p>(5) 運搬物の運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の接近を制限すること。</p> <p>(6) 車両により運搬物を運搬する場合は運搬車両の走行制限速度を遵守するとともに、核物質防護上必要と認める場合は、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有するものを同行させ、保安のための監督を行わせること。</p> <p>(8) 運搬物及びこれを運搬する車両の適当な箇所に法令で定める標識を取り付けること。</p> <p>3 搬出元の課長は、運搬物を管理区域外へ搬出するときは、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、次の各号に掲げる事項について確認する。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度が、別表第1に定める値を超えないこと。</p> <p>(2) 運搬物及び車両に係る線量当量率が、別表第2に定める値を超えないこと。</p> <p>5 前項の運搬物にかかる規定は、課長が汚染の除去に係るものを廃棄物管理課長に引き渡す場合について準用する。</p> <p>6 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものを周辺監視区域内で運搬するときは、第2項第2号、第3号、第8号及び第4項第2号の車両にかかる措置を講じる。</p> <p>7 内運搬担当課長又は廃棄物管理課長は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が発生した場合には、付近の交通をしゃ断する等の必要な応急措置を講じるとともに、第1編第26条に従い直ちに通報しなければならない。</p>	<p>・ J M T R廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>なお、同編第26条において施設管理者を内運搬担当課長と読み替えるものとする。</p> <p>（周辺監視区域外運搬に係る措置）</p> <p>第2条 周辺監視区域外で核燃料物質等の運搬を担当する課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、外運搬担当課長を統括する部長（以下「外運搬担当部長」という。）及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、原子炉主任技術者の同意並びに所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第2課長に輸送物の線量当量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量当量率について、それぞれ別表第1及び別表第3に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理 第3条～第4条 （省略）</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第5条 液体廃棄物の管理者は、原子炉施設の廃液貯槽から一般排水溝により液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定し、その濃度が第4条に規定する濃度を超えないこと、及び放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長、液体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長、液体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第7条 放射線管理第2課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を、別表第7に掲げるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設（放出管理目標値の定められているものに限る。）から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、別表第8に掲げる気体廃棄物の種類ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間</p>	<p>なお、同編第26条において施設管理者を内運搬担当課長と読み替えるものとする。</p> <p>（周辺監視区域外運搬に係る措置）</p> <p>第2条 周辺監視区域外で核燃料物質等の運搬を担当する課長（以下「外運搬担当課長」という。）は、法第59条に基づく措置を講じるとともに、あらかじめ運搬計画を作成し、外運搬担当課長を統括する部長（以下「外運搬担当部長」という。）及び当該運搬を所掌するセンター長の確認、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の同意並びに</u>所長の承認を受ける。</p> <p>2 外運搬担当課長は、搬出時においては核燃料物質等が収納された容器（以下「輸送物」という。）を管理区域外へ搬出するとき、搬入時においては輸送物を輸送車両から取卸したとき、それぞれ放射線管理第2課長に輸送物の線量当量率及び表面密度の測定を依頼する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の依頼を受けた場合は、輸送物、車両の表面密度及び線量当量率について、それぞれ別表第1及び別表第3に定める値を超えないことを確認する。</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理 第3条～第4条 （変更なし）</p> <p>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第5条 液体廃棄物の管理者は、<u>H T T R</u>の廃液貯槽から一般排水溝により液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定し、その濃度が第4条に規定する濃度を超えないこと、及び放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長、液体廃棄物の管理者、<u>原子炉主任技術者及び廃止措置主任者に</u>通知する。</p> <p>4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理目標値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長、液体廃棄物の管理者、<u>原子炉主任技術者及び廃止措置主任者に</u>通知する。</p> <p>第6条 （変更なし）</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</p> <p>第7条 放射線管理第2課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を、別表第7に掲げるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設（放出管理目標値の定められているものに限る。）から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、別表第8に掲げる気体廃棄物の種類ごとに、3月間の平均濃度並びに3月間</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 原子炉施設から一般排水溝へ放出することはないため、H T T R と記載し J M T R を除外</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>及び1年間の放出量を算出し、その結果を3月ごとに環境監視線量計測課長、気体廃棄物の管理者及び原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>（液体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置）</p> <p>第8条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>3 液体廃棄物の管理者は、第1項の通知を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けたときは、施設管理統括者に対し、原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>7 施設管理統括者は、前項の指示、講じた措置及びその結果を原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>及び1年間の放出量を算出し、その結果を3月ごとに環境監視線量計測課長、気体廃棄物の管理者、原子炉主任技術者及び廃止措置主任者に通知する。</p> <p>（液体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置）</p> <p>第8条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>3 液体廃棄物の管理者は、第1項の通知を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p> <p>5 施設管理統括者は、第3項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けたときは、施設管理統括者に対し、原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>7 施設管理統括者は、前項の指示、講じた措置及びその結果を当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>
<p>（気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置）</p> <p>第9条 放射線管理第2課長は、第4編第23条、第5編第73条及び第6編第69条に規定する放射線測定機器の警報装置の作動条件において、当該機器の警報が作動したときは、気体廃棄物の管理者に通知するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の算出の結果、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 気体廃棄物の管理者は、第2項の通知を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第4項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に対し、原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>8 施設管理統括者は、前項の指示、講じた措置及びその結果を原子炉主任技術者に</p>	<p>（気体廃棄物に係る放出管理目標値を超えた場合における措置）</p> <p>第9条 放射線管理第2課長は、第4編第23条、第5編第50条及び第6編第69条に規定する放射線測定機器の警報装置の作動条件において、当該機器の警報が作動したときは、気体廃棄物の管理者に通知するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出する。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の算出の結果、気体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第8に掲げる放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 気体廃棄物の管理者は、第2項の通知を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第2項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第4項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告を受けたときは、当該施設の施設管理統括者に対し、原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>8 施設管理統括者は、前項の指示、講じた措置及びその結果を当該施設の原子炉主</p>	<p>・ 条番号の変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>報告する。</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 第10条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第10条の2 課長は、<u>原子炉施設</u>で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。</p> <p>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 課長は、第1項において、所定の容器が可燃性のときは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</p> <p>4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>5 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>6 課長は、第1項並びに第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、廃棄物管理課長に引き渡すまでの間、<u>第4編、第5編及び第6編の管理区域を示す図</u>において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所に保管する。</p> <p>7 課長は、前項において、所定の容器が可燃性のとき及び第4項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>8 課長は、第6項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品の保管場所の巡視を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物の仕掛品の保管場所又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p>	<p>任技術者又は廃止措置主任者に報告する。</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 第10条（変更なし）</p> <p>（HTTRにおける廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第10条の2 課長は、<u>HTTR</u>で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。</p> <p>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 課長は、第1項において、所定の容器が可燃性のときは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</p> <p>4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>5 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>6 課長は、第1項並びに第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品については、廃棄物管理課長に引き渡すまでの間、<u>第6編の管理区域を示す図</u>において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所に保管する。</p> <p>7 課長は、前項において、所定の容器が可燃性のとき及び第4項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>8 課長は、第6項に定める廃棄物の仕掛品の保管場所について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 廃棄物の仕掛品の保管場所の巡視を実施する。</p> <p>(2) 廃棄物の仕掛品の保管場所又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</p> <p>（共用施設及びJMTRにおける廃棄物の仕掛品の管理）</p> <p>第10条の3 課長は、<u>共用施設及びJMTR</u>で発生した廃棄物の仕掛品について、<u>所定の容器に収納する。</u></p> <p>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、<u>ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</u></p> <p>3 課長は、第1項において、<u>所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</u></p> <p>4 課長は、第1項において、<u>所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</u></p> <p>5 課長は、第1項及び第2項の<u>所定の容器が可燃性のとき及び第3項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</u></p> <p>（共用施設及びJMTRにおける固体廃棄物の廃棄）</p> <p>第10条の4 課長は、<u>共用施設及びJMTR</u>において発生した固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）を封入し廃棄する場合は、<u>次の各号に掲げる措置を講じる。ただし、共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者がこれを行う。</u></p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって分類し、<u>所定の容器に収納すること。</u></p>	<p>変更</p> <p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、HTTRの廃棄物の仕掛品の管理を別に定める。</p> <p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更</p> <p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、共用施設及びJMTRの廃棄物の仕掛品の管理を別に定める。</p> <p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴い、固体廃棄物の廃棄を追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第11条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置）</p> <p>第11条の2 廃棄物の仕掛品を固体状放射性廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）として廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、廃棄物の仕掛品を発生させた課長が行う。ただし、共用の金属製容器又は金属製保管庫に収納される廃棄物の仕掛品については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、原子炉施設内において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡すときは、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(2) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(3) 前各号の措置をした廃棄物の仕掛品は、第1号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、原子炉施設内において発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、廃棄物の仕掛品ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第12条 課長は、第11条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>第13条 削除</p>	<p>(2) 放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(3) 放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(4) 前各号の措置をした放射性廃棄物は、第2号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(5) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>(6) 汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納すること。</p> <p>(7) 所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>(8) 所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、前項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、第1編別表第10（1）第4項(イ)及び(エ)に従い記録保存する。</p> <p>第11条（変更なし）</p> <p>（HTTRにおける廃棄物の仕掛品を放射性廃棄物として引き渡す前の措置）</p> <p>第11条の2 廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、廃棄物の仕掛品を発生させた課長が行う。ただし、共用の金属製容器又は金属製保管庫に収納される廃棄物の仕掛品については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、HTTRにおいて発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設へ引き渡すときは、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(2) 第10条の2第1項、第4項及び第5項の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(3) 前各号の措置をした廃棄物の仕掛品は、第1号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、HTTRにおいて発生した廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、廃棄物の仕掛品ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>（放射性廃棄物に係る表示）</p> <p>第12条 課長は、第10条の4第1項及び第11条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第10に掲げるところにより表示する。</p> <p>（共用施設及びJMTRにおける固体廃棄物の保管）</p> <p>第13条 課長は、固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第4編及び第5編の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。</p> <p>2 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。</p> <p>(2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。</p>	<p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更及び記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う管理の追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第14条（省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等）</p> <p>第14条の2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。</p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該廃棄物の仕掛品に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、運搬のために廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p>	<p>(3) <u>保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。</u></p> <p>(4) <u>目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u></p> <p>第14条（変更なし）</p> <p>（HTTRにおける廃棄物の仕掛品の引取りの依頼等）</p> <p>第14条の2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、<u>当該廃棄物の仕掛品の引取りを廃棄物管理課長に依頼する。</u></p> <p>2 課長又は管理区域管理者は、廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該廃棄物の仕掛品に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。</p> <p>3 課長又は管理区域管理者は、運搬のために廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p>	<p>・共用施設及びJMTRにおける保管廃棄施設の設置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号） 変更後（補正後） 備考

別表第1～別表第8（省略）

別表第1～別表第8（変更なし）

別表第9 放射性廃棄物の区分基準（第11条、第11条の2関係）

別表第9 放射性廃棄物の区分基準（第10条の4、第11条、第11条の2関係）

・記載の適正化

区分	β・γ			α		
	適用基準	容器表面の線量当量	容器*1当りの放射性物質の含有量 β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	容器表面の線量当量率	容器*1当りの放射性物質の含有量 β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	
A	2mSv/h未満	3.7×10^1 Bq/容器未満	3.7×10^4 Bq/容器未満	$500 \mu\text{Sv/h}$ 未満	3.7×10^1 Bq/容器未満 3.7×10^7 Bq/容器未満	3.7×10^4 Bq/容器以上 3.7×10^7 Bq/容器未満
B	2mSv/h以上			$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上	3.7×10^7 Bq/容器以上 3.7×10^1 Bq/容器未満	
備考	—			容器表面の線量当量率と容器*1当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1g/容器*1未満、その他の核分裂性物質にあつては、4g/容器*1未満とする。		
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質*2の水中濃度	トリチウム水中濃度	α放射性物質*3の水中濃度		
放出前廃液		3.7×10^{-1} Bq/cm ³ 未満	3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満	1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満		
A		3.7×10^1 Bq/cm ³ 未満*4				
B		3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満				
C		—	3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^5 Bq/cm ³ 未満			
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位のレベルになる基準を適用する。					

区分	β・γ			α		
	適用基準	容器表面の線量当量	容器*1当りの放射性物質の含有量 β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	容器表面の線量当量率	容器*1当りの放射性物質の含有量 β・γ放射性物質*2 α放射性物質*3	
A	2mSv/h未満	3.7×10^1 Bq/容器未満	3.7×10^4 Bq/容器未満	$500 \mu\text{Sv/h}$ 未満	3.7×10^1 Bq/容器未満 3.7×10^7 Bq/容器未満	3.7×10^4 Bq/容器以上 3.7×10^7 Bq/容器未満
B	2mSv/h以上			$500 \mu\text{Sv/h}$ 以上	3.7×10^7 Bq/容器以上 3.7×10^1 Bq/容器未満	
備考	—			容器表面の線量当量率と容器*1当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1g/容器*1未満、その他の核分裂性物質にあつては、4g/容器*1未満とする。		
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質*2の水中濃度	トリチウム水中濃度	α放射性物質*3の水中濃度		
放出前廃液		3.7×10^{-1} Bq/cm ³ 未満	3.7×10^3 Bq/cm ³ 未満	1.0×10^{-2} Bq/cm ³ 未満		
A		3.7×10^1 Bq/cm ³ 未満*4				
B		3.7×10^1 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^4 Bq/cm ³ 未満				
C		—	3.7×10^3 Bq/cm ³ 以上 3.7×10^5 Bq/cm ³ 未満			
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位のレベルになる基準を適用する。					

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考												
<p>*1：容器の基準容積；20ℓ *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 *4：主な放射性物質が短半減期であって、100時間以内にその濃度が$3.7 \times 10^1 \text{ Bq} / \text{cm}^3$未満になることが明らかなものを含む。</p> <p>別表第10 放射性廃棄物の表示（第11条の2、第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="152 363 721 997"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th> <th>表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物（注）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物（容器入り）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）β・γ固体廃棄物B又はα固体廃棄物Bの場合は、容器表面に管理番号のみを表示し、各項目は、運搬容器に添付したカードに記入すること。</p>	放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	<p>*1：容器の基準容積；20ℓ *2：*3に示す以外の放射性物質 *3：超ウラン元素であって、アルファ線を放出する放射性物質 *4：主な放射性物質が短半減期であって、100時間以内にその濃度が$3.7 \times 10^1 \text{ Bq} / \text{cm}^3$未満になることが明らかなものを含む。</p> <p>別表第10 放射性廃棄物の表示（第11条の2、第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1016 363 1585 997"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th> <th>表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物（注）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物（容器入り）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）β・γ固体廃棄物B又はα固体廃棄物Bの場合は、容器表面に管理番号のみを表示し、各項目は、運搬容器に添付したカードに記入すること。</p>	放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	<p>・記載の適正化</p>
放射性廃棄物の区分	表示事項													
固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
放射性廃棄物の区分	表示事項													
固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱い者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													

第4編 共用施設

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第4編 共用施設 第1章 通則 第1条～第3条 （省略）</p> <p>（手引の作成） 第4条 環境保全部長は、共用施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。 （1） 作業開始前、作業終了後に確認すべき事項 （2） 設備の運転操作に関する事項 （3） 巡視及び点検に関する事項 （4） 異常時の措置に関する事項 2 環境保全部長は、前項の手引を作成する場合は、<u>J M T R 原子炉主任技術者</u>（以下この編において「<u>原子炉主任技術者</u>」という。）の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3 環境保全部長は、第1項の手引を作成した場合は所長及び環境センター長に報告する。これを変更した場合も同様とする。</p> <p>第5条～第6条 （省略）</p> <p>第2章 管理 第1節 運搬 第7条～第8条 （省略）</p> <p>第2節 除染 （機器等の除染） 第9条 廃棄物管理課長は、機械器具等（以下「<u>機器等</u>」という。）の除染を依頼された場合は、次に掲げる事項に適合するか否かを判断する。 （1） 除染施設での除染が技術的に可能である。 （2） 除染作業が依頼された期間内で実施できる。 2 廃棄物管理課長は、前項の結果、除染をするときは、次の各号に定めるところにより行う。 （1） 機器等は、形状、汚染の程度などにより除染作業に適切な場所に搬入する。 （2） 除染は、可能な限り湿式法によって行い、汚染の拡大を防止する。 （3） 除染は、機器等の性能を損わないよう配慮して行う。 （4） 機器等の除染は、原則として第2編別表第8に掲げる表面密度以下にする。 （5） 除染が終了した機器等は、包装等の措置をして依頼元へ返却する。</p> <p>第10条 （省略）</p> <p>第3章 保守管理 第10条の2～第10条の3 （省略）</p>	<p>第4編 共用施設 第1章 通則 第1条～第3条 （変更なし）</p> <p>（手引の作成） 第4条 環境保全部長は、共用施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めた手引を作成する。 （1） 作業開始前、作業終了後に確認すべき事項 （2） 設備の運転操作に関する事項 （3） 巡視及び点検に関する事項 （4） 異常時の措置に関する事項 2 環境保全部長は、前項の手引を作成する場合は、<u>H T T R 原子炉主任技術者</u>（以下この編において「<u>原子炉主任技術者</u>」という。）及び<u>J M T R 廃止措置主任者</u>（以下この編において「<u>廃止措置主任者</u>」という。）の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。 3 環境保全部長は、第1項の手引を作成した場合は所長及び環境センター長に報告する。これを変更した場合も同様とする。</p> <p>第5条～第6条 （変更なし）</p> <p>第2章 管理 第1節 運搬 第7条～第8条 （変更なし）</p> <p>第2節 除染 （機器等の除染） 第9条 廃棄物管理課長は、<u>J M T R 原子炉施設から機械器具等</u>（以下「<u>機器等</u>」という。）の除染を依頼された場合は、次に掲げる事項に適合するか否かを判断する。 （1） 除染施設での除染が技術的に可能である。 （2） 除染作業が依頼された期間内で実施できる。 2 廃棄物管理課長は、前項の結果、除染をするときは、次の各号に定めるところにより行う。 （1） 機器等は、形状、汚染の程度などにより除染作業に適切な場所に搬入する。 （2） 除染は、可能な限り湿式法によって行い、汚染の拡大を防止する。 （3） 除染は、機器等の性能を損わないよう配慮して行う。 （4） 機器等の除染は、原則として第2編別表第8に掲げる表面密度以下にする。 （5） 除染が終了した機器等は、包装等の措置をして依頼元へ返却する。</p> <p>第10条 （変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第10条の2～第10条の3 （変更なし）</p>	<p>・ H T T R 原子炉主任者も同意対象として加える。 ・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 除染施設を H T T R の共用施設から除外するため</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 共用施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 共用施設の巡視（共用施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（共用施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 共用施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 共用施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 共用施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 共用施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第10条の4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 共用施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 共用施設の巡視（共用施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>(4) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（共用施設の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。</p> <p>(5) 共用施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 共用施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>(8) 共用施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 共用施設の工事の方法及び時期</p> <p>(2) 共用施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、環境保全部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>
<p>第10条の5～第10条の6 （省略）</p>	<p>第10条の5～第10条の6 （変更なし）</p>	
<p>第11条～第13条 （省略）</p>	<p>第11条～第13条 （変更なし）</p>	
<p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p>	<p>(定期事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者</u>の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第15条 削除</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者</p>	<p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の確認</u>を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知を受けた場合は、環境保全部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第15条 削除</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第16条 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造が必要と認められた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は所掌する施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、環境保全部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 環境保全部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の同意</u>を得る。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、第3項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の同意</u>を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 廃棄物管理課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者</p>	<p>備考</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、原子炉主任技術者に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第18条 （省略）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者の確認を受ける。</u></p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>5 廃棄物管理課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、環境保全部長に報告する。</p> <p>（保守結果の通知等）</p> <p>第17条 廃棄物管理課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第14条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、第16条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を環境保全部長に報告する。廃棄物管理課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編第38条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 環境保全部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者に通知するとともに</u>、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置</p> <p>第18条 （変更なし）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第19条 廃棄物管理課長は、第10条の除染作業に係る点検（作業中であっては巡視）、第12条の巡視並びに第13条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止の措置を講じる。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、第2編第39条の規定により放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、適宜の措置を講じる。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、前2項の調査の結果、その異常が共用施設の保安に影響を及ぼすと認めるときは、環境保全部長、<u>当該施設の原子炉主任技術者又は廃止措置主任者及び放射線管理第2課長に通報する。</u></p> <p>4 環境保全部長は、前項の規定により通報を受けたときは、共用施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常が共用施設の保安に重大な影響があると認めるときは、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 環境保全部長は、前項の措置を指示するときは、<u>当該施設の原子炉主任技術者又</u></p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第20条（省略）</p> <p>第5章 放射線管理 第21条～第23条（省略）</p>	<p>は廃止措置主任者の同意を得る。</p> <p>第3節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 第20条（変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理 第21条～第23条（変更なし）</p>	<p>変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別表第1～別表第8（省略）</p> <p>別図第1（省略）</p> <p>別図第2（その1） 除染施設平面図（1階）</p> <p>別図第2（その2）（省略）</p>	<p>別表第1～別表第8（変更なし）</p> <p>別図第1（変更なし）</p> <p>別図第2（その1） 除染施設平面図（1階）</p> <p>別図第2（その2）（変更なし）</p>	<p>・保管廃棄施設の設置に伴う変更</p>

第5編 JMTRの管理

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるJMTRの本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(2) 「炉心」とは、JMTRに係る燃料領域及び反射体領域をいう。</p> <p>(3) 「炉内」とは、炉心を含む压力容器内の全域をいう。</p> <p>(4) 「特殊試験」とは、通常の運転操作手順によらない状態にて行う試験をいう。</p> <p>(5) 「低出力運転」とは、原子炉出力が500kW以下の運転状態をいう。</p> <p>(6) 「基準水位」とは、炉プール、チャンネル、SFCプール及びCFプールの水位について、それぞれの水位尺の0mmの水位をいう。</p> <p>第2条 削除</p> <p>(要員等の配置)</p> <p>第3条 原子炉本体の運転を行う運転要員（以下この編において「運転要員」という。）は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する実務等の研修を受けたものとする。</p> <p>(1) 運転経験のない者は、運転及び保守の6月間以上の実務研修</p> <p>(2) 他の原子炉施設で運転要員としての6月間以上の経験を有する者は、運転及び保守の3月間以上の実務研修</p> <p>(3) 設置変更許可申請書、保安規定、設備概要、運転管理、保守管理、異常時の措置に係る教育研修（20時間以上）</p> <p>2 原子炉課長は、次の各号に掲げる場合は、運転要員を原子炉制御室に配置する。</p> <p>(1) 第17条の定めにより制御棒吸収体を炉心から取り出す場合又は炉心に挿入する場合</p> <p>(2) 第44条の定めによりJMTRの燃料要素（以下この編において「燃料要素」という。）を炉心に挿入する場合、配置替え及び取り出す場合</p> <p>(3) 第49条の定めによりキャプセル等の挿入及び取出しを行う場合</p> <p>(4) 第30条の定めにより運転開始前の措置を行う場合</p> <p>(5) 原子炉の運転を開始してから第35条の定めにより運転停止後の措置が終了するまで</p> <p>3 原子炉課長は、前項各号のいずれかに該当する場合は、原子炉本体以外の運転を行う要員（以下この編において「要員」という。）を機械制御室に配置する。</p> <p>4 照射課長は、次の各号に掲げる場合は、炉室に要員を配置する。</p> <p>(1) 第30条の定めにより運転開始前の措置を行う場合</p> <p>(2) 第50条の定めによりラビット及びOSF-1キャプセルの挿入及び取出しを行う場合</p> <p>5 JMTR原子炉運転班長代理（以下この編において「原子炉運転班長代理」という。）は、第1項の運転要員としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉</p>	<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この編は、JMTR原子炉施設（以下この編において「原子炉施設」という。）の廃止措置計画の第1段階（解体準備段階）にのみ適用し、第2段階（原子炉周辺設備の解体撤去段階）に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げる原子炉施設の本体施設及び特定施設をいう。</p> <p>(2) 「炉心」とは、JMTRに係る燃料領域及び反射体領域をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 「基準水位」とは、炉プール、チャンネル、SFCプール及びCFプールの水位について、それぞれの水位尺の0mmの水位をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JMTR廃止措置に伴う追加 ・条番号の変更 ・記載の適正化 ・(3)～(5)はこの編で用語が出てこないため削除 ・号番号の繰上げ ・条項を削る。 ・原子炉の運転を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>施設で運転班長代理としての実務経験が1年間を超え、JMTRの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p>6 JMTR原子炉運転班長（以下この編において「原子炉運転班長」という。）は、前項の原子炉運転班長代理としての実務経験が1年間を超えた者又は他の原子炉施設で運転班長としての実務経験が1年間を超え、JMTRの運転要員としての実務経験が3月間を超えた者とする。</p> <p>（手引の作成）</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、本体施設等及び照射設備に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJMTR運転手引（以下この編において「運転手引」という。）を作成する。</p> <p>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</p> <p>(2) 運転操作に関する事項</p> <p>(3) 巡視及び点検に関する事項</p> <p>(4) 燃料要素の管理及び交換に関する事項</p> <p>(5) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の運転手引を作成する場合は、JMTR原子炉主任技術者（以下この編において「原子炉主任技術者」という。）の同意を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の運転手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>（引継ぎ）</p> <p>第5条 当直の原子炉運転班長は、原子炉の運転中、本体施設等の運転の業務を交替しようとする場合は、運転業務日誌及び次の各号に掲げる鍵を次の原子炉運転班長に引継ぐとともに、運転状況を申し送る。</p> <p>(1) 運転モードスイッチ</p> <p>(2) 安全保護系バイパススイッチ</p> <p>（年間運転計画）</p> <p>第6条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたJMTRの年間運転計画（以下この編において「年間運転計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 運転の予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 法第27条に定める認可申請を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>(4) 試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>（手引の作成）</p> <p>第3条 材料試験炉部長は、本体施設等及び照射設備に関し、次の各号に掲げる事項について定めたJMTR管理手引（以下この編において「管理手引」という。）を作成する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>(1) 巡視に関する事項</p> <p>(2) 燃料要素の管理に関する事項</p> <p>(3) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(4) 廃止措置に関する事項（商用電源喪失時の代替措置に関する事項等を含む。）</p> <p>(5) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等について、必要な保全に関する措置</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の管理手引を作成する場合は、JMTR廃止措置主任者（以下この編において「廃止措置主任者」という。）の同意を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項の管理手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p> <p>（削る）</p> <p>（年間管理計画）</p> <p>第4条 材料試験炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、環境センター長の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 法第27条に定める認可申請を伴う本体施設等、照射設備及び放射線管理施設の修理及び改造の項目並びに予定期間</p> <p>(4) 試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 環境センター長は、前項の承認をしようとする場合は、廃止措置主任者の同意を得る。</p>	<p>・ 条番号の変更</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 号番号の繰上げ（以下同じ。）</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 設計想定事象等に係る保全に関する措置の移行（第14条の2より）</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 条番号の変更</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p><u>（運転計画）</u></p> <p>第7条 技術課長は、運転サイクルごとに別表第1に掲げる事項を明らかにした運転計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の承認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>3 技術課長は、第1項の運転計画を作成する場合は、別表第2に掲げる事項が同表に掲げる制限値を超えないことを確認する。</p> <p>4 所長は、第2項の承認をしようとする場合は、キャプセル等の炉心配置について、JMT Rキャプセル等審査委員会の意見をきく。</p> <p>5 所長は、第2項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>6 技術課長は、第1項の承認を得た場合は、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p><u>（運転計画の変更）</u></p> <p>第8条 技術課長は、運転計画を変更しようとする場合は、材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の承認を受けたのちに、所長の承認を得る。ただし、炉心の配置が変更になること以外については、この限りでない。</p> <p>3 前条第3項、第4項及び第5項の定めは、運転計画の変更（第2項ただし書を除く。）について準用する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、第1項の定めにより第2項ただし書を承認しようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>5 前条第6項の定めは、第1項の承認を得た場合について準用する。</p> <p><u>（運転実施計画）</u></p> <p>第9条 原子炉課長は、原子炉を運転しようとする場合は、第7条の運転計画に基づき、照射課長と協議して、別表第3に掲げる事項を明らかにした本体施設等運転実施計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 出力上昇ステップに関すること。</p> <p>(2) 運転要員の勤務に関すること。</p> <p>2 照射課長は、照射設備を運転しようとする場合は、第7条の運転計画に基づき、原子炉課長と協議して、別表第4に掲げる事項を明らかにした照射設備運転実施計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) キャプセル照射装置に関する事項のうち(4)に関すること。</p> <p>(2) B O C A照射装置及びO S F - 1照射装置に関する事項のうち(3)に関すること。</p> <p>(3) 要員の勤務に関すること。</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項及び第2項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉課長は第1項、照射課長は第2項の承認を得た場合は、相互に通知するとともに、技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>3 材料試験炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、技術課長、原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>備考</p> <p>・原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p><u>（炉停止中作業計画）</u> 第10条 原子炉課長は、照射課長と協議して、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等炉停止中作業計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、炉停止中作業工程表の変更については、この限りではない。</p> <p>(1) 運転サイクル番号 (2) 予定期間 (3) 取り出す燃料要素及び挿入する燃料要素の本数及び番号 (4) 取り出す燃料要素の貯蔵場所 (5) 制御棒吸収体の取出し及び挿入に関すること。 (6) 炉心要素（燃料要素及び制御棒吸収体を除く。）の取出し、挿入等に関すること。 (7) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。 (8) 炉停止中作業工程表</p> <p>2 照射課長は、原子炉課長と協議して、次の各号に掲げる事項を明らかにした照射設備炉停止中作業計画を作成し、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、炉停止中作業工程表の変更については、この限りではない。</p> <p>(1) 運転サイクル番号 (2) 予定期間 (3) 取り出すキャプセル等の名称及び本数 (4) 挿入するキャプセル等の名称及び本数 (5) 引き渡す照射済のキャプセル等の名称、年月日及び引渡し先 (6) 作業前及び作業後の炉心配置に関すること。 (7) 炉停止中作業工程表</p> <p>3 材料試験炉部長は、第1項及び第2項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉課長及び照射課長は、それぞれ、第1項及び第2項の承認を得た場合は、相互に通知するとともに、技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>
<p><u>（保全区域）</u> 第11条 JMTRの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第12条 （省略）</p> <p><u>（鍵の管理）</u> 第13条 原子炉課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵を管理する。 2 原子炉課長は、原子炉の停止中、第5条第1項に定める鍵を管理する。 3 照射課長は、運転許可スイッチの鍵を管理する。</p>	<p><u>（保全区域）</u> 第5条 原子炉施設の保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第6条 （変更なし）</p> <p><u>（鍵の管理）</u> 第7条 原子炉課長は、本体施設等に係る建家の出入口の鍵を管理する。</p> <p>(削る) (削る)</p>	<p>・条番号の変更及び記載の適正化 ・条番号の変更</p> <p>・条番号の変更 ・原子炉及び照射設備の運転を行わないため削除</p>
<p><u>（特殊試験）</u> 第14条 材料試験炉部長は、原子炉に係る特殊試験を行おうとする場合は、次の各号に掲げる事項について記載した特殊試験計画を作成する。</p> <p>(1) 特殊試験の名称及び目的 (2) 特殊試験の方法 (3) 特殊試験の予定期間</p>	<p>(削る)</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>(4) 特殊試験に係る異常時の措置</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の特殊試験計画を作成する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、特殊試験計画を作成した場合又は変更した場合は、所長及び環境センター長に報告する。</p>		
<p>(設計想定事象が発生した場合の措置)</p> <p>第14条の2 当該事象が発生した場合の措置については、運転手引に定め実施する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・第3条第1項第5号に移 行</p>
	<p>第2章 廃止措置管理</p> <p>(恒久停止措置)</p> <p>第8条 原子炉課長は、恒久停止措置として、炉心から制御棒を取り外し、制御棒駆動装置の電源ケーブルを切り離さなければならない。</p> <p>(実施計画)</p> <p>第9条 原子炉課長及び照射課長は、廃止措置計画に基づき、廃止措置の対象となる施設・設備の解体撤去工事又は核燃料物質等による汚染の除去工事（以下この編において「汚染の除去工事」という。）を実施する場合は、これら工事に係る実施計画を作成し、廃止措置主任者の確認を受け、材料試験炉部長の承認を得て、当該工事に関係のある課長等に通知しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしたときは、所長に報告しなければならない。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>
	<p>(対象施設・設備等の供用終了確認)</p> <p>第10条 原子炉課長及び照射課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事を行う場合は、対象施設・設備等の供用が終了していることを確認しなければならない。</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備については、第17条第1項に基づく措置を完了するまで放射性物質の漏えい防止及び拡散防止の機能が維持されていることを確認しなければならない。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>
	<p>(汚染状況等の調査、原子炉施設を活用した調査及び研究)</p> <p>第11条 原子炉課長及び照射課長は、次条に基づく廃止措置作業の計画の作成に資するため、必要に応じて汚染状況等の調査を実施することができる。</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子炉施設を活用した廃止措置及び高経年化に係る調査及び研究を実施するに当たっては、次条の廃止措置作業の計画に基づく工事並びに性能維持施設に影響を与えないことを確認する。</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>
	<p>(廃止措置作業の計画)</p> <p>第12条 原子炉課長及び照射課長は、廃止措置計画に基づき工事を実施しようとするときは、工事件名ごとに工事対象範囲の汚染の状況の確認を行った上で、次の各号に掲げる項目を記載した廃止措置作業の計画を作成する。</p> <p>(1) 工事件名</p> <p>(2) 対象施設・設備名</p> <p>(3) 工事場所</p> <p>(4) 工事期間</p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
	<p>(5) <u>工事内容</u> (6) <u>工事方法</u> (7) <u>工程表</u> (8) <u>工事体制</u> (9) <u>放射線管理及び安全確保対策</u> イ <u>漏えい及び拡散防止対策</u> ロ <u>被ばく低減対策</u> ハ <u>事故防止対策</u> (10) <u>放射性廃棄物及び解体物撤去等の管理</u></p> <p>2 <u>原子炉課長及び照射課長は、前項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、廃止措置計画に記載する廃止措置の基本方針及び解体撤去に係る安全確保対策を考慮する。</u></p> <p>3 <u>原子炉課長及び照射課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たっては、工事を必要に応じて分割又は統合することができる。分割又は統合する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策に影響がないことを確認する。</u></p> <p>4 <u>原子炉課長及び照射課長は、第1項に定める廃止措置作業の計画の作成に当たり、工事中に解体物撤去等を一時保管する場合は、管理方法について記載する。</u></p> <p>5 <u>原子炉課長及び照射課長は、汚染の除去工事を廃止措置対象施設の解体撤去工事において実施する場合は、解体撤去の廃止措置作業の計画に含めることができる。</u></p> <p>6 <u>原子炉課長及び照射課長は、解体撤去工事又は汚染の除去工事において、廃止措置計画に定める廃止措置のための装置を導入する場合は、廃止措置作業の計画に安全対策の設計方針及び仕様を記載する。</u></p> <p><u>(工事の実施)</u></p> <p>第13条 <u>原子炉課長及び照射課長は、前条で定めた廃止措置作業の計画に基づき工事を実施する。</u></p> <p>2 <u>原子炉課長及び照射課長は、廃止措置作業の計画の安全確保対策に支障が生じた場合は、工事を中断する。工事の再開に当たっては、生じた支障を解除するか、又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認する。この場合において、代替措置を講じるときは、廃止措置主任者の確認を得る。</u></p> <p><u>(工事完了の報告)</u></p> <p>第14条 <u>原子炉課長及び照射課長は、第12条で定めた廃止措置作業の計画に基づく工事が完了した場合には、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長等に通知する。</u></p> <p>2 <u>材料試験炉部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</u></p> <p><u>(廃止措置のために導入する装置)</u></p> <p>第15条 <u>原子炉課長及び照射課長は、第12条の廃止措置のために導入する装置については、第27条を準用する。この場合において、同条中「修理及び改造」とあるのは「導入」と読み替える。</u></p> <p>2 <u>前項の装置の導入に当たっては、日本産業規格等の規格及び規準に準拠するとともに、必要に応じて放射性物質の漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策及び事故防止対策の安全確保対策を講じる。</u></p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p>第16条 <u>原子炉課長及び照射課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成し</u></p>	<p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第2章 運転管理 第1節 運転上の制限 (本体施設の運転上の制限)</p> <p>第15条 原子炉課長は、本体施設を運転する場合は、別表第5に掲げる運転上の制限値を超えないことを確認する。</p> <p>第2節 炉心構成上の遵守事項 (炉内への装荷物の制限等)</p> <p>第16条 原子炉課長は、本体施設等運転実施計画及び本体施設等炉停止中作業計画で定める物以外のものを炉内に装荷してはならない。</p> <p>2 照射課長は、照射設備運転実施計画及び照射設備炉停止中作業計画で定める物以外のものを炉内に装荷してはならない。</p> <p>(制御棒吸収体の取出し及び挿入)</p> <p>第17条 原子炉課長は、制御棒吸収体を炉心から取り出す場合は、次の各号に掲げるところにより行う。</p> <p>(1) あらかじめ運転計画で定められた燃料要素を炉心から取り出した後、すべての制御棒を上限にしても臨界にならないことを確認する。</p> <p>(2) 制御棒吸収体の取出しは、1体ずつ行う。</p> <p>2 前項第2号の定めは、制御棒吸収体を炉心に挿入する場合について準用する。</p>	<p>ている金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</p> <p>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</p> <p>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ廃止措置主任者及び放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講じる。</p> <p>(設備の保安管理)</p> <p>第17条 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、放射性物質が系統内に残存する場合は、その状況を把握し、解体撤去工事の着手までに系統の隔離、密封、機器の電源隔離等の適切な措置を講じる。</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、供用を終了した設備のうち、系統内に放射性物質が残存している設備について、前項に基づく措置を完了した場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の報告を受けたときは、所長に報告する。</p> <p>第3章 施設管理 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>追加</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う追加</p> <p>・ 章番号の変更及び原子炉の運転を行わないため変更</p> <p>・ 原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・ 原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・ 原子炉の運転を行わないため削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第3節 運転上の条件 (停止余裕)</p>	(削る)	
<p>第18条 原子炉課長は、燃料要素の交換を終了した場合は、いずれかの1本の制御棒が挿入されていない場合でも、原子炉が臨界にならないことを確認する。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p>(電源) 第19条 原子炉課長は、商用電源及び非常用電源が正常でない限り、原子炉を運転してはならない。ただし、非常用電源のディーゼル発電機のうち1台を点検整備する場合にあつては、10日間に限って、この限りでない。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p>(一次冷却系配管破損検出系及び燃料破損検出系の作動条件) 第20条 原子炉課長は、本体施設について、別表第6に掲げるところにより、一次冷却系配管破損検出系及び燃料破損検出系が作動するよう設定する。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、本体施設等運転実施計画で定める場合、又はそのつど材料試験炉部長の承認を得た場合は、これを解除することができる。 2 材料試験炉部長は、前項ただし書の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p>(緊急停止連動装置の作動条件) 第21条 原子炉課長は、本体施設について、別表第7に掲げるところにより緊急停止連動装置が作動するよう設定する。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、本体施設等運転実施計画で定める場合、又はそのつど材料試験炉部長の承認を得た場合は、これを解除することができる。 2 照射課長は、照射設備について、別表第8に掲げるところにより緊急停止連動装置が作動するよう設定する。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、照射設備運転実施計画で定める場合、又はそのつど原子炉課長の同意を得た場合は、これを解除することができる。 3 原子炉課長は、前項の同意をしようとする場合は、材料試験炉部長の承認を得る。 4 材料試験炉部長は、第1項ただし書又は前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p>(制御棒挿入装置の作動条件) 第22条 原子炉課長は、本体施設について、別表第9に掲げるところにより制御棒挿入装置が作動するよう設定する。ただし、同表の変更又は解除の条件を満足する場合において、本体施設等運転実施計画で定める場合、又はそのつど材料試験炉部長の承認を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。 2 材料試験炉部長は、前項ただし書の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p>(セットバック装置の作動条件) 第23条 原子炉課長は、本体施設について、別表第10に掲げるところによりセットバック装置が作動するよう設定する。ただし、同表の変更又は解除の条件を満足する場合において、本体施設等運転実施計画で定める場合、又はそのつど材料試験炉部長の承認を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。 2 照射課長は、照射設備について、別表第11に掲げるところによりセットバック装置が作動するよう設定する。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、照射設備運転実施計画で定める場合、又はそのつど原子炉課長の同意を得た場合は、</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p><u>これを解除することができる。</u></p> <p>3 原子炉課長は、前項の同意をしようとする場合は、材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>4 材料試験炉部長は、第1項ただし書又は前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p><u>（制御棒引抜停止装置の作動条件）</u></p> <p>第24条 原子炉課長は、本体施設について、別表第12に掲げるところにより制御棒引抜停止装置が作動するよう設定する。ただし、材料試験炉部長の承認を得た場合は、これを変更し、又は解除することができる。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項ただし書の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p><u>（警報装置の作動条件）</u></p> <p>第25条 原子炉課長は、本体施設等について、別表第13に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p> <p>2 照射課長は、照射設備について、別表第14に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において照射設備運転実施計画で定める場合にはこれを解除することができる。</p> <p><u>（負圧の維持）</u></p> <p>第26条 原子炉課長は、原子炉の運転中、別表第15に掲げるところにより原子炉格納施設内の負圧を維持する。</p> <p><u>（カナル等の水位の維持）</u></p> <p>第27条 原子炉課長は、原子炉運転中、炉プール、カナル、SFCプール及びCFプールの水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の定めにかかわらず、低出力運転の場合は、炉プール水位を基準水位より5200mmまで低下させることができる。</p> <p><u>（カナル等の水質の維持）</u></p> <p>第28条 原子炉課長は、炉プール、カナル、SFCプール及びCFプール水の電気伝導率及びpHについて1ヶ月に1回確認し、別表第16に掲げる値に維持するよう努める。</p> <p><u>（一次冷却水の水質の維持）</u></p> <p>第29条 原子炉課長は、原子炉起動時の原子炉出力上昇期間及び原子炉停止時の原子炉出力下降期間を除く原子炉運転中の一次冷却水の電気伝導率及びpHについて1日に1回確認し、別表第16に掲げる値に維持するよう努める。</p> <p><u>第4節 運転</u></p> <p><u>（運転開始前の措置）</u></p> <p>第30条 原子炉の運転を開始しようとする場合は、原子炉課長は本体施設等について、照射課長は照射設備について、別表第17に掲げる設備等が正常な状態であることを確認する。なお、二次冷却系統の冷却塔倒壊のため、原子炉の運転は行わない。</p>	<p>（削る）</p> <p><u>（警報装置の作動条件）</u></p> <p>第18条 原子炉課長は、本体施設等について、別表第1に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p> <p>（削る）</p> <p><u>（負圧の維持）</u></p> <p>第19条 原子炉課長は、原子炉格納施設内で核燃料物質等を取り扱う作業を行う場合は、別表第2に掲げるところにより原子炉格納施設内の負圧を維持する。</p> <p><u>（カナル等の水位の維持）</u></p> <p>第20条 原子炉課長は、炉プール、カナル、SFCプール及びCFプールの水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。ただし、点検及び作業において水位を調整する場合は、この限りではない。</p> <p>（削る）</p> <p><u>（カナル等の水質の維持）</u></p> <p>第21条 原子炉課長は、カナル及びSFCプール水の電気伝導率及びpHについて1ヶ月に1回確認し、別表第3に掲げる値に維持するよう努める。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・条番号及び別表番号の変更 ・照射設備の運転を行わないため削除</p> <p>・条番号及び別表番号の変更並びにJMT R廃止措置に伴う変更</p> <p>・条番号の変更及びJMT R廃止措置に伴う変更</p> <p>・条番号及び別表番号の変更並びに使用済燃料を保管する場所のみの記載とする。</p> <p>・原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 原子炉課長及び照射課長は、同一運転サイクル内において計画停止した原子炉の運転を再開しようとする場合は、前項の定めにより確認された状態が維持されていることを確認する。</p> <p>3 照射課長は、前2項の確認の結果を原子炉課長に通報する。ただし、低出力運転の場合にあっては、この限りでない。</p>		
<p><u>（予備機への切替え）</u></p> <p>第31条 原子炉課長及び照射課長は、原子炉の運転中、予備機のある機器に異常が認められた場合、予備機に切替えて原子炉の運転を継続することができる。</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子炉の運転中、予備機のある機器に異常が認められた場合のうち、予備機に切り替えるため原子炉を停止することが必要な場合にあっては、異常が認められた機器の性能が維持されており予防保全のために予備機に切り替える場合に限り、第8条に基づく運転計画の変更及び第9条に基づく運転実施計画の変更を行い、原子炉を計画停止した後に予備機に切替え、第30条第2項に基づく運転開始前の措置を行って、原子炉を再起動し、原子炉の運転を継続することができる。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第1項に定める予備機への切替えを行った場合は、その旨を材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p><u>（運転開始命令）</u></p> <p>第32条 原子炉の運転開始命令は、原子炉課長が行うものとする。</p> <p>2 原子炉課長は、原子炉の運転を開始しようとする場合は、第30条第3項の定めにより照射設備に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第35条第3項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通知を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第56条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 原子炉運転班長は、原子炉課長の運転開始命令により、本体施設等運転実施計画に従って運転を行う。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p><u>（運転に係る通報及び表示）</u></p> <p>第33条 原子炉運転班長は、原子炉の運転を開始又は停止しようとする場合は、一斉指令装置により運転開始又は停止の通報を行う。</p> <p>2 原子炉運転班長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておく。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p><u>（運転中の巡視）</u></p> <p>第34条 原子炉運転班長は、原子炉の運転中、別表第18に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視する。</p> <p>2 照射課長は、原子炉の運転中、別表第19に掲げる設備及び装置について1日1回以上巡視する。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除
<p><u>（運転停止後の措置）</u></p> <p>第35条 原子炉課長は、原子炉の運転を停止した場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。ただし、低出力運転の停止にあっては第3号についてこの限りでない。</p> <p>(1) 全制御棒が完全に挿入されていること。</p> <p>(2) 中性子出力が正常に低下していること。</p> <p>(3) 崩壊熱除去のために一次冷却系統及び二次冷却系統が正常に運転されていること。</p>	(削る)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>と。</p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第35条の2 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(施設管理の重要度が高いシステムに対する定量的な目標の策定)</p> <p>第35条の3 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>4 原子炉課長は、第2項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第35条の4 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 (8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉課長、照射課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期 (2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、第6条の定めにより作成する年間運転計画において特</p>	<p>第4章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第22条 材料試験炉部長及び放射線管理部長は、JMTRについて、第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p> <p>(削る)</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第23条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。 (4) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。 (5) 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。 (8) 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事の方法及び時期 (2) 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態に</p>	<p>・章番号の変更</p> <p>・条番号の変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴い削除</p> <p>・条番号の変更及びJMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・条番号の変更及びJMTR</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得る。</p> <p>6 原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、<u>照射課長及び放射線管理第2課長</u>に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第35条の5 原子炉課長、<u>照射課長</u>及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第35条の6 原子炉課長、<u>照射課長</u>及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第36条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長、<u>照射課長</u>及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>原子炉主任技術者の承認</u>を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長、<u>照射課長</u>及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放</p>	<p>ある場合は、第4条の定めにより作成する年間管理計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び特別な検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、材料試験炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>廃止措置主任者の同意</u>を得る。</p> <p>6 原子炉課長は、第4項の承認を得た場合は、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第24条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器（<u>性能維持施設に限る。</u>）について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第25条 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器（<u>性能維持施設に限る。</u>）について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第26条 原子力施設検査室長は、<u>性能維持施設</u>について、定期事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>廃止措置主任者の同意</u>を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び実施体制 ハ 予定期間 ニ 定量的な施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領 イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称 ロ 検査の項目及び検査場所 ハ 検査前条件 ニ 検査の確認方法及び検査手順 ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>廃止措置主任者の承認</u>を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長は、前項の通知を受けた場合は、材料試験炉部長に、放射線管理第2</p>	<p>R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 条番号の変更及び J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 条番号の変更及び J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 条番号の変更及び J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第37条 削除</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第38条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>原子炉主任技術者</u>の同意を得る。</p> <p>5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第38条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>原子炉主任技術者</u>の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び照射課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p>	<p>課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</p> <p>（<u>削る</u>）</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第27条 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</p> <p>2 原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査を伴う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした本体施設等の修理及び改造計画又は照射設備に係る修理及び改造計画を作成し、材料試験炉部長の同意を得る。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 材料試験炉部長は、前項の同意をした場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>廃止措置主任者</u>の同意を得る。</p> <p>5 原子炉課長は、第3項の承認を得た場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 照射課長は、第3項の承認を得た場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>（使用前事業者検査）</p> <p>第28条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、<u>廃止措置主任者</u>の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 原子炉課長及び照射課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>廃止措置主任者</u>の確認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、原子炉課長及び照射課長に通知する。</p> <p>5 原子炉課長及び照射課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、材料試験炉部長に報告する。</p>	<p>変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条項を削る。 ・ 条番号の変更 ・ J M T R 廃止措置に伴う変更 ・ 条番号の変更 ・ J M T R 廃止措置に伴う変更 ・ J M T R 廃止措置に伴う変更

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>（保守結果の通知等）</p> <p>第39条 原子炉課長及び照射課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第36条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第38条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第38条の2の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第1項及び第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、<u>原子炉主任技術者</u>に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>（保守結果の通知等）</p> <p>第29条 原子炉課長は、第26条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第26条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、原子炉課長に通知する。</p> <p>3 原子炉課長及び照射課長は、第27条第2項の修理及び改造計画に基づく作業並びに第28条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を材料試験炉部長に報告する。原子炉課長が第2編第38条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 原子炉課長は、第1項及び前項の報告をする場合は、照射課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、放射線管理第2課長により通知を受けた場合は、放射線管理第2課長への通知を省略できる。</p> <p>5 照射課長は、第3項の報告をする場合は、原子炉課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、<u>廃止措置主任者</u>に通知するとともに、所長及び環境センター長に報告する。</p>	<p>・ 条番号の変更及びJ M T R 廃止措置に伴う変更</p> <p>・ J M T R 廃止措置に伴う変更</p>
<p>（停止中の巡視）</p> <p>第40条 原子炉課長は、<u>原子炉の停止中、別表第24に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視する。</u></p>	<p>（巡視）</p> <p>第30条 原子炉課長は、<u>別表第4に掲げる施設及び設備について1日1回以上巡視する。</u></p>	<p>・ 条番号及び別表番号の変更並びにJ M T R 廃止措置に伴う変更</p>
<p>第4章 燃料要素等の管理 （未使用燃料要素の受入れ）</p>	<p>第5章 燃料要素等の管理</p>	<p>・ 章番号の変更</p>
<p>第41条 <u>原子炉課長は、燃料要素のうち、未使用のものを受け入れようとする場合は、次の各号に掲げる事項について材料試験炉部長の承認を得る。</u></p> <p>(1) <u>受け入れようとする年月日</u></p> <p>(2) <u>受け入れようとする燃料要素の種類及び数量</u></p> <p>2 <u>材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</u></p> <p>3 <u>原子炉課長は、燃料要素のうち、未使用のものを受け入れた場合は、次の各号に掲げる事項について、検査する。</u></p> <p>(1) <u>燃料要素の番号</u></p> <p>(2) <u>燃料要素の外観</u></p> <p>(3) <u>燃料要素表面の放射性物質の密度の測定</u></p> <p>4 <u>原子炉課長は、前項の検査の終了後、次の各号に掲げる事項について、材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知する。</u></p> <p>(1) <u>受け入れた年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の結果</u></p> <p>(3) <u>受け入れた燃料要素の種類及び数量</u></p> <p>(4) <u>貯蔵状況</u></p>	<p>（削る）</p>	<p>・ 未使用燃料要素の受入れを行わないため削除</p>
<p>（燃料要素等の貯蔵）</p> <p>第42条 原子炉課長は、燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、</p>	<p>（燃料要素等の貯蔵）</p> <p>第31条 原子炉課長は、燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料（以下この編において「燃料要素等」という。）を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、</p>	<p>・ 条番号及び別表番号の変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別表第25に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵しない。</p> <p>2 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。</p> <p>3 原子炉課長は、未使用燃料要素の貯蔵施設に施錠し、原子炉施設の運転保守業務及び核燃料管理の業務に従事する者以外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の業務に従事する者の指示に従わず。</p> <p>4 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 原子炉課長は、原子炉停止中において炉プール、カナル、SFCプール及びCFプールの水位を基準水位より50mm以上低下させないように努める。ただし、あらかじめ本体施設等運転実施計画又は本体施設等炉停止中作業計画で定められた場合は、この限りではない。</p> <p>第43条（省略）</p> <p>（燃料要素の挿入、配置替え及び取出し）</p> <p>第44条 原子炉課長は、燃料要素を炉心に挿入する場合は、全制御棒が全挿入されていることを確認した後、本体施設等運転実施計画又は本体施設等炉停止中作業計画に基づき燃料要素の外観及び番号を確認し、1本ずつ行う。</p> <p>2 原子炉課長は、燃料要素の配置替え及び取出しを行う場合は、本体施設等炉停止中作業計画に基づき1本ずつ行う。</p> <p>第45条～第46条（省略）</p> <p>（燃料要素等の払出し）</p> <p>第47条 原子炉課長は、所管する燃料要素等を払い出そうとする場合は、次の各号に掲げる事項について材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 払い出そうとする年月日</p> <p>(2) 払い出そうとする燃料要素等の種類及び数量</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得る。</p> <p>3 原子炉課長は、所管する燃料要素等を払い出した場合は、次の各号に掲げる事項について、材料試験炉部長に報告するとともに<u>原子炉主任技術者</u>に通知する。</p> <p>(1) 払い出した年月日</p> <p>(2) 払い出した燃料要素等の種類及び数量</p> <p>第5章 キャプセル等の管理</p> <p>（キャプセル等の製作）</p> <p>第48条 技術課長は、キャプセル等を設計及び製作するときは、別表第2に掲げる事項のほか、キャプセル等設計基準及びキャプセル等検査基準に従って行う。</p> <p>2 技術課長は、製作したキャプセル等の安全性に係る資料を作成し、キャプセル等が原子炉に挿入される前までに、当該キャプセル等の安全性について材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>3 材料試験炉部長は前項の承認をしようとする場合は、環境センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、JMTRキャプセル等審査委員会の</p>	<p>別表第5に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵しない。</p> <p>2 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設に制限量を表示する。</p> <p>3 原子炉課長は、未使用燃料要素の貯蔵施設に施錠し、原子炉施設の保守業務及び核燃料管理の業務に従事する者以外の者が立ち入る場合には、核燃料管理の業務に従事する者の指示に従わず。</p> <p>4 原子炉課長は、燃料要素等を貯蔵している貯蔵施設の目に付きやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示する。</p> <p>(削る)</p> <p>第32条（変更なし）</p> <p>(削る)</p> <p>第33条～第34条（変更なし）</p> <p>（燃料要素等の払出し）</p> <p>第35条 原子炉課長は、所管する燃料要素等を払い出そうとする場合は、次の各号に掲げる事項について材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p>(1) 払い出そうとする年月日</p> <p>(2) 払い出そうとする燃料要素等の種類及び数量</p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、<u>廃止措置主任者の同意</u>を得る。</p> <p>3 原子炉課長は、所管する燃料要素等を払い出した場合は、次の各号に掲げる事項について、材料試験炉部長に報告するとともに<u>廃止措置主任者</u>に通知する。</p> <p>(1) 払い出した年月日</p> <p>(2) 払い出した燃料要素等の種類及び数量</p> <p>第6章 キャプセル等の管理</p> <p>(削る)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の運転を行わないため削除 ・第20条に統合 ・条番号の変更 ・燃料要素の挿入等を行わないため削除 ・条番号の変更 ・条番号の変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更 ・JMTR廃止措置に伴う変更 ・章番号の変更 ・キャプセル等の製作を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>意見をきき、かつ、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p><u>（原子炉停止中のキャプセル等の挿入及び取出し）</u> 第49条 照射課長は、原子炉停止中にキャプセル等を炉内へ挿入する場合及び炉内から取り出す場合は、<u>原子炉課長に通報する。</u> 2 照射課長は、原子炉停止中にキャプセル等を炉内へ挿入する場合は、次の各号に掲げる事項について点検する。 (1) <u>キャプセル等の表面に有害な傷痕、曲がり等のないこと。</u> (2) <u>挿入位置が照射設備炉停止中作業計画のとおりであること。</u> 3 照射課長は、原子炉停止中にキャプセル等を炉内から取り出す場合は、<u>照射設備炉停止中作業計画に基づいて行う。</u></p>	(削る)	・キャプセル等の挿入等を行わないため削除
<p><u>（原子炉運転中のラビット及びOSF-1キャプセルの挿入及び取出し）</u> 第50条 照射課長は、原子炉運転中にラビット及びOSF-1キャプセルを炉内に挿入する場合及び炉内から取り出す場合は、<u>照射設備運転実施計画に基づいて行う。</u> 2 照射課長は、前項の挿入及び取出しを行う場合は、<u>原子炉運転班長に通報する。</u> 3 照射課長は、原子炉運転中にOSF-1キャプセルを炉内に挿入する場合、又は炉内から取り出す場合は、<u>専用のキャプセル交換機を用いて行う。</u></p>	(削る)	・原子炉の運転を行わないため削除
<p><u>（照射済のキャプセル等の引渡し）</u> 第51条 照射課長は、照射済のキャプセル等を照射後試験のためホットラボへ引き渡そうとする場合は、<u>引渡し年月日についてホットラボ課長の同意を得た後に行う。</u> 2 照射課長は、照射済のキャプセル等を照射依頼者に引き渡そうとするときは、<u>輸送容器の表面及び表面から1mの線量当量率並びに表面密度を測定し、記録する。</u></p>	<p><u>（照射済のキャプセル等の引渡し）</u> 第36条 照射課長は、照射済のキャプセル等をホットラボへ引き渡そうとする場合は、<u>引渡し年月日についてホットラボ課長の同意を得た後に行う。</u> (削る)</p>	・条番号の変更 ・キャプセル等の照射後試験及び照射依頼者への引渡しを行わないため削除
<p><u>（キャプセル等の所在管理）</u> 第52条 技術課長は、キャプセル等について、<u>受入れから照射後引渡しまでの間、一元的所在の管理を行う。</u> 2 照射課長は、キャプセル等の受入れ、引渡し又は移動をした場合は、<u>技術課長に通知する。</u></p>	<p><u>（キャプセル等の所在管理）</u> 第37条 技術課長は、キャプセル等について、<u>所在の管理を行う。</u> 2 照射課長は、キャプセル等の引渡し又は移動をした場合は、<u>技術課長に通知する。</u></p>	・条番号の変更 ・受入れを行わないため削除
<p>第6章 異常時の措置 第1節 警報装置及び安全保護回路が作動した場合の措置 <u>（警報装置が作動した場合の措置）</u> 第53条 原子炉運転班長は別表第13に係る警報装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、<u>通常運転状態へ復旧させるための措置を講じる。ただし、別表第13において除外の条件を満足している項目については、この限りではない。</u> 2 原子炉運転班長は別表第14に係る警報装置が作動した場合は、<u>照射課長に通報する。</u> 3 照射課長は、前項の通報を受けたときは、<u>通常運転状態へ復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</u> 4 原子炉運転班長は、第1項の措置を講じた場合及び前項の通報を受けた場合は、<u>その旨を原子炉課長に通報する。</u> 5 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合は、<u>その原因及び状況の把握に努め、第1項及び第2項で作動した警報装置が正常に復帰できない場合は、警報原因の区分</u></p>	<p>第7章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置 <u>（警報装置が作動した場合の措置）</u> 第38条 原子炉課長は別表第1に係る警報装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、<u>通常状態へ復旧させるための措置を講じる。</u> (削る) (削る) (削る) (削る)</p>	・章番号の変更 ・条番号及び別表番号の変更並びに原子炉の運転を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>に応じ別表第30に掲げる措置を講じる。</p> <p><u>（安全保護回路が作動した場合の措置）</u></p> <p>第54条 原子炉運転班長は、制御棒引抜停止装置、セットバック装置及び制御棒挿入装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じる。この場合において、その原因が照射設備にある場合は、照射課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、前項の通報を受けたときは、通常運転状態へ復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、第1項の措置を講じた場合及び前項の通報を受けた場合は、その旨を原子炉課長に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、セットバック装置及び制御棒挿入装置の作動原因の復旧ができない場合には、原子炉を停止する措置を講ずるとともに原子炉課長及び照射課長に通報する。</p> <p>5 原子炉運転班長は、緊急停止連動装置が作動した場合には、原子炉課長及び照射課長に通報する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>
<p><u>（原子炉が計画外停止した場合の措置）</u></p> <p>第55条 原子炉運転班長は、第54条に定める安全保護回路が作動し、原子炉が停止した場合、第53条に定める警報装置が復帰できずに原子炉を停止した場合、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を停止した場合（以下この編において「計画外停止」という。）は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 作動した安全保護回路又は警報装置の項目</p> <p>(2) 全制御棒の完全挿入</p> <p>(3) 中性子出力の正常な低下</p> <p>(4) 崩壊熱の除去、ただし、崩壊熱除去を必要としない場合は、この限りではない。</p> <p>(5) 一次冷却系配管破損検出系及び燃料破損検出系の作動の有無</p> <p>2 原子炉運転班長は、前項の確認を行った場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに材料試験炉部長、原子炉主任技術者及び放射線管理第2課長に通報する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通報を受けた場合は、放射性物質の放出の有無、管理区域内の放射性物質の濃度及び線量当量率を確認し、原子炉課長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、第3項の通報を受けた場合は、所長及び環境センター長に通報する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>
<p><u>（計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置）</u></p> <p>第56条 原子炉課長は、原子炉が計画外停止した場合において前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 安全保護回路及び警報装置が正常に復帰していること。</p> <p>(2) 作動した安全保護回路又は警報装置の計器及び原子炉運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。</p> <p>(3) 第30条第1項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 原子炉課長は、前項の確認ののち原子炉を再起動しようとする場合は、材料試験炉部長の承認を得る。</p>	<p>(削る)</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>復旧させるための措置を講じる。</p> <p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 <u>（運転中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</u></p> <p>第63条 原子炉運転班長は、第34条第1項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原子炉課長に通報する。</p> <p>2 照射課長は、第34条第2項の運転中の巡視及び第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともにその原因及び状況並びに講じた措置を原子炉運転班長に通報する。</p> <p>3 原子炉運転班長は、前項の通報を受けた場合、及び第2編第39条の定めにより放射線管理第2課長から巡視の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合において、その原因及び状況が原子炉の運転継続に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、原因の除去及び拡大防止等の措置を講ずるとともに、原子炉課長に通報する。</p> <p>4 原子炉運転班長は、第1項及び前項の状況が緊急性を要する場合においては、手動スクラムにより原子炉の停止を行うことができる。</p> <p>5 原子炉課長は、第1項及び第3項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉の運転継続に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>6 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講ずるよう原子炉課長に指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>7 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p> <p>8 原子炉課長は、第6項の指示を受けた場合は、原子炉の停止等の措置を講じる。</p> <p>（停止中の巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第64条 原子炉課長は、第30条第1項の運転開始前の措置、第35条の運転停止後の措置及び第40条第1項の停止中の巡視並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第30条第1項の運転開始前の措置並びに第69条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、JMT Rの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、原子炉主任技術者の同意を得る。</p>	<p>第3節 点検等において異常を認めた場合の措置 (削る)</p> <p>（巡視等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第42条 原子炉課長は、第30条の巡視及び第45条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。</p> <p>2 照射課長は、第45条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び拡大防止等の措置を講じる。この場合において、その原因及び状況並びに講じた措置を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、前項の通報を受けた場合、第1項及び前項の調査の結果、その異常が原子炉施設の保安に支障を及ぼすと認めた場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に通報する。</p> <p>4 材料試験炉部長は、前項の通報を受けた場合は、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び環境センター長に通報する。</p> <p>5 材料試験炉部長は、前項の措置を指示する場合は、廃止措置主任者の同意を得る。</p>	<p>・原子炉の運転を行わないため削除</p> <p>・条番号の変更及びJMT R廃止措置に伴う変更</p> <p>・照射設備の運転を行わないため削除</p> <p>・JMT R廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMT R廃止措置に伴う変更</p> <p>・JMT R廃止措置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置 （未使用燃料要素に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第65条 原子炉課長は、未使用燃料要素に異常を認めた場合は、使用の可否を判定する。</p> <p>2 原子炉課長は、前項において使用不可とした燃料要素については、識別の容易な措置を講じた後、その状況を材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>（使用中及び使用済の燃料要素、J M T R Cで使用した燃料に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第66条 原子炉課長は、使用中の燃料要素に異常を認めた場合は、燃料要素を点検し、継続使用の可否を判定する。この場合において、継続使用を不可とした場合は、材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知し、その燃料要素を炉心から取り出す。</p> <p>2 原子炉課長は、前項において炉心から取り出した燃料要素の破損状況等の検査を行い、燃料破損を認めた燃料要素については、専用容器に収納し、講じた措置を材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>3 原子炉課長は、使用済の燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料に異常を認めた場合は、その状況及び講じた措置を材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>（燃料要素等の紛失を発見した場合の措置）</p> <p>第67条 原子炉課長は、燃料要素等の紛失を発見した場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p>第5節 キャプセル等に異常を認めた場合の措置 （キャプセル等に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第68条 照射課長は、第49条第2項の挿入前の点検の結果、異常を認めた場合は、炉内へ挿入してはならない。</p> <p>2 照射課長は、放射性ガスを放出するおそれのある破損したキャプセル等を炉内から取り出す場合は、これを所定の容器に封入する。</p> <p>3 照射課長は、前項及び第1項の措置を講じた場合、その状況を材料試験炉部長に報告するとともに原子炉主任技術者に通知する。</p> <p>第6節 地震又は火災時の措置 （地震又は火災時の措置）</p> <p>第69条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第27及び別表第28に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、J M T Rの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、J M T Rの保安に影響がないことを確認する。</p>	<p>第4節 燃料要素等に異常を認めた場合の措置</p> <p>（削る）</p> <p>（未使用燃料要素、使用済燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料に異常を認めた場合の措置）</p> <p>第43条 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p>原子炉課長は、未使用燃料要素、使用済燃料要素及びJ M T R Cで使用した燃料に異常を認めた場合は、その状況及び講じた措置を材料試験炉部長に報告するとともに廃止措置主任者に通知する。</p> <p>（燃料要素等の紛失を発見した場合の措置）</p> <p>第44条 原子炉課長は、燃料要素等の紛失を発見した場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に通報する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第5節 地震又は火災時の措置 （地震又は火災時の措置）</p> <p>第45条 地震又は火災が発生した場合は、原子炉課長は本体施設等、照射課長は照射設備、放射線管理第2課長は別表第6及び別表第7に掲げる放射線管理設備について次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 震度4以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、J M T Rの保安に影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、J M T Rの保安に影響がないことを確認する。</p>	<p>・未使用燃料要素は使用しないため可否判定は削除</p> <p>・第65条と統合</p> <p>・条番号の変更及びJ M T R廃止措置に伴う変更</p> <p>・条番号の変更</p> <p>・J M T R廃止措置に伴う変更</p> <p>・キャプセル等の照射を行わないため削除</p> <p>・条項を削る。</p> <p>・節番号の繰上げ</p> <p>・条番号及び別表番号の変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び原子炉主任技術者に通報する。</p> <p style="text-align: center;">第7節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第70条 原子炉課長は、第1節から第6節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に発展するおそれがあると認めた場合は、第1編第26条第2項の定めにより措置する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第71条 JMTRに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>2 材料試験炉部長は、照射準備室とJMTR炉室とを結ぶトラック通路により未使用燃料要素を運搬する場合は、当該通路を当該作業に必要な時間に限り第2種管理区域に設定する。</p> <p style="text-align: center;">(放射線測定機器)</p> <p>第72条 第2編第35条第1項に定めるJMTRに係る放射線測定機器は、別表第27及び別表第28に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第73条 放射線管理第2課長は、別表第29に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>	<p>2 放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を原子炉課長に通報する。</p> <p>3 原子炉課長は、第1項の確認を行った場合及び前項の通報を受けた場合、照射課長は、第1項の確認を行った場合は、材料試験炉部長及び廃止措置主任者に通報する。</p> <p style="text-align: center;">第6節 非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第46条 原子炉課長は、第1節から第5節の定めにおいて、当該異常の状況が非常事態に発展するおそれがあると認めた場合は、第1編第26条第2項の定めにより措置する。</p> <p style="text-align: center;">第8章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第47条 原子炉施設に係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p style="text-align: center;">(放射線測定機器)</p> <p>第48条 第2編第35条第1項に定める原子炉施設に係る放射線測定機器は、別表第6及び別表第7に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(放射線測定機器の管理)</p> <p>第49条 原子炉課長は、別表第8に掲げる放射線測定機器を備え付ける。</p> <p style="text-align: center;">(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第50条 放射線管理第2課長は、別表第9に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>	<p>・ JMTR廃止措置に伴う変更</p> <p>・ 節番号の繰上げ</p> <p>・ 条番号の変更</p> <p>・ 章番号の変更</p> <p>・ 条番号の変更及び記載の適正化</p> <p>・ トラック通路で未使用燃料要素の運搬を行わないため削除</p> <p>・ 条番号及び別表番号の変更並びに記載の適正化</p> <p>・ 性能維持施設である放射線測定機器（水モニタ）について追加</p> <p>・ 条番号及び別表番号の変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）	備考
別表第1 運転計画記載事項（第7条関係）			(削る)	・原子炉の運転を行わないため削除
分類	記載事項			
運転サイクルに関する事項	(1) 運転サイクル番号 (2) 運転開始予定日 (3) 運転停止予定日			
炉出力に関する事項	連続最大熱出力			
炉心配置に関する事項	(1) 炉心の種類 (2) 炉心配置図 (3) 装荷する燃料要素の種類ごとの数量及び全 ²³⁵ U量並びに燃料要素平均の最高燃焼度の推定値 (4) 反射体要素の種類及び数量 (5) 過剰反応度、停止余裕及び微調整棒の反応度変化率の推定値並びにいずれかの1本の制御棒が引抜かれ、他の全ての制御棒が挿入されている状態で未臨界であることの推定 (6) 制御棒吸収体の取出し、燃料フォローの交換並びにキャプセルの取出し及び挿入の作業等を行うに先立って、炉心から取出しておかなければならない標準燃料要素の番号、炉心配置及び本数 (7) 核的熱水路係数の推定値 (8) 炉心の中性子束密度			
キャプセル照射装置に関する事項	(1) キャプセルの名称及び挿入位置 (2) キャプセルの照射期間 (3) キャプセルの発熱量及び最高温度の推定値 (4) 試料の種類及び数量 (5) キャプセルの異常の際、印加するおそれのある部分の反応度の推定値 (6) 利用目的			
BOCA照射装置に関する事項	(1) OSF-1キャプセルの名称 (2) 試料の発熱量 (3) 試料の種類及び数量 (4) BOCA照射装置の異常の際、印加するおそれのある部分の反応度の推定値 (5) 利用目的			
OSF-1照射装置に関する事項	(1) OSF-1キャプセルの名称及び形態 (2) OSF-1キャプセルの照射期間 (3) OSF-1キャプセルの発熱量及び最高温度の推定値 (4) OSF-1キャプセルの異常の際、印加するおそれのある部分の反応度の推定値 (5) 利用目的			
水力ラビット照射装置に関する事項	(1) ラビットの名称 (2) ラビットの挿入及び取出予定日 (3) 試料の種類及び数量 (4) ラビットの発熱量及び最高温度の推定値並びに反応度の推定値 (5) 利用目的			
別表第2 運転計画作成の際確認すべき事項及びその制限値（第7条関係）				
設備等	事項	制限値		
本原子炉	(1) 炉心装荷燃料要素の ²³⁵ U量	11kg以下		

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）	備考
体 施 設	(2) 過剰反応度（ここでいう過剰反応度とは、サイクル中いかなる場合でも炉を臨界にしたとき、制御棒が吸収している全反応度をいう。）	1.5% Δk/k以下		
	(3) すべての制御棒が全挿入されたときの炉の実効増倍率	0.9以下		
	(4) いずれかの1本の制御棒が引き抜かれ、他の全ての制御棒が挿入されている状態での炉の臨界度	未臨界		
	(5) 連続最大熱出力	50MW		
	(6) 燃料要素平均の最高燃焼度	LEU炉心 50%以下 改良LEU炉心 60%以下		
	(7) 核的熱水路係数	LEU炉心 標準燃料要素 3.14以下 改良LEU炉心 標準燃料要素 3.01以下 燃料フォロー 3.41以下		
	(8) 微調整棒の反応度変化率	0.5% Δk/k/s以下		
	照 射 装 置	キャプセル照射装置	(1) 異常の際、印加するおそれのある正の等価反応度 0.5% Δk/k以下 (2) キャプセル1本当りの発熱量 100kW以下	
備 用 装 置	BOCA照射装置	(1) 異常の際、印加するおそれのある正の等価反応度 0.5% Δk/k以下 (2) ヘリウム-3ガス圧力変更により印加される等価反応度 0.1% Δk/k以下 (3) 照射試料の発熱量 24kW以下		
	OSF-1照射装置	(1) 異常の際、印加するおそれのある正の等価反応度 0.5% Δk/k以下 (2) OSF-1キャプセルの挿入又は取出しにより印加される等価反応度 0.1% Δk/k以下 (3) OSF-1キャプセルの発熱量 30kW以下		
	水力ラビ ット照射 装置	(1) 同時に挿入又は取出しの行われるラビットの等価反応度 0.1% Δk/k以下 (2) ラビットの発熱量 20kW以下		
別表第3 本体施設等運転実施計画の記載事項（第9条関係）				
分類	記載事項			
運転サイクルに関する事項	(1) 運転サイクル番号 (2) 運転開始予定日時 (3) 運転停止予定日時			
本体施設等に関する事項	(1) 出力上昇ステップ（FP漏えい確認を含む）及び運転工程 (2) 本体施設等の運転方法 (3) 本体施設等の停止方法 (4) 安全保護回路の作動条件の変更又は解除の予定及びその条件 (5) 計画外停止があった場合における再起動前の措置並びに出力上昇の手順 (6) 炉心配置図 (7) 装荷する燃料要素の番号及び挿入位置			
その他必要な事項	(1) 運転要員の勤務に関すること			
			(削る)	原子炉の運転を行わないため削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）		変更後（補正後）		備考	
別表第4 照射設備運転実施計画の記載事項（第9条関係）		(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除	
分類	記載事項				
運転サイクルに関する事項	(1) 運転サイクル番号 (2) 運転開始予定日時 (3) 運転停止予定日時				
キャプセル照射装置に関する事項	(1) キャプセルの名称及び挿入位置 (2) キャプセルの挿入期間 (3) 試料の種類及び数量 (4) キャプセル照射装置の運転条件			・原子炉の運転を行わないため削除	
BOCA照射装置に関する事項	(1) OSF-1キャプセルの名称 (2) 試料の種類及び数量 (3) BOCA照射装置の運転条件 (4) 安全保護回路の作動条件の解除の予定及びその条件				
OSF-1照射装置に関する事項	(1) OSF-1キャプセルの名称及び形態 (2) OSF-1キャプセルの挿入及び取出しの日時 (3) OSF-1照射装置の運転条件 (4) 安全保護回路の作動条件の解除の予定及びその条件				
水力ラビット照射装置に関する事項	(1) ラビットの名称 (2) ラビットの挿入、取出し及び引渡しの日時 (3) 試料の種類及び数量 (4) 水力ラビット照射装置の運転条件 (5) 安全保護回路の作動条件の解除の予定及びその条件				
その他必要な事項	(1) 要員の勤務に関すること。				
別表第5 運転上の制限値（第15条関係）		(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除	
設備	制限事項	制限値	確認時期		確認頻度
本体 炉 設	(1) 過剰反応度	1.5% Δk/k以下	各サイクル前の低出力運転時		各サイクル毎1回
	(2) すべての制御棒が全挿入されたときの炉心の実効増倍率	0.9以下	各サイクル前の低出力運転時		各サイクル毎1回
	(3) 連続最大熱出力	50MW	連続最大熱出力運転時	1時間毎(原子炉運転中の監視による確認)	
	(4) 原子炉入口温度	49℃以下	連続最大熱出力運転時	1時間毎	
別表第6 一次冷却系配管破損検出系及び燃料破損検出系の作動条件（第20条関係）		(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除	
系統	項目	作動条件	解除の条件		
一次冷却系配管破損検出系	原子炉入口圧力低	原子炉入口圧力（2検出器以上）の指示値が490kPa以下になったとき。		低出力運転を行う	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）		備考
燃料破損検出系	低		場合			
	燃料破損	一次冷却水モニタ（2検出器）及び脱気ガスモニタのうち2検出器以上の指示値がバックグラウンドの20倍以上になったとき。	低出力運転を行う場合			
別表第7 本体施設の緊急停止運動装置の作動条件（第21条関係）				(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除
設備及び装置	項目	作動条件	解除の条件			
核計装・制御設備	対数出力系ベリオド短	(1) 2チャンネル以上の対数出力系原子炉周期が3秒以下になったとき。	—			
	対数出力系対数出力大	(2) 2チャンネル以上の対数出力系対数出力が定格の2倍以上になったとき。	—			
	線形出力系線形出力大	(3) 2チャンネル以上の線形出力系線形出力が設定レベル（原子炉定格出力の1%以下では切換レベル）の1.3倍以上になったとき。	—			
	対数出力系対数増幅器故障	(4) 2チャンネル以上の対数出力系対数増幅器が故障したとき。	(5)、(6)が正常で、偏差検出回路を修理する場合			
	対数出力系ベリオド計故障	(5) 2チャンネル以上の対数出力系原子炉周期計機器が故障したとき。	(4)、(6)が正常で、偏差検出回路を修理する場合			
	線形出力系線形増幅器故障	(6) 2チャンネル以上の線形出力系線形増幅器が故障したとき。	(4)、(5)が正常で、偏差検出回路を修理する場合			
	計装用電源停電	(7) 計装用電源が停電したとき。	—			
	制御棒モータ電源不足	(8) 制御棒用低周波発電機の直流電源電圧が1.0V以下になったとき。	—			
	制御棒モータ冷却水断	(9) 制御棒リラクタンスマータの冷却水をそう失したとき。	—			
	制御棒外部コイル追従不良	(10) 制御棒外部コイルが±10mm以上ずれたとき。	—			
	対数出力系C I Cロックはずれ	(11) 2チャンネル以上の対数出力系補償型電離箱のロックがはずれたとき。	—			
	線形出力系C I Cロックはずれ	(12) 2チャンネル以上の線形出力系補償型電離箱のロックがはずれたとき。	—			
	微調整棒速度異常	(13) 自動運転状態で微調整棒の引抜速度が2.00mm/min以上になったとき。	—			
	微調整棒速度異常	(14) 手動運転状態で微調整棒の引抜速度が2.50mm/min以上になったとき。	—			
プロセス計装	熱出力大	(1) 熱出力が定格出力の1.3倍以上になったとき。	低出力運転を行う場合			
	原子炉出入口温度差大	(2) 一次冷却水の原子炉出入口温度差が10.5℃以上になったとき。	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口流量低下	(3) 一次冷却水の原子炉入口流量が5200m ³ /h以下になったとき。	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口圧力	(4) 2チャンネル以上の原子炉入口圧力が1.6	低出力運転を行う場合			

変更前 (令和2年11月20日付け原規規発第2011204号)			変更後 (補正後)	備考
異常	7 MP a (17.0kg/cm ²)以上又は1. 1 8 MP a (12.0kg/cm ²)以下になったとき。			
炉心出入口圧力差異常	(5) 炉心差圧が3 9 2 k P a (4.0kg/cm ²)以上又は2 1 6 k P a (2.2kg/cm ²)以下になったとき。	低出力運転を行う場合		
圧力サージタンク圧力異常	(6) 圧力サージタンクの圧力が1. 6 2 MP a (16.5kg/cm ²)以上又は1. 0 8 MP a (11kg/cm ²)以下になったとき。	低出力運転を行う場合		
圧力サージタンク水位異常	(7) 圧力サージタンクの液面が1 3 5 0 mm以上又は-1 3 5 0 mm以下になったとき。	低出力運転を行う場合		
燃料破損	(8) 一次冷却水モニタ (2チャンネル) 及び脱気ガスモニタの3チャンネルのうち2チャンネル以上の指示値がバックグラウンドの20倍以上になったとき。	低出力運転を行う場合		
主循環ポンプ商用電源異常	(9) 主循環ポンプ商用電源が停電したとき。	低出力運転を行う場合		
その他	地震 (1) 0. 2 5 m / s ² 以上の地震が発生したとき。	—		
ランセーフスイッチ	(2) 「ラン・セーフ」スイッチを投入したとき。	—		
手動スクラム	(3) 「手動スクラム」ボタンを押したとき。	—		

別表第8 原子炉に連動する照射設備の緊急停止連動装置の作動条件 (第21条関係)

(削る)

・照射設備の運転を行わないため削除

装置	項目	作動条件	解除の条件
BOC A照射 装置	高圧給水系圧力高	キャプセル制御装置の高圧給水系圧力が8. 2 4 MP a (84kg/cm ² G)以上になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、その他の計器により当該系統の状態が確認でき、かつ、必要な操作が可能なとき。 (3) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。
	高圧給水系圧力低	キャプセル制御装置の高圧給水系圧力が6. 3 7 MP a (65kg/cm ² G)以下になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、その他の計器により当該系統の状態が確認でき、かつ、必要な操作が可能なとき。 (3) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。
OSF-1照射装置	冷却水流量低	冷却系の炉内管入口流量が1. 0 m ³ /h以下になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、その他の計器により当該系統の状態が確認でき、かつ、必要な操作が可能なとき。 (3) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。
	炉内管入口圧力低	冷却系炉内管入口圧力が1 9 6 k P a (2.0kg/cm ² G)以下になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、その他の計器により当該系統の状態が確認でき、かつ、必要な操作が可能なとき。 (3) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。
	炉内管出口圧力低	冷却系の炉内管出口圧力が4 9 k P a (0.5kg/cm ² G)以下になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、その他の計器により当該系統の状態が確認でき、かつ、必要な操作が可能なとき。 (3) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。 (4) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されるとき、又は炉心から取り出されるとき。

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）		備考	
別表第9 本体施設の制御棒挿入装置の作動条件（第2.2条関係）				(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除	
設備及び装置	項目	作動条件	変更又は解除の条件				
核計装・制御設備	対数出力系ベリオド短	(1) 2チャンネル以上の対数出力系原子炉周期が10秒以下になったとき。	二	二			
	線形出力系線形出力大	(2) 2チャンネル以上の線形出力系線形出力が設定レベル（原子炉定格出力の1%以下では切換レベル）の1.2倍以上になったとき。	二	二			
プロセス計装	熱出力大	(1) 熱出力が定格出力の1.25倍以上になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉出入口温度差大	(2) 一次冷却水の原子炉出入口温度差が10℃以上になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口温度高	(3) 一次冷却水の原子炉入口温度が5.1℃以上になったとき。	変更7.0℃以上 解除	温度係数を測定する場合 低出力運転を行う場合			
	原子炉出口温度高	(3) 一次冷却水の原子炉出口温度が6.0℃以上になったとき。	変更7.8℃以上 解除	温度係数を測定する場合 低出力運転を行う場合			
別表第10 本体施設のセットバック装置の作動条件（第2.3条関係）				(削る)			・原子炉の運転を行わないため削除
設備及び装置	項目	作動条件	変更又は解除の条件				
核計装・制御設備	線形出力系線形出力大	自動運転中において、2チャンネル以上の線形出力系線形出力が原子炉定格出力の1%以上で、設定レベルの1.15倍以上になったとき。	二	二			
プロセス計装	熱出力大	(1) 熱出力が定格出力の1.2倍以上になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉出入口温度差大	(2) 一次冷却水の原子炉出入口温度差が9.5℃以上になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口流量低下	(3) 一次冷却水の原子炉入口流量が1時間につき5.400m ³ 以下になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口圧力異常	(4) 2チャンネル以上の原子炉入口圧力が1.62MPa {16.5kg/cm ² }以上又は1.27MPa {13.0kg/cm ² }以下になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	炉心出入口圧力差異異常	(5) 炉心差圧が3.73kPa {3.8kg/cm ² }以上又は2.35kPa {2.4kg/cm ² }以下になったとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	緊急ポンプ停止	(6) 緊急ポンプが停止したとき。	解除	低出力運転を行う場合			
	原子炉入口	(7) 一次冷却水の原子炉入口温度が5.0℃以上	7.0℃以上	温度係数を			

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）		備考
	温度高	上になったとき。	上 解除	測定する場合 低出力運転 を行う場合		
	原子炉出口 温度高	(8) 一次冷却水の原子炉出口温度が5.9℃以上になったとき。	7.8℃以上 解除	温度係数を 測定する場合 低出力運転 を行う場合		
	緊急ポンプ 出口流量低 下	(9) 緊急ポンプの流量が2.70 m ³ /h以下になったとき。	解除	低出力運転 を行う場合		
	充填ポンプ 流量低下	(10) 充填ポンプの流量が1.5 m ³ /h以下になったとき。	解除	低出力運転 を行う場合		
	炉プール水 位低下	(11) 炉プール水位が基準水位より500 mm以上低下したとき。	解除	低出力運転 を行う場合		
別表第1.1 原子炉に連動する照射設備のセットバック装置の作動条件（第2.3条関係）				(削る)		・照射設備の運転を行わないため削除
装置	項目	作動条件	解除の条件			
水カラビ ット照射装置	冷却水流量 低	冷却水流量が3.8 m ³ /h以下になったとき。	(1) 原子炉が低出力運転を行う場合 (2) 計器を一時的に修理又は交換をする場合で、ラビットが炉心に挿入されていないとき。			
別表第1.2 本体施設の制御棒引抜停止装置の作動条件（第2.4条関係）				(削る)		・原子炉の運転を行わないため削除
設備及び装 置	項目	作動条件				
核計装制御 設備	対数出力系ベリ オド短	(1) 2チャンネル以上の対数出力系の原子炉周期が20秒以下になったとき。				
	起動系ベリオド 短	(2) 2チャンネル以上の起動系の原子炉周期が20秒以下になったとき。				
	制御棒案内管脱 座	(3) 制御棒案内管が正規の位置から30 mm以上変位したとき。				

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）				備考
別表第13 本体施設の警報装置の作動条件（第25条関係）				別表第1 本体施設の警報装置の作動条件（第18条関係）				<ul style="list-style-type: none"> 別表番号及び条番号の変更 JMTR廃止措置に伴う変更
設備及び装置	項目	作動条件	除外の条件	(削る)	項目	作動条件	(削る)	
核計装・制御設備	起動系対数計数率大	(1) 2チャンネル以上の起動系の計数率が $1.0 \text{ s}^{-1} (10^5 \text{ cps})$ 以上になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	起動系ペリオド短	(2) 2チャンネル以上の起動系の原子炉周期が2.5秒以下になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	対数出力系対数増幅器故障	(3) 1チャンネルの対数出力系対数増幅器が故障したとき。	対数出力系の測定範囲外（5W以下）の場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	対数出力系ペリオド計故障	(4) 1チャンネルの対数出力系原子炉周期計機器が故障したとき。	対数出力系の測定範囲外（5W以下）の場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	線形出力系線形出力大	(5) 線形出力系線形出力が設定レベル（原子炉定格出力の1%以下では切換レベル）の1.1倍以上になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	線形出力系線形増幅器故障	(6) 1チャンネルの線形出力系指示計増幅器が故障したとき。	線形出力系の測定範囲外（5.0W以下）の場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	自動制御系誤差大	(7) 自動運転中において、自動制御系誤差が10%以上になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	線形出力系レンジ切換	(8) 手動運転中において、線形出力系線形出力が切換レベルの80%以上になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	微調整棒上下限付近	(9) 微調整棒が上限又は下限付近に到達したとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	制御棒電磁石接触不良	(10) 制御棒電磁石が接触不良になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	起動系検出器用電源電圧不足	(11) 起動系高圧電源電圧が3.25V以下になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	対数出力系ペリオド短	(12) 2チャンネル以上の対数出力系の原子炉周期が2.5秒以下になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	対数出力系検出器用電源電圧不足	(13) 対数出力系電源電圧が3.50V以下になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	線形出力系検出器用電源電圧不足	(14) 線形出力系電源電圧が3.50V以下になったとき。	—	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
プロセス計装	原子炉出入口温度差大	(1) 一次冷却水の原子炉出入口の温度差が9℃以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	原子炉入口流量低下	(2) 原子炉入口流量が $5600 \text{ m}^3/\text{h}$ 以下になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	原子炉入口圧力異常	(3) 原子炉入口圧力が 1.57 MPa (16 kg/cm^2) 以上又は 1.37 MPa (14 kg/cm^2) 以下になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	炉心出入口圧力差異異常	(4) 炉心差圧が 353 kPa (3.6 kg/cm^2) 以上又は 245 kPa (2.5 kg/cm^2) 以下になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	原子炉出口圧力異常	(5) 一次冷却水の原子炉出口圧力が 1.10	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	

変更前 (令和2年11月20日付け原規規発第2011204号)			変更後 (補正後)			備考
	M P a {11.2kg/cm ² }以下又は1. 16 M P a {11.8kg/cm ² }以上になったとき。					
原子炉入口温度高	(6) 一次冷却水の入口温度が49℃以上になったとき。	低出力運転を行う場合又は温度係数を測定する場合	(削る)	(削る)	(削る)	
原子炉出口温度高	(7) 一次冷却水の出口温度が58℃以上になったとき。	低出力運転を行う場合又は温度係数を測定する場合	(削る)	(削る)	(削る)	
熱出力大	(8) 熱出力が定格出力の1. 1倍以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
圧力サージタンク圧力異常	(9) 圧力サージタンクの圧力が1. 27 M P a {13.0kg/cm ² }以下又は1. 47 M P a {15.0kg/cm ² }以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
圧力サージタンク水位異常	(10) 圧力サージタンクの液面が規定値より100mm以上増減したとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
緊急ポンプ出口流量低下	(11) 緊急ポンプの流量が370m ³ /h以下になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
脱気タンク圧力異常	(12) 脱気タンクの圧力が規定値より水柱で100mm以上増減したとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
脱気タンク入口流量異常	(13) 脱気タンク入口流量が45m ³ /h以下又は55m ³ /h以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
脱気タンク液面低下	(14) 脱気タンク液面が規定値より600mm以上低下したとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
充填ポンプ流量低下	(15) 充填ポンプ出口流量が45m ³ /h以下又は55m ³ /h以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
処理水タンク液面低下	(16) 処理水タンク液面が規定値より600mm以上低下したとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
ボイズンタンク圧力異常	(17) ボイズンタンク圧力が2. 94 M P a {30kg/cm ² }以上になったとき。	二	(削る)	(削る)	(削る)	
ボイズンタンク差圧異常	(18) ボイズンタンク差圧が0. 93 M P a {9.5kg/cm ² }以下又は1. 13 M P a {11.5kg/cm ² }以上になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	
ボイズンタンク液面異常	(19) ボイズンタンク液面が1470mm以下又は1530mm以上になったとき。	二	(削る)	(削る)	(削る)	
ボイズンタンク温度低下	(20) ボイズンタンク温度が15℃以下になったとき。	二	(削る)	(削る)	(削る)	
バックアップ電源異常	(21) バックアップスクラム装置の電源電圧が82. 5V以下になったとき。	二	(削る)	(削る)	(削る)	
炉プール水位低下	(22) 炉プール液面が基準水位より50mm以上低下したとき。	低出力運転を行う場合	炉プール水位低下	(1) 炉プール液面が基準水位より50mm以上低下したとき。	(削る)	・番号の繰上げ (以下同じ。)
No.1 カナル液面低下 No.2 カナル液面低下 S F Cプール液面低下	(23) カナル及びS F Cプールの液面が基準水位より50mm以上低下したとき。	二	No.1 カナル液面低下 No.2 カナル液面低下 S F Cプール液面低下	(2) カナル及びS F Cプールの液面が基準水位より50mm以上低下したとき。	(削る)	
充填ポンプ停止	(24) 調節系圧力設定値に対する原子炉入口圧力が265k P a {2.7kg/cm ² }以上又は490k P a {5.0kg/cm ² }以下になったとき。	低出力運転を行う場合	(削る)	(削る)	(削る)	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）			備考
逃がし弁作動	(25) 主配管逃がし弁が作動したとき。	＝	(削る)	(削る)	(削る)	・番号の繰下げ（以下同じ。）
一次冷却水モニタ（1）高	(26) 一次冷却水モニタの指示値がバックグラウンドの2倍以上になったとき。	＝	(削る)	(削る)	(削る)	
一次冷却水モニタ（2）高						
脱気ガスモニタ高	(27) 脱気ガスモニタの指示値がバックグラウンドの2倍以上になったとき。	＝	(削る)	(削る)	(削る)	
二次冷却水モニタ異常	(28) 二次冷却水モニタの指示値がバックグラウンドの3倍以上になったとき。	＝	(削る)	(削る)	(削る)	
二次冷却システムの冷却塔倒壊事象に対する対応措置により二次冷却系配管内の水抜きを実施した場合						
その他			(削る)			
No.1排水槽液面上昇	(1) 第1排水系貯槽の液面が1750mm以上になったとき。	＝	No.1排水槽液面上昇	(3) 第1排水系貯槽の液面が1750mm以上になったとき。	(削る)	
No.2排水槽（1）液面上昇	(2) 第2排水系貯槽の液面が1620mm以上になったとき。	＝	No.2排水槽（1）液面上昇	(4) 第2排水系貯槽の液面が1620mm以上になったとき。	(削る)	
No.2排水槽（2）液面上昇			No.2排水槽（2）液面上昇			
No.3排水槽液面上昇	(3) 第3排水系貯槽（I）の液面が4900mm以上になったとき。	＝	No.3排水槽液面上昇	(5) 第3排水系貯槽（I）の液面が4900mm以上になったとき。	(削る)	
廃樹脂貯槽液面高	(4) 第3排水系貯槽（II）廃樹脂貯槽の液面が900mm以上になったとき。	＝	廃樹脂貯槽液面高	(6) 第3排水系貯槽（II）廃樹脂貯槽の液面が900mm以上になったとき。	(削る)	
タンクヤード機器異常	(5) 第4排水系ピットの液面が1620mm以上になったとき。	＝	(削る)	(削る)	(削る)	
廃液タンク液面高	(6) 第1廃液タンクの液面が1910mm以上になったとき。	＝	廃液タンク液面高	(7) 第1廃液タンクの液面が1910mm以上になったとき。	(削る)	
	(7) 第2廃液タンクの液面が1910mm以上になったとき。	＝		(8) 第2廃液タンクの液面が1910mm以上になったとき。	(削る)	
	(8) 第4廃液タンクの液面が1170mm以上になったとき。	＝		(9) 第4廃液タンクの液面が1170mm以上になったとき。	(削る)	
	(9) 第5廃液タンクの液面が1170mm以上になったとき。	＝		(10) 第5廃液タンクの液面が1170mm以上になったとき。	(削る)	
	(10) 第6廃液タンクの液面が990mm以上になったとき。	＝		(11) 第6廃液タンクの液面が990mm以上になったとき。	(削る)	
	(11) 第7廃液タンクの液面が990mm以上になったとき。	＝		(12) 第7廃液タンクの液面が990mm以上になったとき。	(削る)	
廃液タンク液面低	(12) 第1廃液タンクの液面が170mm以下になったとき。	＝	廃液タンク液面低	(13) 第1廃液タンクの液面が170mm以下になったとき。	(削る)	
	(13) 第2廃液タンクの液面が170mm以下になったとき。	＝		(14) 第2廃液タンクの液面が170mm以下になったとき。	(削る)	
	(14) 第4廃液タンクの液面が70mm以下になったとき。	＝		(15) 第4廃液タンクの液面が70mm以下になったとき。	(削る)	
	(15) 第5廃液タンクの液面が70mm以下になったとき。	＝		(16) 第5廃液タンクの液面が70mm以下になったとき。	(削る)	
	(16) 第6廃液タンクの液面が50mm以下になったとき。	＝		(17) 第6廃液タンクの液面が50mm以下になったとき。	(削る)	
	(17) 第7廃液タンクの液面が50mm以下に	＝		(18) 第7廃液タンクの液面が50mm以下に	(削る)	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）			変更後（補正後）			備考
	なったとき。			なったとき。		
サンプピット液面高	(18) サンプピットの液面が800mm以上になったとき。	＝	サンプピット液面高	(19) サンプピットの液面が800mm以上になったとき。	(削る)	
別表第14 原子炉に連動する照射設備の警報装置の作動条件（第25条関係）			(削る)			<ul style="list-style-type: none"> 別表番号及び条番号の変更 別表番号及び条番号の変更 JMTR廃止措置に伴う変更及び使用済燃料を保管する場所のみの記載とする。 原子炉及び照射設備の運転を行わないため削除
装置	作動条件	解除の条件				
BOCA照射装置	キャプセル制御装置の高圧給水系圧力が、7.65MPa (78.0kg/cm ² G)以上又は、6.77MPa (69.0kg/cm ² G)以下になったとき。	(1) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。				
OSF-1照射装置	冷却系炉内管入口流量が、1.5m ³ /h以下になったとき。	(1) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていないとき。				
	冷却系炉内管入口圧力が、294kPa (3.0kg/cm ² G)以下になったとき。	(2) OSF-1キャプセルが炉心に挿入されるとき、又は炉心から取出されるとき。				
水カラピット照射装置	冷却系炉内管出口圧力が、78kPa (0.8kg/cm ² G)以下になったとき。					
	冷却水流量が、8.2m ³ /h以下になったとき。	＝				
別表第15 負圧の維持基準（第26条関係） (省略)			別表第2 負圧の維持基準（第19条関係） (変更なし)			
別表第16 一次冷却水、カナル水等の水質維持基準（第28条及び第29条関係）			別表第3 カナル水等の水質維持基準（第21条関係）			
項目	維持基準値		項目	維持基準値		
一次冷却系、炉プール、カナル、CFプール及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 2μS/cm以下(2μΩ/cm以下) (2) pH 5.5～7.0		カナル及びSFCプールの水質	(1) 電気伝導率 2μS/cm以下(2μΩ/cm以下) (2) pH 5.5～7.0		
別表第17 原子炉の運転開始前に正常な状態にしているべき系統及び設備（第30条関係）			(削る)			
施設等	原子炉の運転出力が500kW以下の場合（低出力運転）	原子炉の運転出力が500kWを超える場合				
本体施設	(1) 核計装	(1) 核計装				
	(2) プロセス計装	(2) プロセス計装				
特定施設	(3) 安全保護回路	(3) 安全保護回路				
	(4) 制御設備	(4) 制御設備				
	(5) 気密扉及び遮蔽扉	(5) 非常用制御設備				
	(6) 炉プール（水位が作業水位以上であること。）	(6) 気密扉及び遮蔽扉				
		(7) 炉プール（水位が基準水位より-50mm以上であること。）				
		(8) 主循環系統				
		(9) 精製系統				
		(10) N ₂ ガス系統				
		(11) プールカナル循環系統				
		(12) 排水系統				
	(1) 炉室給排気系統	(1) 炉室給排気系統				
	(2) UCL系統	(2) UCL系統				

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）		変更後（補正後）	備考
	(3) 電源系統 (4) 空気系統	(3) 電源系統 (4) 空気系統 (5) 二次冷却系統 (6) N ₂ ガス系統 (7) タンクヤード (8) 純水補給系統 (9) 排水系統	
照射設備*		(1) キャプセル照射装置 (2) B O C A照射装置 (3) O S F - 1照射装置 (4) 水カラビット照射装置	
*：「照射設備運転実施計画」に基づき使用しない装置は停止できる。			
別表第18 原子炉運転中の本体施設等の巡視（第34条関係）		(削る)	・原子炉の運転を行わないため削除
施設等	系統及び設備		
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統		
	二次冷却系統		
	プールカナル循環系統		
	U C L系統		
制御材駆動設備等	計装設備		
	制御設備		
	バックアップスクラム装置		
電源、給排水及び給排気施設等	電源系統		
	排水系統		
	タンクヤード		
	純水系統		
	給排気系統		
	空気系統		
	N ₂ ガス系統		
別表第19 原子炉運転中の照射設備の巡視（第34条関係）		(削る)	・照射設備の運転を行わないため削除
設備	装置		
照射設備*	キャプセル照射装置		
	B O C A照射装置		
	O S F - 1照射装置		
	水カラビット照射装置		
*：「照射設備運転実施計画」に基づき停止中の装置を除く。			
別表第20 削除		(削る)	・別表番号を削る。 ・別表番号を削る。 ・別表番号を削る。 ・別表番号を削る。
別表第21 削除		(削る)	
別表第22 削除		(削る)	
別表第23 削除		(削る)	
		(削る)	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

変更後（補正後）

備考

別表第2-4 原子炉停止中の本体施設等の巡視（第40条関係）

別表第4 本体施設等の巡視（第30条関係）

施設等	系統及び設備	勤務日	休日等
原子炉冷却系統施設	一次冷却系統	○	○
	二次冷却系統	○	—
	プールカナル循環系統	○	—
	UCL系統	○	○
制御材駆動設備等	計装設備	○	—
	制御設備	○	○
	バックアップスクラム装置	○	—
電源、給排水及び給排気施設等	電源系統	○	○
	排水系統	○	○
	タンクヤード	○	○
	純水系統	○	○
	給排気系統	○	○
	空気系統	○	○
	N ₂ ガス系統	○	—

性能維持施設	主な系統及び設備	勤務日	休日等
原子炉冷却系統施設	UCL系統*	○	○
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	○	○
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	○	○
原子炉格納施設	換気設備	○	○
その他	空気系統	○	○

○：巡視を行う。 —：巡視を行わない。

○：巡視を行う。
*：UCL系統は空気系統用冷却設備の運用が開始されるまで巡視を行う。

別表第2-5 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限量（第42条関係）

別表第5 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限量（第31条関係）

区分	貯蔵施設		種類及び制限量	
	貯蔵場所	貯蔵設備	種類	制限量
未使用燃料要素	燃料管理室	燃料貯蔵ラック	濃縮ウラン	288本
JMTRCで使用した燃料				
使用済燃料要素	カナル	使用済燃料ラック	濃縮ウラン	2250本
	SFCプール	使用済燃料ラック	濃縮ウラン	300本

区分	貯蔵施設		種類及び制限量	
	貯蔵場所	貯蔵設備	種類	制限量
未使用燃料要素	燃料管理室	燃料貯蔵ラック	濃縮ウラン	288本
JMTRCで使用した燃料				
使用済燃料要素	カナル	使用済燃料ラック	濃縮ウラン	2250本
	SFCプール	使用済燃料ラック	濃縮ウラン	300本

注) カナルには、炉心に装荷されている全燃料要素を貯蔵できる領域を確保する。

(削る)

別表第2-6 削除

・別表番号及び条番号の変更
・JMTR廃止措置に伴う変更

・巡視対象としてUCL系統が適用される条件の追加

・別表番号及び条番号の変更

・炉心に装荷されている燃料要素はないため削除

・別表番号を削る。

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）						変更後（補正後）						備考
別表第27 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第72条関係）						別表第6 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第48条関係）						・別表番号及び条番号の変更 ・JMTR廃止措置に伴う削除 ・別表番号及び条番号の変更 ・性能維持施設である放射線測定機器（水モニタ）の管理について追加 ・別表番号及び条番号の変更
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
排気ガスモニタ	JMTR排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ガンマ線	排気ガスモニタ	JMTR排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	排気中の放射性ガス濃度の連続監視	ガンマ線	
		$10^{-3} \sim 10^3 \text{ mGy/h}$	1					$10^{-3} \sim 10^3 \text{ mGy/h}$	1			
排気ダストモニタ	JMTR排気口 居室実験室排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	排気ダストモニタ	JMTR排気口 居室実験室排気口	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
			1						1			
室内ガスモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	4	管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視	ガンマ線	室内ガスモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	4	管理区域内空気中の放射性ガス濃度の監視	ガンマ線	
室内ダストモニタ			6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	室内ダストモニタ			6	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視	ベータ線	
水モニタ	一次冷却系	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	一次冷却水中の放射性物質濃度の連続監視	ガンマ線	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
	二次冷却系		1	二次冷却水中の放射性物質濃度の連続監視	ガンマ線				(削る)	(削る)	(削る)	
ガンマ線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \text{ } \mu\text{Sv/h}$ $10^{-2} \sim 10^2 \text{ mSv/h}$ $10^{-3} \sim 10^1 \text{ Sv/h}$	19	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^3 \text{ } \mu\text{Sv/h}$ $10^{-2} \sim 10^2 \text{ mSv/h}$ $10^{-3} \sim 10^1 \text{ Sv/h}$	19	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
			1						1			
			3						3			
中性子線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	3	管理区域内の中性子束密度の連続監視	中性子線	中性子線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	3	管理区域内の中性子束密度の連続監視	中性子線	
3			3									
別表第28 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第72条関係） （省略）						別表第7 放射線測定機器の設置箇所及び使用方法（第48条関係） （変更なし）						・別表番号及び条番号の変更 ・性能維持施設である放射線測定機器（水モニタ）の管理について追加 ・別表番号及び条番号の変更
別表第29 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第73条関係） （省略）						別表第8 放射線測定機器の測定箇所及び使用方法（第49条関係）						
別表第9 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第50条関係） （変更なし）						別表第9 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第50条関係） （変更なし）						
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
廃液タンク水モニタ	廃液貯槽	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	6	廃液貯槽の水中放射性物質濃度の監視	ガンマ線	廃液タンク水モニタ	廃液貯槽	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	6	廃液貯槽の水中放射性物質濃度の監視	ガンマ線	

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）	備考
別表第30 警報装置が正常に復帰できない場合の措置（第53条関係）				(削る)	・原子炉及び照射設備の運転を行わないため削除
警報原因の区分	措置	警報装置の項目	運転継続条件等		
警報 保安に影響を 及ぼす場合 象 が 継続 して いる とき 又は 原因 不明 の とき	運 転 に 停 止	線形出力系線形出力大	＝		
		対数出力系ベリオド短	＝		
		原子炉出入口温度差大	＝		
		原子炉入口流量低下	＝		
		原子炉入口圧力異常	＝		
		炉心出入口圧力差異異常	＝		
		原子炉出口圧力異常	＝		
		原子炉入口温度高	＝		
		原子炉出口温度高	＝		
		圧力サージタンク圧力異常	＝		
		圧力サージタンク水位異常	＝		
		緊急ポンプ出口流量低下	＝		
		12時間以内	一次冷却水モニタ（1）高 一次冷却水モニタ（2）高 脱気ガスモニタ高	3検出器のうち2検出器が正常値である場合	
		原子炉施設の 保安に影響を 与え ない場合 の とき	運 転 に 限 る	起動系対数計数率大	原子炉出力が対数出力計で計測できる範囲に入った場合
起動系ベリオド短	自動運転から手動運転モードに切替った場合				
自動制御系誤差大	線形出力系レンジ切換			低出力運転を行う場合	
線形出力系レンジ切換	微調整棒上下限付近			粗調整棒による補償操作を行う場合	
微調整棒上下限付近	圧力サージタンク圧力異常			原子炉入口圧力異常の警報が作動していない場合	
圧力サージタンク圧力異常	圧力サージタンク水位異常			原子炉入口圧力異常の警報が作動していない場合	
圧力サージタンク水位異常	脱気タンク圧力異常			原子炉入口圧力異常の警報が作動していない場合	
脱気タンク圧力異常	脱気タンク入口流量異常			脱気タンク液面低下	
脱気タンク入口流量異常	脱気タンク液面低下			充填ポンプ流量低下	
脱気タンク液面低下	充填ポンプ流量低下			処理水タンク液面低下	
充填ポンプ流量低下	処理水タンク液面低下			ボイズタンク圧力異常	
処理水タンク液面低下	ボイズタンク圧力異常			安全弁が作動していない場合	
ボイズタンク圧力異常	ボイズタンク差圧異常			原子炉入口圧力異常の警報が作動していない場合	
ボイズタンク差圧異常	ボイズタンク液面異常			液面が1360mm以上の場合	
ボイズタンク液面異常	ボイズタンク温度低下			給気系統が正常な場合	
ボイズタンク温度低下	バックアップ電源異常			駆動用窒素ガスが正常な場合	
バックアップ電源異常	炉プール水位低下			純水補給が可能である場合	
炉プール水位低下	充填ポンプ停止			原子炉入口圧力異常の警報が作動していない場合	
充填ポンプ停止	逃がし弁作動				
逃がし弁作動	二次冷却水モニタ異常			ラドントロン等原子炉施設以外の原因の場合	
二次冷却水モニタ異常	No.1排水槽液面上昇	タンクヤードへ廃液を受入れることが可能な場合			
No.1排水槽液面上昇	No.2排水槽液面（1）上昇				
No.2排水槽液面（1）上昇					

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）	備考		
計測制御設備の故障のとき	安全保護回路接点あり	運転停止	No.2排水槽液面（2）上昇				
			No.3排水槽液面上昇 廃樹脂貯槽液面高 タンクヤード機器異常	タンクヤードへ廃液を受入れることが可能な場合			
			水カラビット冷却水流量低	ラビットが炉心に挿入されていない場合又は炉心より取出した場合			
			BOCA照射装置高压給水系圧力高	OSF-1キャプセルが炉心に挿入されていない場合又は炉心より取出した場合			
			BOCA照射装置高压給水系圧力低				
			OSF-1照射装置冷却水流量低				
			OSF-1照射装置炉内管入口圧力低				
			OSF-1照射装置炉内管出口圧力低				
			対数出力系対数増幅器故障	3チャンネルのうち1チャンネル故障の場合			
			対数出力系ベリオド計故障				
			線形出力系線形増幅器故障				
			起動系検出器用電源電圧不足	3チャンネルのうち1チャンネル故障の場合			
			対数出力系検出器用電源電圧不足				
			線形出力系検出器用電源電圧不足				
			運転継続に限る	当該運転サイクル中	原子炉出入口温度差大	指示記録計に指示がでない場合	
					原子炉入口流量低下	でかつ安全保護回路用警報計及び故障した警報項目以外のプロセス計装で代替監視する場合	
					原子炉入口圧力異常		
					炉心出入口圧力差異異常		
					原子炉出口圧力異常		
					原子炉入口温度高		
					原子炉出口温度高		
		圧力サージタンク圧力異常					
		圧力サージタンク水位異常					
		緊急ポンプ出口流量低下					
		充填ポンプ流量低下					
		炉プール水位低下					
		一次冷却水モニタ（1）高	いずれか1検出器の故障の場合				
		一次冷却水モニタ（2）高					
		脱気ガスモニタ高					
		水カラビット冷却水流量低	他の計装で代替監視ができる場合				
		BOCA照射装置高压給水系圧力高					
		BOCA照射装置高压給水系圧力低					
		OSF-1照射装置冷却水流量低					
		OSF-1照射装置炉内管入口圧力低					

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）				変更後（補正後）	備考
			OSF-1 照射装置炉内管出口圧力低		
安全監視等が保困難で保安管理に支障のあ	運 2日以	内	ボイズンタンク液面異常	他の計装で代替監視ができる場合	
接するもの	運 当該運	転 サイ	自動制御系誤差大	誤差出力指示計で監視を行う場合	
点代替監視等に	運 当該運	転 サイ	制御棒電磁石接触不良	励磁電流計及び線形出力計で監視を行う場合	
しより保安管理が可能なもの	運 当該運	転 サイ	線形出力系レンジ切換	線形出力計で監視を行う場合	
	運 当該運	転 サイ	微調整棒上下限付近	位置指示計で監視を行う場合	
	運 当該運	転 サイ	脱気タンク圧力異常	故障した警報項目以外のプロセス計装等で代替監視できる場合	
	運 当該運	転 サイ	脱気タンク入口流量異常		
	運 当該運	転 サイ	脱気タンク液面低下		
	運 当該運	転 サイ	処理水タンク液面低下		
	運 当該運	転 サイ	ボイズンタンク圧力異常		
	運 当該運	転 サイ	ボイズンタンク差圧異常		
	運 当該運	転 サイ	ボイズンタンク温度低下		
	運 当該運	転 サイ	二次冷却水モニタ異常		
	運 当該運	転 サイ	No.1 排水槽液面上昇		
	運 当該運	転 サイ	No.2 排水槽液面（1）上昇		
	運 当該運	転 サイ	No.2 排水槽液面（2）上昇		
	運 当該運	転 サイ	No.3 排水槽液面上昇		
	運 当該運	転 サイ	廃樹脂貯槽液面高		
	運 当該運	転 サイ	タンクヤード機器異常		
	運 当該運	転 サイ	No.1 カナル液面低下		
	運 当該運	転 サイ	No.2 カナル液面低下		
	運 当該運	転 サイ	SFCプール液面低下		
	運 当該運	転 サイ	廃液タンク液面高		
	運 当該運	転 サイ	廃液タンク液面低		
	運 当該運	転 サイ	サンピット液面高		
警報回路のみ の故障である ことが明らか なとき	運 当該運	転 サイ	全ての警報項目	故障した警報回路に係る計器指示等を監視	

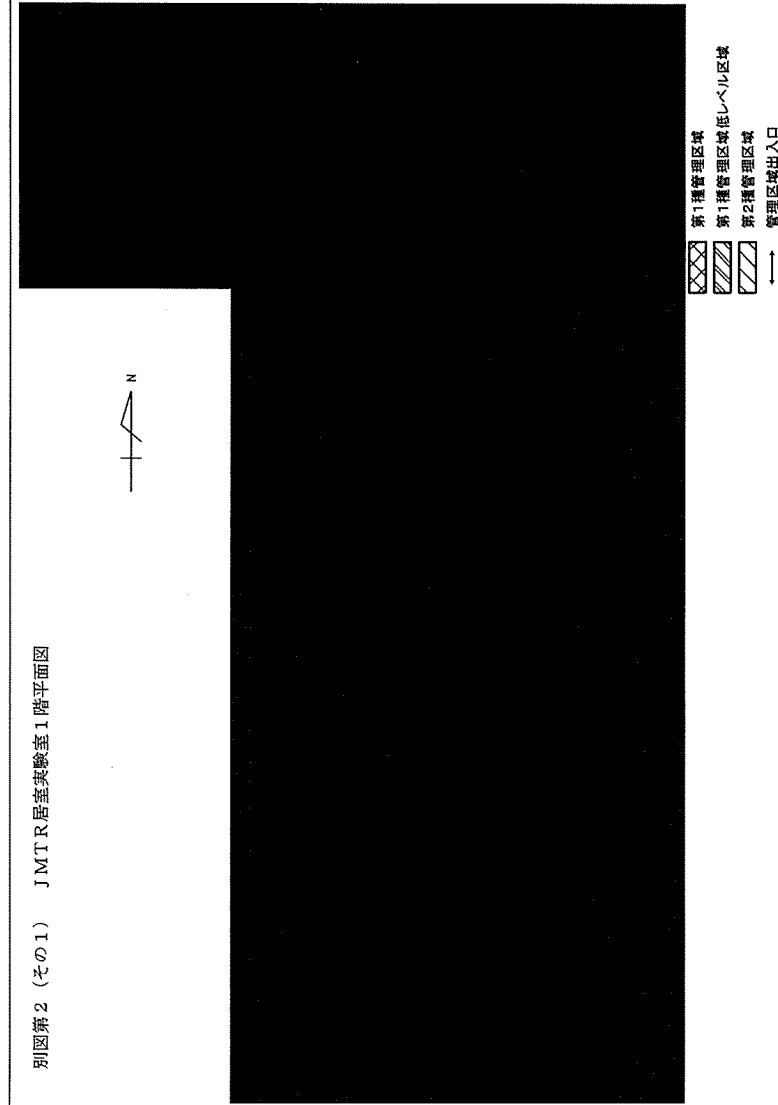
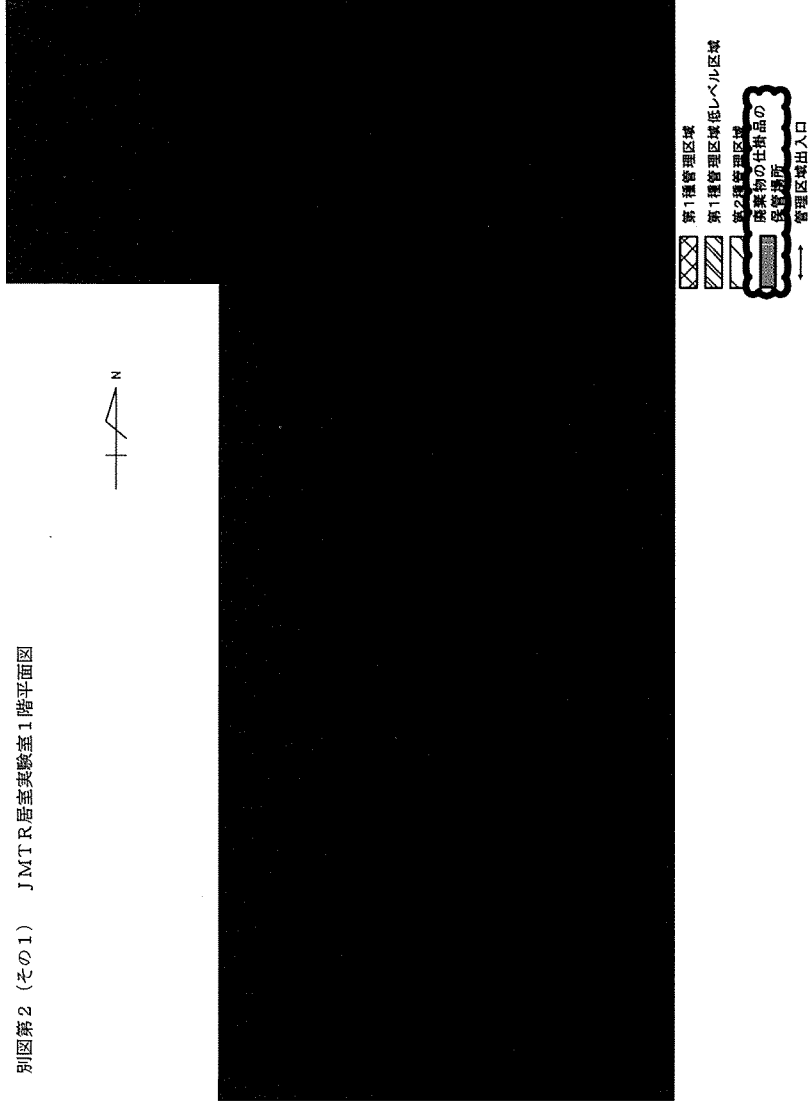
変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

変更後（補正後）

備考

別図第1（省略）

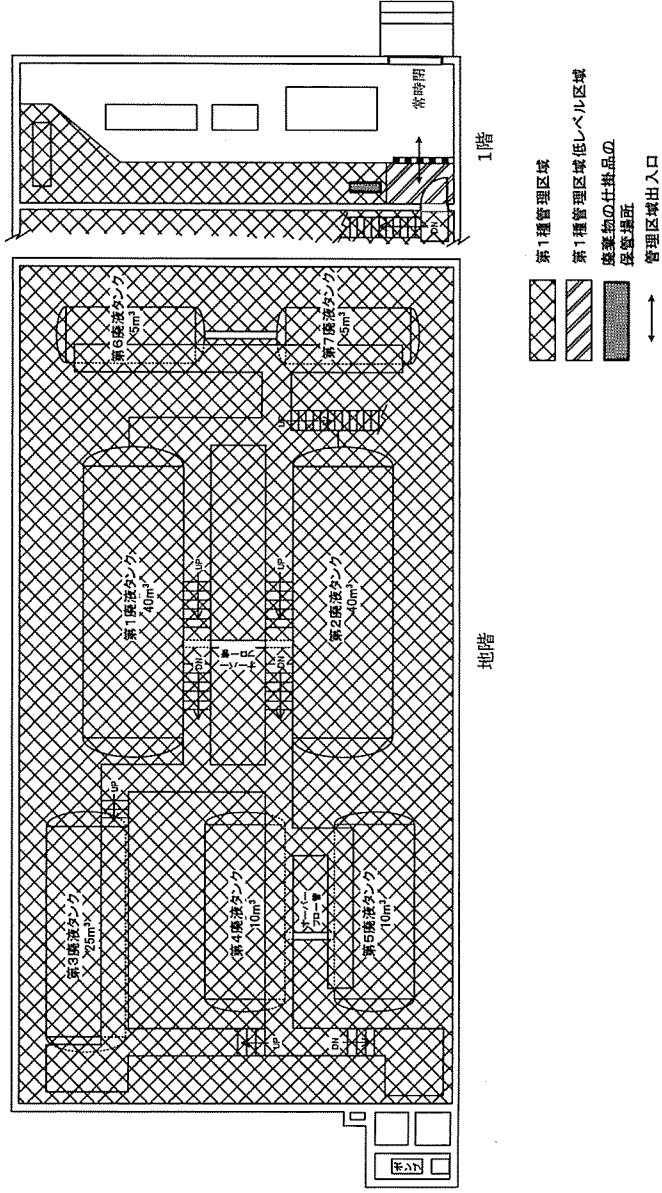
別図第1（変更なし）



・仕掛品の保管場所の削除

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

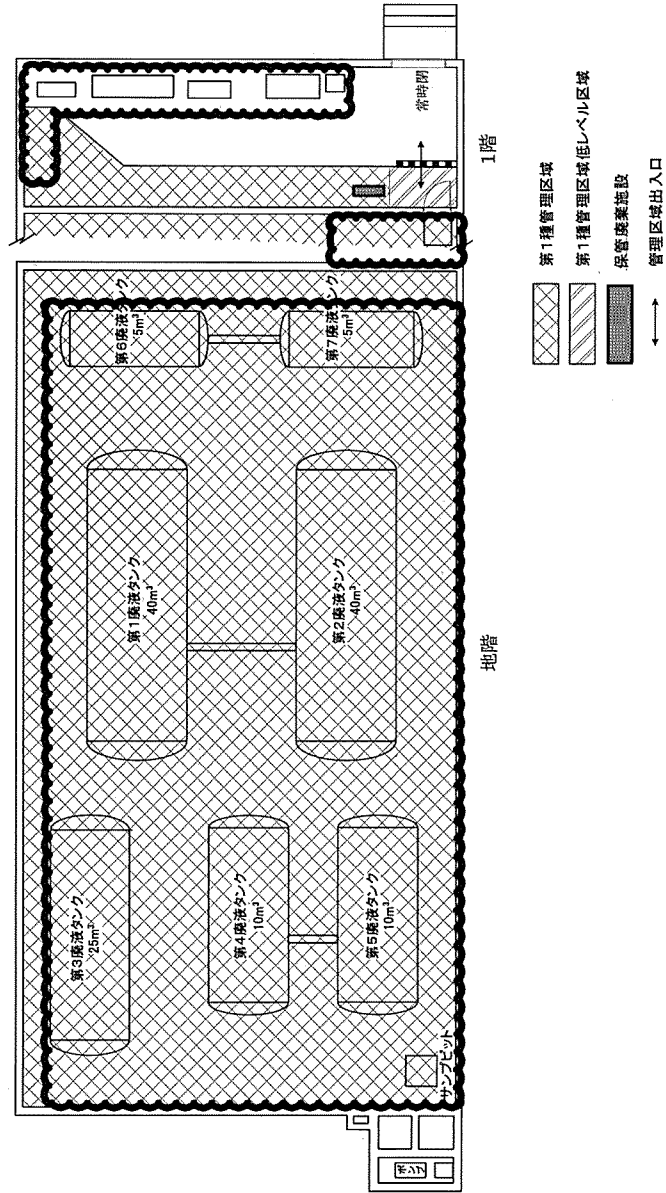
別図第2（その2）～別図第2（その3）（省略）



別図第2（その4） JMTRタンクヤード平面図

変更後（補正後）

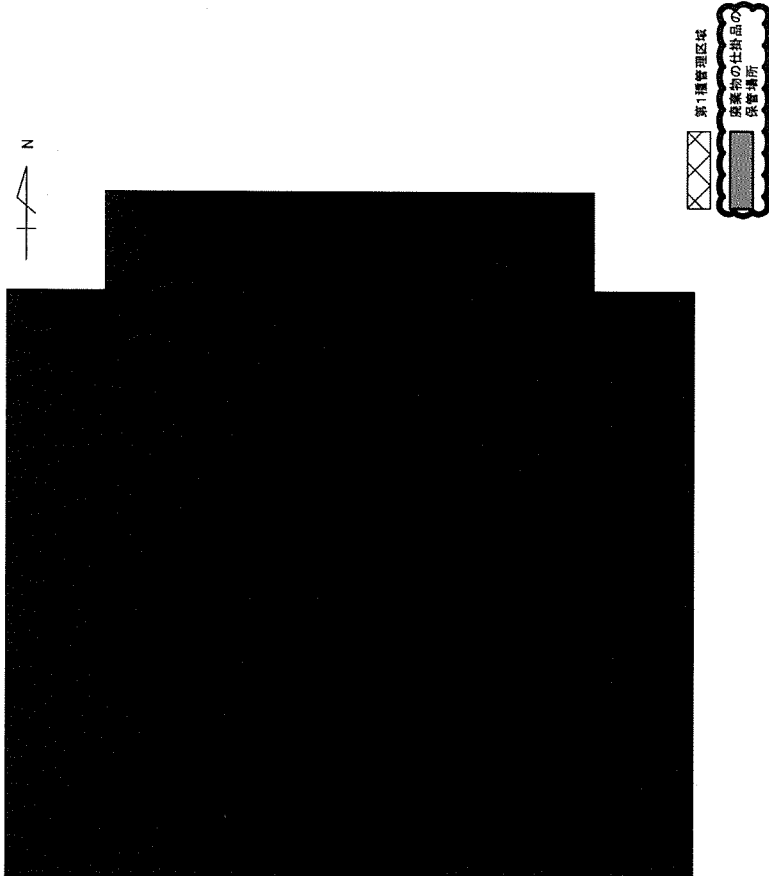
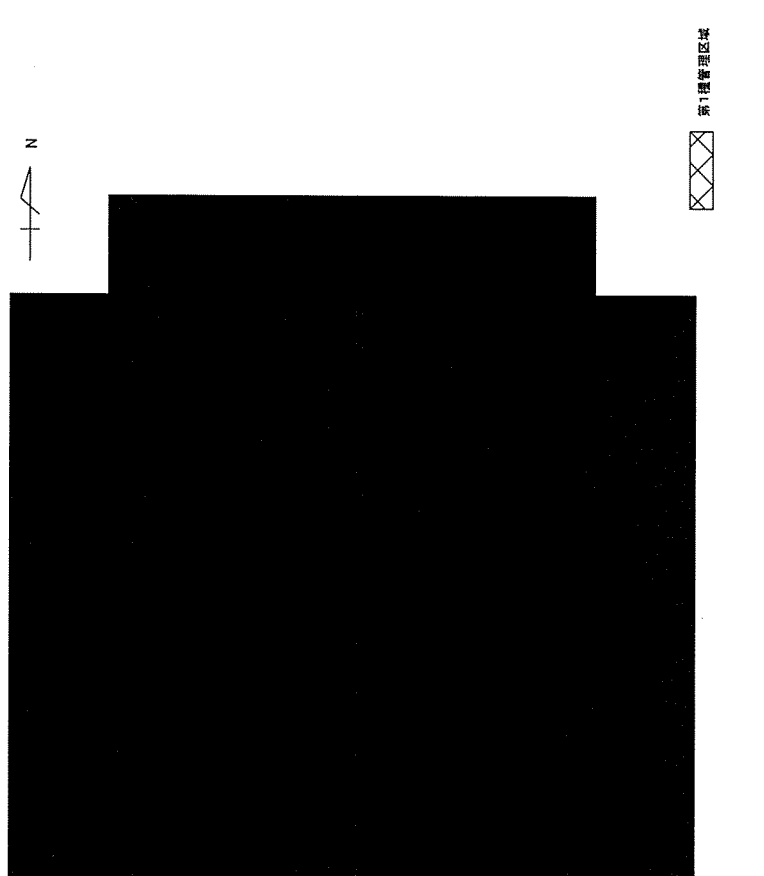
別図第2（その2）～別図第2（その3）（変更なし）



別図第2（その4） JMTRタンクヤード平面図

備考

・保管廃棄施設の設置に伴う変更及び記載の適正化

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>別図第2（その5）（省略）</p>  <p>別図第2（その6） JMTR原子炉建家3階平面図</p>	<p>別図第2（その5）（変更なし）</p>  <p>別図第2（その6） JMTR原子炉建家3階平面図</p>	<p>・仕掛品の保管場所の削除</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

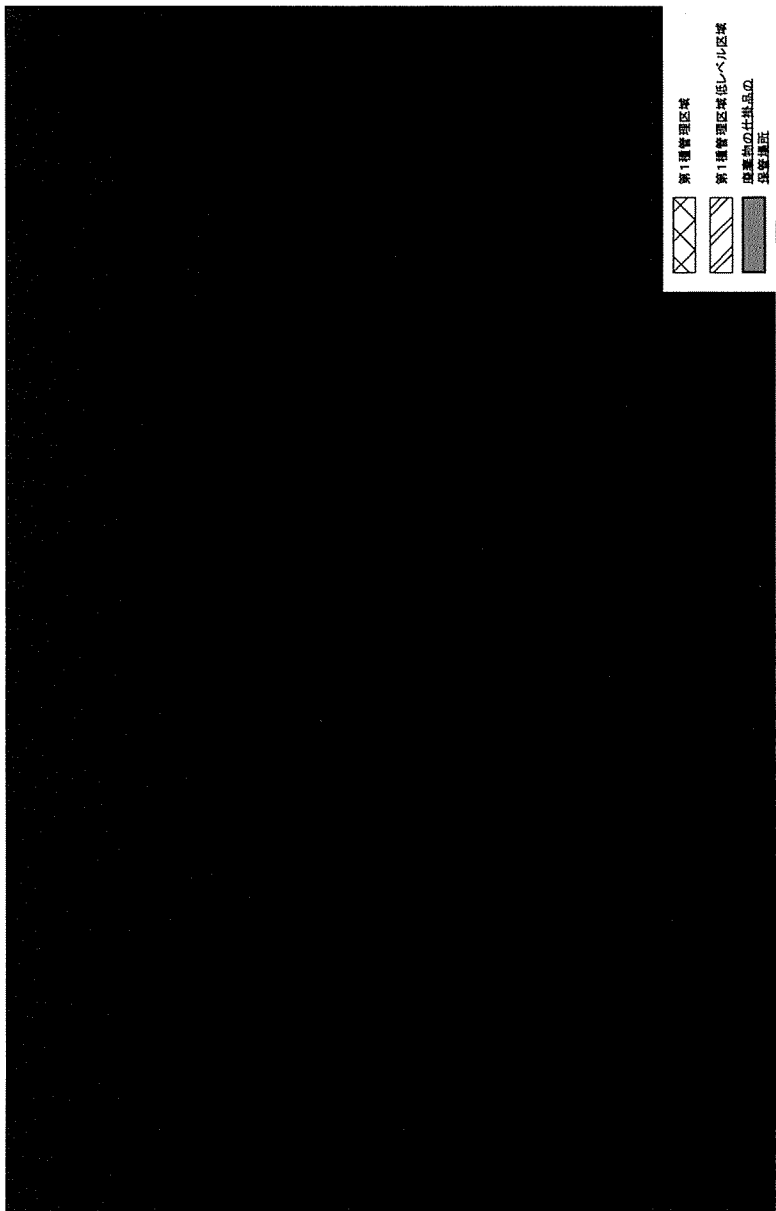
変更後（補正後）

備考

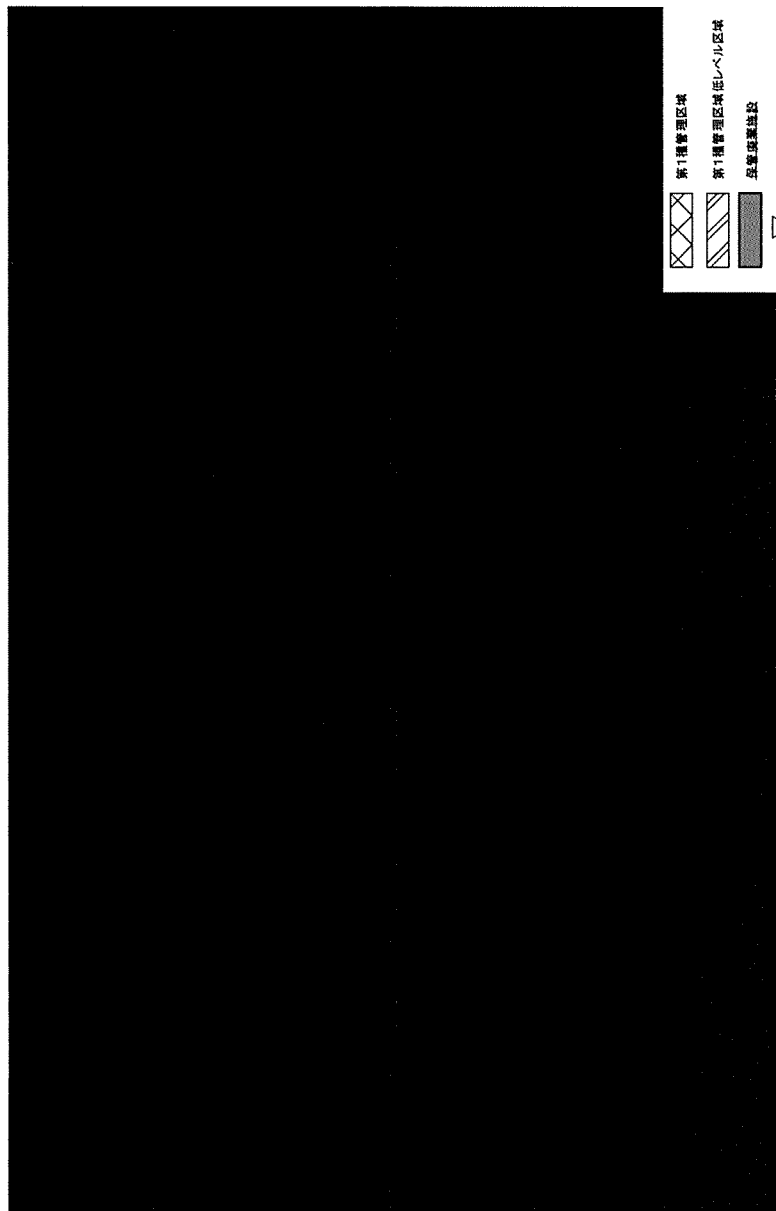
別図第2（その7）～別図第2（その8）（省略）

別図第2（その7）～別図第2（その8）（変更なし）

別図第2（その9） JMTR原子炉建家1階、No.3カナル及びSFCブール平面図

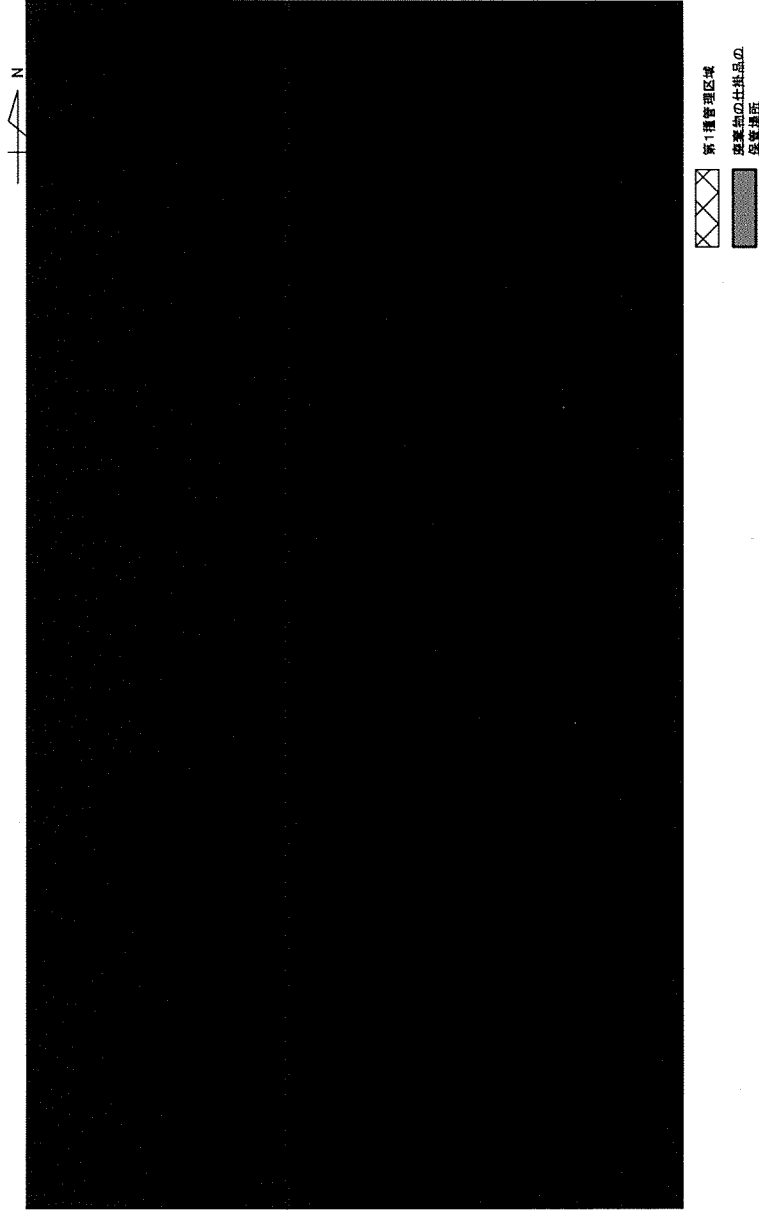


別図第2（その9） JMTR原子炉建家1階、No.3カナル及びSFCブール平面図



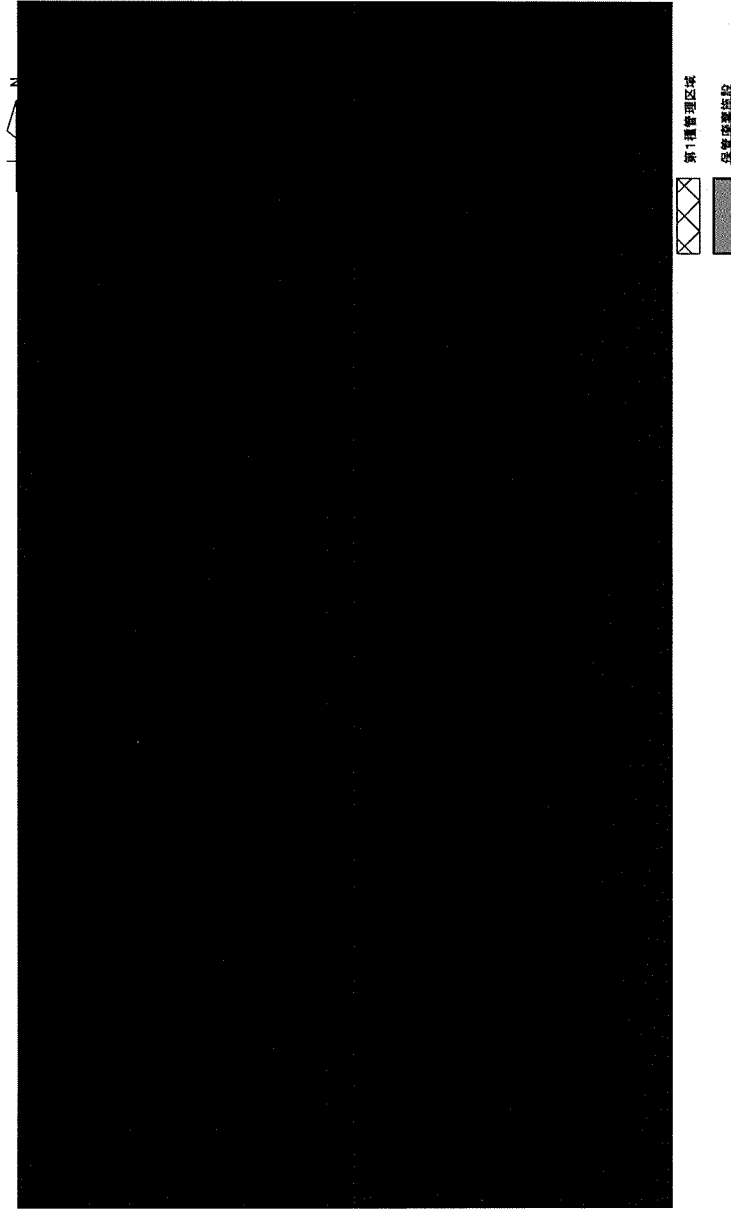
・保管廃棄施設の設置に伴う変更及び記載の適正化

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）



別図第2（その10） JMTR原子炉建家地下1階平面図

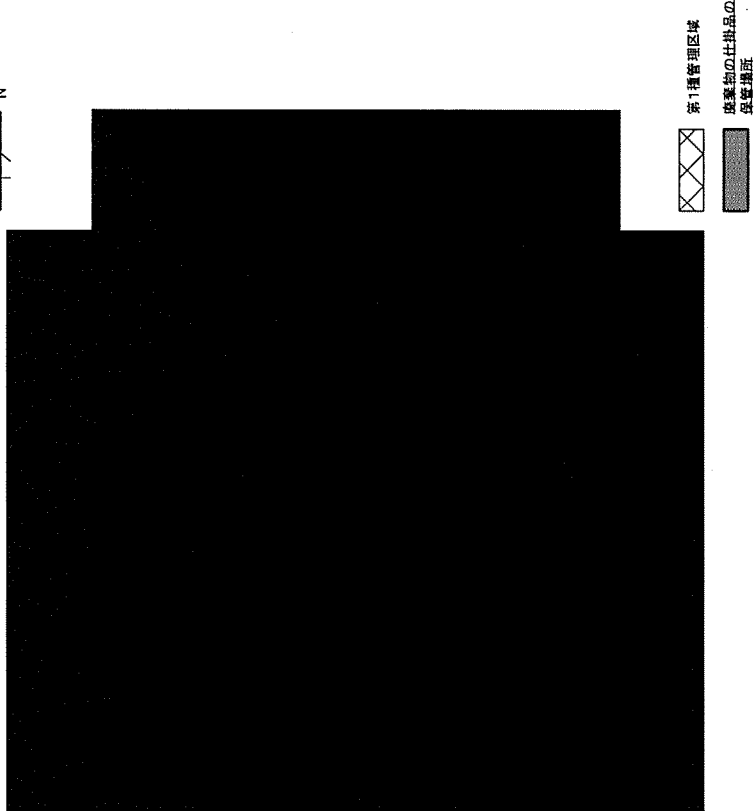
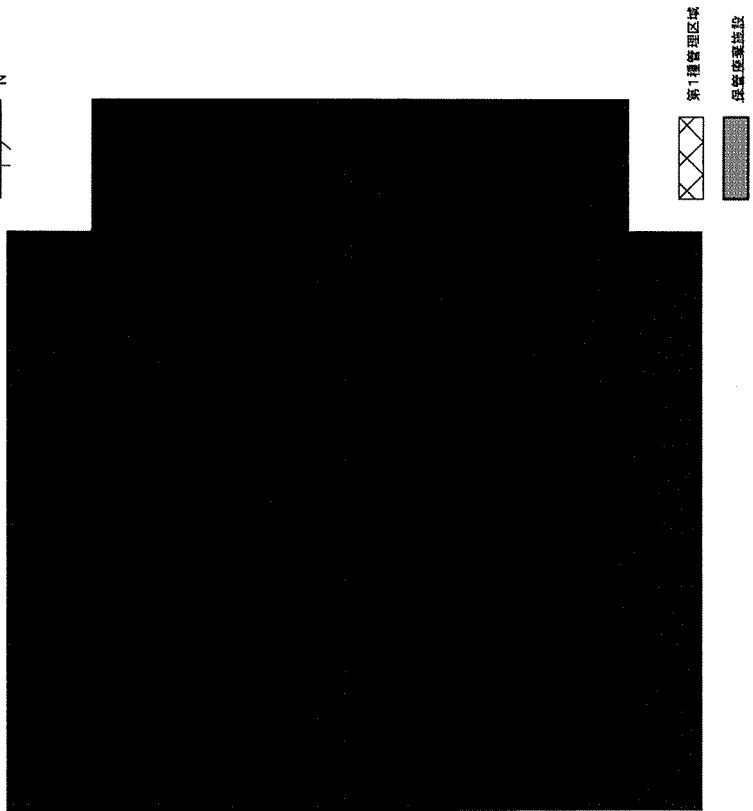
変更後（補正後）



別図第2（その10） JMTR原子炉建家地下1階平面図

備考

・保管廃棄施設の設置に伴う変更及び記載の適正化

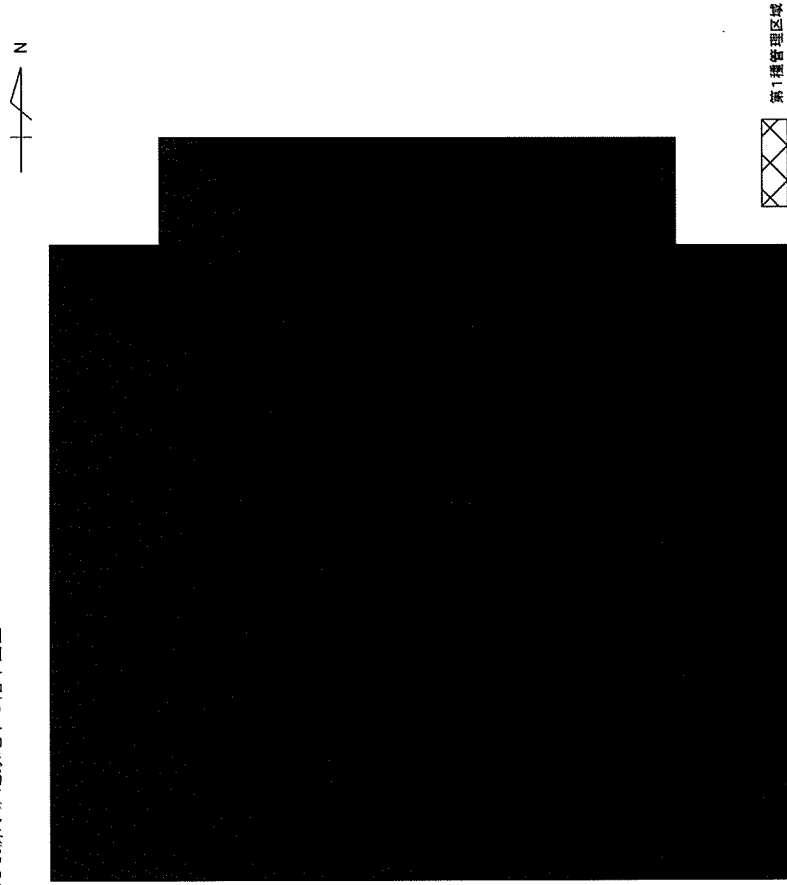
変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p data-bbox="141 922 168 1375">別図第2（その11） JMT R原子炉建家地下2階平面図</p> 	<p data-bbox="1014 909 1041 1362">別図第2（その11） JMT R原子炉建家地下2階平面図</p> 	<p data-bbox="1865 255 2130 311">・保管廃棄施設の設置に伴う変更</p>

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）

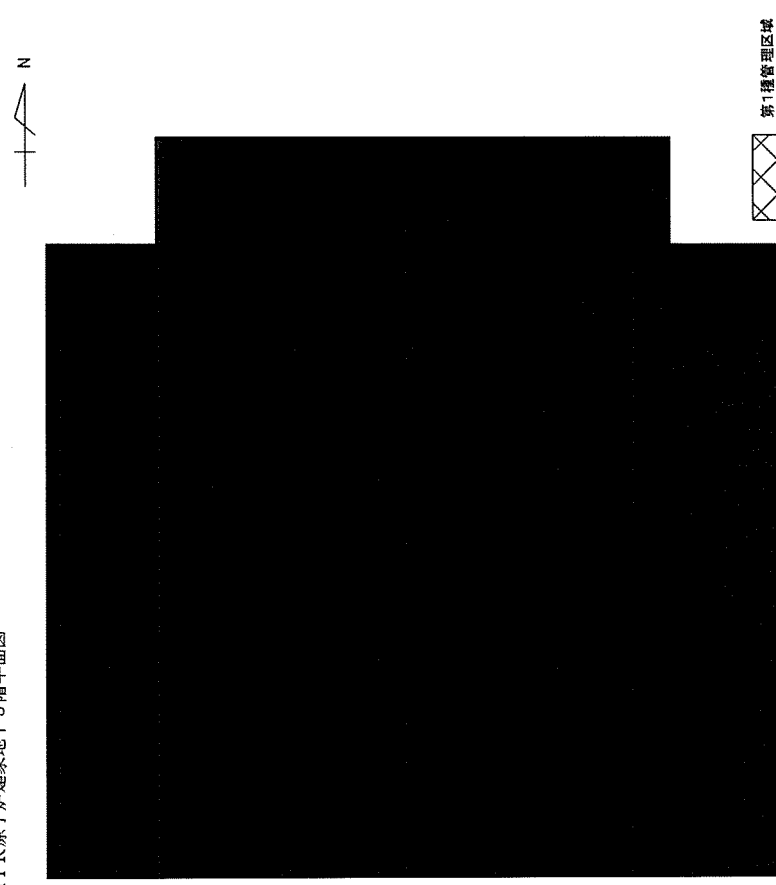
変更後（補正後）

備考

別図第2（その12） JMT R原子炉建家地下3階平面図



別図第2（その12） JMT R原子炉建家地下3階平面図



・記載の適正化

別図第2（その13）（省略）

別図第2（その13）（変更なし）

第6編 HTTRの管理

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更箇所）

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
<p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1条～第69条（省略） 別表第1～別表第24（省略） 別図第1～別図第2（その6）（省略）</p>	<p>第6編 HTTRの管理</p> <p>第1条～第69条（変更なし） 別表第1～別表第24（変更なし） 別図第1～別図第2（その6）（変更なし）</p>	

附 則

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定 新旧対照条文（下線部分に変更箇所）

変更前（令和2年11月20日付け原規規発第2011204号）	変更後（補正後）	備考
	<p><u>附 則</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	<p>・ 附則の追加</p>